

第百八十九回国会

参议院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第四号

平成二十七年七月二十九日(水曜日) 午前九時開会

委員の異動

七月二十八日

辞任

補欠選任

矢倉 克夫君

西田 実仁君

仁比 聡平君

小池 晃君

山口 和之君

松田 公太君

七月二十九日

辞任

補欠選任

足立 信也君

広田 一君

大塚 耕平君

加藤 敏幸君

西田 実仁君

矢倉 克夫君

小池 晃君

仁比 聡平君

浜田 和幸君

和田 政宗君

出席者は左のとおり。

委員長

鴻池 祥肇君

理事

石井 準一君

委員

佐藤 正久君

委員

塚田 一郎君

委員

馬場 成志君

委員

堀井 巖君

委員

北澤 俊美君

委員

福山 哲郎君

委員

荒木 清寛君

委員

小野 次郎君

委員

愛知 治郎君

委員

石田 昌宏君

委員

猪口 邦子君

委員

大沼みずほ君

委員

北村 経夫君

上月 良祐君

高橋 克法君

豊田 俊郎君

三木 亨君

三宅 伸吾君

森 まさこ君

山下 雄平君

山本 一太君

山本 順三君

小川 勝也君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

大野 元裕君

加藤 敏幸君

小西 洋之君

那谷屋正義君

白 眞勲君

広田 一君

蓮 舫君

谷合 正明君

西田 実仁君

平木 大作君

矢倉 克夫君

片山虎之助君

井上 哲士君

小池 晃君

総務大臣

法務大臣

外務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

防衛大臣

国務大臣

防衛大臣政務官

内閣法制局長官

原子力規制委員

事務局長

政府特別補佐人

大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

原子力規制委員

事務局長

政府特別補佐人

大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

原子力規制委員

事務局長

政府特別補佐人

大臣政務官

政府特別補佐人

高市 早苗君

上川 陽子君

岸田 文雄君

宮沢 洋一君

太田 昭宏君

中谷 元君

望月 義夫君

石破 茂君

石川 博崇君

横島 裕介君

田中 俊二君

藤田 昌三君

宇佐美正行君

前田 哲君

山本 条太君

土本 英樹君

大庭 誠司君

植道 明宏君

松永 邦男君

平松 賢司君

秋葉 剛男君

防衛省防衛政策局長

防衛省運用企画局長

黒江 哲郎君

深山 延曉君

本日の会議に付した案件
我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(鴻池祥肇君) たいまから我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十八日、山口和之君、仁比聡平君及び矢倉克夫君が委員を辞任され、その補欠として松田公太君、小池晃君及び西田実仁君が選任されました。また、本日、浜田和幸君及び足立信也君が委員を辞任され、その補欠として和田政宗君及び広田一君が選任されました。

委員長(鴻池祥肇君) 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○西田実仁君 おはようございます。公明党の西田実仁でございます。
昨日から当委員会が審議をスタートいたしました。用意しました質問をする前に、冒頭、まず二

点、昨日の委員会を受けまして総理に見解を伺いたいと思ひます。

昨日、存立危機事態への対応ということが戦争への参加なのかという質疑が行われたと承知しております。この存立危機事態というのは、我が国がまだ直接攻撃を受けていない、しかし我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃があつて、それによつて我が国に対して我が国が直接攻撃を受けたと同様の重大かつ深刻な被害が明らかである、こういう事態を存立危機事態というわけであり、この存立危機事態への対応が戦争への参加なのかどうかという質疑だったというふうに承知しております。

戦争という概念は、昨日もございましたけれども、これは国際法上違法でございます。そして、この戦争という言葉には、侵略戦争とかあるいは違法な武力の行使といったニュアンスがあるのではないかとこのように思つております。我が国が直接攻撃を受けて対応する個別的自衛権の措置の際、戦争に参加するとは言わないわけであり、

そこで、今回の平和安全法制における、憲法九条の下で許される自衛の措置というものが、我が国に対する攻撃があるときはもちろんであり、また我が国に対する攻撃がなくても、密接な関係する他国に対する攻撃がきっかけとなつて、我が国に甚大な影響を及ぼす明らか客観的な危険がある、こういうときに対応するというものでございまして、これを戦争への参加というふうには呼ぶには、ちよつとどうか、かなり違和感がございます。

そこで、こういう存立危機事態への対応というのは、戦争への参加ではなくて、我が国があくまでも自衛のための措置でありますし、また我が国を防御するための武力の行使であると、こういうふうには言わなければならぬのではないかとと思ひますが、総理の見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 西田委員御指摘のとおり、国連憲章の下では戦争は違法化されてい

ます。国連憲章の下で違法でない武力の行使は、個別的自衛権によるもの、集団的自衛権によるもの、国連安保理決議に基づく集団安全保障措置の三つのみであります。これらは、国連憲章の下で違法とされている戦争とは明確に区別されております。

我が国が新三要件を満たされた場合に行つた武力の行使は、あくまでも我が国の自衛のための措置であり、国際法上も正当な行為であります。にもかかわらず、戦争をする、戦争に参加するという表現を用いることは、あたかも違法な行為を我が国が率先して行つていっていると誤解されかねない、極めて不適切な表現であると思ひます。我が国の自衛のための措置、我が国の防衛のための武力の行使という表現を用いることが適切であると考へます。

○西田実仁君 もう一つお伺いしたいと思ひます。同じく存立危機事態への対応ということが、我が国への攻撃はまだないのにそれに対して対応するというのは先制攻撃ではないか、こういう趣旨の質疑も昨日あつたかと記憶をしております。そもそも、先制攻撃というのは、相手方が武力を行使していかないにもかかわらず先に武力を行使すること、これが先制攻撃です。しかし、今回の存立危機事態における対応というのは、我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃があつて、これが大前提なんです、あつて、それをきっかけとして、我が国に対して我が国が直接攻撃を受けたと同様の重大かつ甚大な被害が客観的に明らか、こういう場合に対応するものでありますので、こうした先制攻撃というふうな不法な、そもそも武力の行使をしている国に対して自衛の措置をとることは先制攻撃と呼ぶことは適切ではないかと、このように思ひますけれども、総理の見解をお伺いします。

○国務大臣(岸田文雄) 国連憲章におきまして自衛権が認められているのは、武力攻撃が発生した場合に限られています。したがって、いわゆる

先制攻撃のように、何ら武力攻撃が発生していないにもかかわらず我が国が自衛権を援用して武力を行使すること、これは国際法上合法とは言へません。

一方、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず武力をもって阻止することが正当化される権利とされております。ここにおいては、他国に対する武力攻撃の発生、これが大前提であります。この集団的自衛権は、国連憲章上、加盟国に認められた固有の権利です。個別的自衛権、さらには国連憲章第七章における集団的安全保障と併せて、武力の行使の違法性を阻却するものとして認められております。

ですから、国際法上合法と言へない先制攻撃とこの集団的自衛権、これは全く異なるものであります。そして、昨日の議論で、この二つ、先制攻撃と見えるのではないかと、これ混同される可能性がある、こういった指摘がありました。これは、集団的自衛権を行使しますと、その後、国連の安保理に申しましてしっかりと報告をしなければなりません。これは内容をしっかりと説明する義務が生じるわけです。

また、今回、限定された集団的自衛権の行使を新三要件に基づいて行使することにつきましては、国連法においてしっかりと対処基本方針を策定して国会に承認を求め、こういった手続も必要です。これは混同されることはないと思ひます。

○西田実仁君 それでは、質問に、用意されたものから入りたいと思ひます。なぜ今平和安全法制なのか、国民の皆様方を守らなければならないという観点から議論を深めなければならぬというふうに思ひます。今回の平和安全法制が遠慮なのか合意なのかということにつきましても、まさにこの日本を取り巻く安全保障環境の変化をどう見るかに懸かっているわけでありま

す。

なぜならば、今回の平和安全法制の中で、従来から政府が取つてきた基本的な論理、考え方は変わっておりません。しかし、その当てはめを変える、それは日本を取り巻く安全保障環境がどう変わったのかという認識によつて変わってくるわけであり、ここが大変重要になってくるということであり、

また、安全保障環境、これに対する認識を共有できるのであれば、この参議院での議論というよりもより充実されていくのではないかと。そうした環境変化にどう対応するのか、政府が提出した法案で十分なのか、それとも何か別の対案があり得るのか、はたまた何もしないのか、こうした議論こそ参議院にふさわしい生産的な議論ではないかというふうに思ひます。

そこで、最近、様々な新聞の投書等も拝見いたしました。こんな投書がございました。この法案、平和安全法制の推進派というものは、海外進出を進める中国や核、ミサイルを開発する北朝鮮の脅威を挙げると。しかし、冷戦時代にもソ連の脅威が強調されていた。爆撃機や軍艦が日本周辺に頻りに出沒し、核、ミサイルが日本を射程に入れているとも言われた。そうしたソ連の脅威が言われていた冷戦期とはどう今の日本を取り巻く安全保障環境が変化しているのか、どう厳しくなっているのか疑問だと、こういう否定的な投書もございました。私の考えでは、一番大きな変化は、一つは軍事技術の高度化である、そしてもう一つはアジアにおけるパワーバランスの変化である、このように認識をしておるわけであり、

こうした日本を取り巻く安全保障環境の議論の大前提は、大事なこととして申し上げます、事実としての安全保障環境の厳しさを認識することであり、何か特定の国の脅威をおおること、法制を整備すべきことではないということであり、抑止力を高める法制度の意義は当然強調されてしかるべきでありますけれども、抑止力の向上が決して軍拡競争のようなものにつ

つ

ながつてはならない、安全保障環境の厳しさに対応する抑止力の向上が外交で諸問題を解決する推進力になるところが大切であるということこそをまず強調しておきたいと思ひます。

その上で、客観的な事実として、日本を取り巻く安全保障環境の厳しさにについて政府の認識を順次問うていきたいと思ひます。

パネルをお願ひいたします。(資料提示)

これは、一昨年、政府が閣議決定をいたしました国家安全保障戦略の抜粋であります。「我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題」ということについて三つ挙げられております。特に、一番目は「アジア太平洋地域の戦略環境の特性」であり、二番目には「北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為」、そして三番目には「中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出」、この三つが掲げられております。

まず、この国家安全保障戦略で言うところの「北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為」ということに対して、日本を含む地域の安全保障環境にとって具体的にどのような課題と認識をされているのか、また、それに対する対処は日本単独で可能なのか、それとも日米等の共同対処が必要なのか、できるだけ分かりやすく総理にお答えいただければと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず前提として、この国家安全保障戦略を策定していく上において、ここに書かれておりますように、日本を取り巻くアジア太平洋地域の戦略的な安全保障上の環境が大きく変わっている。その中においては、パワーバランスの変化、軍事技術の向上、委員が御指摘された大きな変化があるわけであり、

北朝鮮については、日本の大半を射程に入れる数百発もの弾道ミサイルを配備をし、発射されればおよそ千キロメートルを僅か十分で到達するという状況にあります。また、二〇〇六年以降、三回の核実験を繰り返して、ミサイルに搭載できる核兵器の開発を進めているなど、地域の安全保障に与える脅威が深刻化をしております。このよう南北

朝鮮のミサイルの脅威に對しましては日米で構築しているミサイル防衛体制が必要不可欠であり、日米の共同対処が死活的に重要であると考えています。

また、中国につきましては、公表国防費が一九八九年以降は毎年二桁で伸びておりまして、過去二十七年間で四十一倍でありまして、今年度においては中国の国防費は日本の防衛予算の三・三倍に達しており、軍事力を広範かつ急速に強化をしております。

東シナ海においては、尖閣諸島周辺海域において中国公船による領海侵入が繰り返され、境界未確定海域における一方的な資源開発が行われております。南シナ海においては、中国が活動を活発化をし、大規模かつ急速な埋立てを一方的に強行している。このような既存の国際秩序とは相入れない独自の主張に基づき力による現状変更の試みを行っている。こうした中国の姿勢は、その安全保障政策に関する透明性の不足と相まって、我が国を含む国際社会の懸念事項となっております。

中国に對しましては、戦略的互恵関係の考え方に立って関係を改善をしていくとともに、中国による力による現状変更の試みに對しては、我が国としては、事態をエスカレートさせることなく、引き続き冷静かつ毅然として對應していく考えであります。

いずれにいたしましても、こうした安全保障環境の変化に對して、まずは大切なことは、外交を通じて平和を構築していくことが重要であること、は言ってもありません。そして同時に、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中においては、日米安保体制を更に強化をすることともに、地域の内外のパートナー国との協力関係を深めることによつて紛争や戦争を未然に防ぐ力を整えていくことが重要であります。それがいわゆる抑止力でありまして、抑止力を一層強化をし、紛争を未然に防いでいかなければならないと、こう考えているところでございます。

○西田実仁君 今お話をいたしました例えは北朝鮮

鮮の弾道ミサイル、大変に軍事技術自体が高度化している、飛躍的に向上しているということでありまして、それへの対処は日米の共同対処によるなければならぬという御指摘でありました。

そうでありまして、例えば、日本海の公海上で北朝鮮のミサイルを警戒監視しているアメリカのイーリス艦に第一撃があったと、そのときに、それによつて我が国の存立した国民の権利が根底から覆されるような客観的で明らかな危険があるようなときには、やはりそれを対処しなきゃならぬということ、今回、法整備がなされているんだらうというふうに思ひます。

中国の御指摘もございました。その中で、特に力による現状変更の試みという御指摘もございました。こうした試みに對しまして、では、日本はどうか対応しているのか、まさに日本だけで対応することができるとか、それとも日米それぞれが役割を決めて一体運用していくことが不可欠なのか、こうした点についてお聞きをしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど、中国の軍拡の状況、東シナ海、南シナ海における行動についてお話をさせていただきました。まずは、国際社会において、こうした力による現状変更は認められないという認識を共有することが極めて大切であらうと思ひます。

ですから、問題が生じたときには国際法にのっとり主張すべきであるということ、こうした武力や力によつて威嚇をしてはならない、そして問題があれば平和的に解決をするという三原則について、昨年もシヤングリラ会合で訴え、多くの国々の賛同を得たわけでございます。こうした国際社会の理解が言わば中国の政策的な変更につながっていくことを期待をしたい、こう思っているところでございますが、そうした意味におきまして、国際社会との連携を強めていく、そしてその連携の基軸は日米同盟であらうと思ひます。

同時に、中国に對しても直接働きかけを行つていく必要もあるわけでありまして、関係も更に改

善させていかなければなりません。習近平主席との二度にわたる会談を通じて、戦略的互恵関係の考え方について日中関係を改善していくことで一致をしております。日本と中国は地域の平和と繁栄に大きな責任を共有しており、今後も様々なレベルで対話を積み重ねていきながら、安定的な友好関係を発展させ、国際社会のそれは期待でもありますから、そうした期待に応えていきたいと考えているところでございます。

○西田実仁君 こうした、今総理から、現状の認識、またそれへの対処のお話をいただいたわけでありまして、そこで防衛大臣にお聞きしたいと思ひます。

今回のこの平和安全法制全体の法整備によりまして、特に日本とアメリカとの一体運用がどう強化されていくのか、その法制との関連を具体的に分かりやすくお答えいただければと思ひます。

○防務大臣(中谷元君) 日米同盟は、我が国の安全保障の基軸でございます。我が国に駐留する米軍のプレゼンス、これは地域における不測の事態の発生に對する抑止力として機能いたしております。西田委員も御指摘のとおり、我が国を取り巻く安全保障環境、これは一層厳しさを増しております。こうした中で我が国の平和と安全を確保していくためには、平時からグリーンゾーン、また集団的自衛権に関するものも含めて、あらゆる事態に切れ目のない対応が日米が一層協力をして実施できるようにしておくことが必要でございます。

今回、平和安全法制、これを整備をすることを願ひしておりますけれども、これが実現しましたら、例えば平素から米軍の艦艇等の防護、これを行うことが可能となりまして、自衛隊と米軍の連携した警戒態勢等の強化につながります。また、重要影響事態、この事態におきまして、米軍に對してより充実した支援を行うことが可能になります。また、存立危機事態、先ほど日米のミサイル防衛のお話をいただきましたけれども、自衛隊と米軍の一層緊密な協力関係、これが可能となりま

して、さらに、これらの新たな活動を効果的に遂行するために、平素から幅広い種類の訓練として演習、これを実施できるようにいたします。

これらによりまして、様々な危機に対応する日米の共同対処能力、これは飛躍的に向上いたしました。もし日本が危機にさらされたときには、日米同盟、これは完全に機能を発揮することによりまして、そのことを世界に発信することによって、紛争を未然に防止する力、すなわち抑止力、これは更に高まり、日本が攻撃を受ける可能性、これは一層なくなっていくものだと考えております。

○西田実仁君 ただいまは、抑止力の強化、向上ということがこの平和安全法制によって成し遂げられるというお話をいただきました。

他方、先ほど総理も少しお話をされましたけれども、中国は、例えば海洋における不測の事態を回避、防止するための取組にも大変強い関心を示しているわけでありまして、一昨年九月には、日中防衛当局による海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた協議の再開で原則一致をいたしました。昨年十一月の日中首脳会談の成果を踏まえまして、今年六月には第五回目の共同作業グループ協議も実施をされております。

抑止力を高めるということはもちろん大事ですが、当然に多國間の対話、また二國間の対話も併せて行うべきでありまして、そこで、まず日中間の海空連絡メカニズムにつきまして防衛大臣にお聞きしたいと思います。

この海空連絡メカニズムは、具体的に日中間でどのような意思の疎通が図られるようになるのか、それは日中間の課題解決にどんなことが期待されるのか、その早期運用開始の見直し等も併せてお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(中谷元香) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム、これは現在、まず定期会合の開催、ホットラインの設置、艦艇、航空機間の直接通信、これで構成するということ日中間で合意をいたしております。

このメカニズムというのは、まさに不測の衝突を回避することによってございまして、海空域における不測の事態が軍事衝突あるいは政治問題、これに発展することを防止するということを目指して、この日中防衛当局間の枠組みでありまして、このメカニズムの早期運用の開始、これは日中の相互信頼、そして相互理解、この増進及び防衛協力強化に資するものと考えております。

この具体的内容につきましては、鋭意日中間で調整をしておりますのでございまして、現時点において署名又は運用の開始時期等の詳細については固まっておりますが、現在、協議を実施をいたしてございまして、このメカニズムの早期運用の開始に向けて、引き続き努力を重ねているところでございます。

○西田実仁君 一昨年、政権交代してすぐでありました一月の二十五日、我が党の山口代表は防中をいたしまして、総理から親書をいただき、習近平氏と約七十分間意見交換をいたしました。その際、この海空連絡メカニズムの早期開始を山口代表から強く促させていただきました。先方からも、様々な課題に対する立場とか意見というものは違う、しかしこの立場や意見が違っても問題なのではなくて、それを対話として協議によってコントロールしていくことが大事であると、こういう趣旨のお話がありまして、あくまでも話し合いによって問題を解決していくということが強調されたわけでありまして。

昨年七月一日の閣議決定におきましても、戦後日本が歩んできた平和国家としての歩み、それは、やはり外交として抑止力ということが車の両輪のようにしてそれを成し遂げてきて、それを更に強固にするものが今回の平和安全法制であるところ、こういうお話を閣議決定されたところであります。

そこで、総理にお伺いいたしますが、中国との信頼醸成のためにどのように今後動いていかれるおつもりなのか、首脳会談についてどう考え、見直しを持っておられるのか、これについてお聞き

したいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日中関係というのはまさに最も大切な二國間関係の一つであろうと、重要な二國間関係の一つであるところ、こう考えたいと思っております。例えば東シナ海につきましても、この海を平和、協力、友好の海とするため協力していくことと一致をしております。東シナ海の資源開発に関する日中間の協力については一致をいたしました。二〇〇八年六月合意を実施に移すことは両国共通の利益であり責任であるところ、こう考えております。

そして、中国との関係におきましても、様々なレベルで対話を積み重ねながら安定的な友好関係を発展させていきたいと、こう考えております。また、日中首脳会談につきましては現時点ではまだ何も決まっていないうわけですが、私の対話のドアはいつもオープンであり、国際会議など様々な機会を捉えて実現をしていきたいと考えています。

また、私から習近平平國家主席に対しまして、昨年十一月の日中首脳会談の際に、ガス田開発を念頭に東シナ海での協力の必要性に留意をいたしました。さらに、本年四月の日中首脳会談においては、東シナ海で緊張状態が継続していることを指摘をしつつ、二〇〇八年六月合意の実施に向けた協議を加速させたい旨を働きかけを行っております。

先ほど既に指摘をされました海空の連絡メカニズムにつきましても、これは第一次安倍政権の際に、首脳会談の際、先方に申入れを行ったところでございますが、残念ながら実質的には動かなかったところがございますが、先般、御紹介されたように、山口代表が防中をされ、そしてその後、私が二度にわたって首脳会談を行ったことにより、やっとこれが動き始めていくわけでございます。

ガス田の問題もそうでありますが、対話を通じて問題を解決していくべく努力をしていきたい、我が国としてもこのような働きかけを継続し

ていくとともに、戦略的互惠関係の原点に立ち戻る、常に立ち戻りながら兩國関係を兩國で発展させていくように努力をしていきたいと思っております。

○西田実仁君 今御指摘ありました二〇〇八年の日中共同声明、この協議を更に加速をしていくと、こういう話もいただきました。

次に、平和安全法制によって抑止力がどう高まるのかという先ほど来からお話がございますが、もう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。今回の法整備により、これまでできなかった対応ができるようになるものにはどういふものがあるのか、今回の法整備で抑止力が高まるのか、言い換えれば、どう紛争を未然に防ぐことができるようになるのかというところが一番大事なところでありまして。

そういう意味では、有事にこういうふうに対応ができるということは、もちろん万が一の備えでありますし、国民の生命、自由、幸福追求権を守るという意味では最も大事でありますけれども、またそれ以上に、そうした有事にならないように、平時から平素からのような対応ができるのか、紛争を未然に防ぐことができるのか、ここが最も大事なところであろうかというふうに思っています。

そこで、自衛隊が米軍等の部隊と連携して活動し、有事には至らないように、紛争を未然に防げるように、連携活動をしている際にお互いの武器を守り合う、いわゆる武器等の防護、これにつきまして、その基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(石川博崇君) 私からお答え申し上げます。御指摘の今般新設させていただきました武器等防護の規定、自衛隊法第九十五条の二でございますが、我が国の防衛に資する活動というのはどういう活動なのか、どこまで含まれるのか、公明党を

始め、与党協議の場でも精力的に御議論いただきたいところでございます。この我が国の防衛に資する活動とは、例えば平素から行われるものといたしまして、弾道ミサイルの警戒を含む我が国の防衛に資する情報収集・警戒監視活動や、自衛隊と米軍等が各種事態、状況の下で連携して行う活動を想定した共同訓練が考えられます。また、重要影響事態に際しまして行われます輸送、補給等の活動が考えられるところでございます。

また、本条に基づく警戒の対象となる外国軍隊の部隊というものはどういふものなのか、これについても御議論いただいたところでございます。この外国軍隊の部隊とは、自衛隊と連携してこのように我が国の防衛に資する活動に従事する部隊であり、また自国の部隊等の警戒を我が国の自衛隊に依頼するという事柄の性質から、情報分野を始め防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある国におのずから限られると考えております。

以上でございます。

○西田実仁君 今お話がありました、今回の自衛隊法九十五条を改正して九十五の二にこの武器等防護の拡大ということが盛り込まれたわけでありますけれども、今お話しのように、防衛大臣が判断をするというふうになっているのはなぜか、また内閣がどう関与していくのか、これにつきましてもお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(石川博崇君) お答え申し上げます。

今般、この武器等防護の警戒を行うか否かを防衛大臣が判断するものとさせていただきます。これは、警戒の要請のあった米軍等の部隊が自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動を行う米軍等の部隊に該当するか否か、また、自衛隊が警戒を行うことが必要か否かの判断について、当該活動の目的、内容のほか、周囲の情勢等の様々な関連情報を踏まえて判断を行うことのできる立場にある者により行われる必要があることから、自衛隊の職務を統括する防衛大臣が行うこととさせていただきます。

させていただきます。

ただし、警戒を行うか否かの判断につきましては、より慎重な判断を確保する観点から、警戒の要請があった場合における手続等に係る運用上の枠組みや重要影響事態における審議も含め、内閣の国家安全保障会議における審議も含め、内閣の関与を確保した形で進めていく考えでございます。

○西田実仁君 今お話ございましたように、抑止力を高めていく、そのために日米の共同対処能力を向上させる、それは平時からいろんな手だてをしてできるようなしように、していこうというのが今回の平和安全法制であります。だからといって、いつでもどこでも米軍等と自衛隊が互いの武器等を守り合うという、そういう野方図なものではないということも今御指摘がありました。情報収集とか共同訓練とか、あるいは警戒監視とか、こういうものに限られるということでもあります。防衛大臣のそれは判断をする、そこには内閣がきちんと関与をしていくと、こういうことまで二重三重に掛けているというふうに理解をさせていただきます。

また、こうした平時から警戒監視とかあるいは情報収集活動の際に互いの武器等を守り合うことができるといふふうになれば、双方の連携活動がより円滑に進められるということは間違いございませんし、未然に紛争を防ぐ、そうした抑止力も高まる効果が期待できるわけでもあります。また、今お話がありましたように、共同訓練も、これらで参加できなかったことも参加できるようになる。そういうことになれば、様々なシナリオを想定した演習に加わることができ、それだけ想定外の事態への対応力も強まり、戦争にはならない、紛争を未然に防ぐことにもつながっていくのではないかと、いふふうに思っているわけであります。

そこで、この平和安全法制、今細かいお話しも含めてお聞きいただきましたけれども、総理に全体としてお聞きしたいと思います。今回のこの平和

安全法制がいかに抑止力を向上させるのか。国民の皆様方には二度と戦争は御免だという大変強い思いというのがあります。それは、当然それをしつかりと受け止めて、そして今回の平和安全法制によって、全体として、平時から有事に至るまでの切れ目のない法整備によっていかに抑止力が向上されるのか、未然に紛争を防ぐことができるのか、分かりやすく国民の皆様から御訴えをいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 七十年前、我が国は二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないとの不戦の誓いを立て、これを七十年間、ひたすら平和国家としての歩みを進めてきたところであります。同時に、地域の平和、安定、繁栄のために貢献をしていくことはまさに日本の平和にもつながっていくという考えから、アジアの地域、特にそうした国々に対する支援も行いながら、またPKO活動にも参加をしたところでございます。平和国家としての歩みは今後も決して変わることはないと思っております。また、外交を通じて平和を守っていく、今後も地球儀を俯瞰する視点から積極的な平和外交を展開してまいります。

その上において、万が一の備えも怠ってはならないわけでありまして、今回の平和安全法制が実現すれば、国民の命と平和な暮らしを守るために、グリーンゾーンから集団的自衛権に関するものまで、あらゆる事態に対して切れ目のない対処が可能となるわけでございます。先ほど来防衛大臣も答弁しておられますように、我が国の安全保障政策の基軸である日米同盟のさらなる強化されていくことにより、戦争を未然に防ぐ力、抑止力はより強化されていくことになるわけでございます。また、日本が更に国際社会と連携して地域や世界の平和維持、発展のために協力していくことにより、世界は平和になっていく、このための平和安全法制であるということでございます。

○西田実仁君 今、総理からその思いを伝えていただきます。

そこで、今度は、平和安全法制全体に対し私の我が党側も与党協議を通じて訴えてきたことを中心にお話をさせていただきますと思っております。

パナール三をお願いしたいと思います。今回、公明党は、この平和安全法制全体につきまして、政府の恣意的な運用を防ぐ意味から言わば三重の歯止めというものを掛けさせていただいております。その一つはここにありますが、憲法の適合性という憲法上の歯止めでございます。また法制度、法制上の歯止め、さらにはその政策をやるかどうかという政策判断の歯止め、この三重の歯止めでございます。

まず、憲法上の歯止めにつきましては、憲法九条、戦争をしてはならない、戦力を持つてはならないという憲法九条と、もう一方、憲法十三三条、国民の生命、自由、幸福追求する権利を守つていかなければならないと、この九条と十三三条の整合的な解釈から導き出されます。許容される自衛の措置というものを、これはあくまで自国防衛、国民の権利を守る場合のみでありまして、それを新三要件と、これまでの三要件を旧三要件といえ、今回は新しく新三要件として過不足なく全て法律に書き込むべきであると、こう与党協議でも主張してまいりました。

そこで、次のパナールを御覧いただきたいと思っております。

このパナールは憲法九条の下で許容される自衛の措置ということで、新たな三要件は過不足なく全て法律の中に書き込んでいくことを書いてございます。

この①、②、③という新三要件、この全てを満たさなければ自衛の措置は発動できません。つまり、武力の行使はできません。その際、国会承認の対象となる対処基本方針には、第一要件に当たると、具体的な事実はもちろんでありましたけれども、

②、第一要件、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」と、この第二要件につきましても、その理

由の明記が義務付けられております。事象対処法九条二項一号口でござります。これも我が党の強い主張によって盛り込まれたわけであります。この規定は従来の旧三要件にはなかつたものでありまして、武力攻撃事象対処法に定めはありませんでした。

我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないということに対処基本方針に記すということは、政府が国会に対して、他に適当な手段がないという、その説明責任を負うことになるのではないかとこのように理解してよろしいのか、総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 今委員がお示しをいただきましたように、我が国として武力の行使を行うことが憲法上許容されるのは新三要件全てを満たすときだけであります。

そして、委員御指摘のとおり、新三要件のうち第二要件については、今回の法整備において、新たに事象対処法改正案第九条において、武力攻撃事象又は存立危機事象に至つたときに、政府が策定する対処基本方針に、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事象に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由についても明記することを義務付け、これを含め直ちに国会の承認を求めるとしていただいております。

自衛の措置としての武力の行使はあくまでも最後の手段であり、紛争の平和的解決のために外交努力を尽くすことが当然の前提であります。そうした他の手段を尽くさずして武力の行使を行うことが憲法上許容されないことは当然であり、これを国会や国民に対してしっかりと説明する責任を政府に義務付ける今般の法案は、武力の行使についての明確な歯止めとなつていと考えております。

○西田実仁君 今お話をありましたように、他に適当な手段がないということ政府が国会にきちんと説明をする、その義務が負わされたということでございます。そこであれば、仮に、任務遂行

中に他に適当な手段があるというふうに判断した場合、それは国会が対処措置を終了すべきことを議決するということがあつた場合、政府は対処基本方針の廃止について閣議の決定を求めなければならぬというふうに考えられます。

と申しますのも、現行の武力攻撃事象対処法第九条第十四項にはこのように規定されております。内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならぬ。と、このように規定をされております。

今回の平和安全法制全体でもこの武力攻撃事象対処法第九条第十四項は変わらないと思つたので、申し上げたとおり、他に適当な手段があると国会が判断してこの任務をやめるべきである、このように決めたときには直ちにこれはやめなければならぬと、このように理解してよろしいのか、総理にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 西田委員御指摘のとおり、この新三要件の第二要件については、武力の行使を開始するための要件であるとともに、これを継続するための要件でもあるわけでございます。したがって、存立危機事象を認定した後、我が国の存立を全うし、国民を守るための他の適当な手段がないとは言えなくなつた場合におきましては、新三要件を満たさなくなるために、武力の行使を含む対処措置、これを終了しなければなりません。

この事象対処法の第九条において、内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき、これは対処基本方針の廃止につき閣議の決定を求めなければならぬと規定をされておりました、今回の規定、法整備においても改正をしております。したがって、武力攻撃事象等において、存立危機事象においてもこれは変わるものではないとござります。

○西田実仁君 変わるものではないとござります。

ありますので、それだけ国会の責務は大変に重いというふうに思つております。

続いて、自衛隊を海外に派遣する際の三つの原則、自衛隊の海外派遣三原則についてお聞きしたいと思います。

公明党は、与党協議におきまして、法制度上の歯止め、すなわち自衛隊を海外に派遣する際の三原則を新たに設けるよう主張をいたしました。それは、自衛隊の海外派遣が時の政府の自由になり、無制限な派遣になるという懸念に対する歯止めでございます。すなわち、この三原則は、第一に国際法上の正当性の確保をされなければならぬ、第二に国会の関与など民主的な統制が必要である、そして第三に自衛隊員の安全確保、この三つの原則、自衛隊の海外派遣三原則を主張をいたしました。

パナルを御覧いただきたいと思つております。国際法上の正当性の確保についてでございますが、ここにござりますように、例えば、国際平和共同対処事象における協力支援活動は、国連の総会又は安保理の決議が存在する場合として、法文上、国際平和支援法、この三条一項一号に定めをしております。

また、国際連携平和安全活動におきましても、次のいずれかが存在する場合といたしまして三つ法律によって定めをござりますが、その中で、例えば②の次の国際機関が行う要請というところで、国連の難民高等弁務官事務所又は欧州連合、この二つを定めておられておられます。どこかの国が言ったからとか、あるいは時の政権が恣意的に自衛隊を海外派遣するというようなことには当然ならぬわけでありませぬ。

続いて、国会承認のパナルに移つていただきました三原則の二つ目、国会の関与など民主的統制といたしましては、国会制民主主義の日本にありましては国民の皆様が最大の歯止めであるというこの確認をござります。

特に、ここに挙げました幾つか、重要影響事象、我が国の平和と安全に関わる、原則、事前の国会承認、あるいは国際平和共同対処事象、これはいわゆる後方支援の一般法のところでござりますけれども、これは当初、事前に国会の承認を得ることを基本とするという議論もござりましたけれども、しかし、我が党が与党協議の中で大変強く主張をいたしまして、例外なき事前承認という形になつたわけでござります。

その他、ここにござりますように、国際連携平和安全活動、あるいは存立危機事象への対処のための防衛出動、船舶検査活動と、それぞれ国会の関与など民主的な統制を図るべく、きちんと法律によって定めさせていただいておるわけであります。

それだけ国会の責任は大変重くなつていというところでありませぬ、ここでちよつと気になるのは、何を国会承認するのかという、より具体的な話であります。

先ほど申し上げました、この例外なき事前承認になりました国際平和支援法におきましては、基本計画を添えて国会承認というふうになるわけでございますけれども、一方、我が国の平和と安全に関わる、この重要影響事象法におきましては、そうした定めはござりませぬ。承認の対象となるのは、法文上「対処措置を実施すること」というふうに定められておられて、基本計画は国会報告はされるんでござりますが、いわゆる承認案件に後方支援一般法のように添えて基本計画が国会に出されるわけはござりませぬ。

そこで、重要影響事象安全確保法に基づく国会承認案件には、一体何を具体的に記載するのにかについてお聞きしたいと思います。今申し上げましたように、我が国の平和と安全に関わる重要影響事象、これにつきましてはその基本計画は閣議決定をされませぬ。したがって、閣議決定される前には当然与党の協議というものがあつて、その段階で既に何を国会承認にかけるかということについては恐らく相当の情報があつ

公開されているらうというようには思われませんが、内閣から当該対応措置に係る十分な情報というものが提供をされなければ責任ある判断はできないと、このように思われるわけでありまして、この重要影響事案安全確保法に基づく国会承認案件にどういった内容を記載していくのか、十分な情報提供はなされるのか、これについてお聞きしたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 重要影響事案におきましては、自衛隊による後方支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動、この実施につきましては国会承認を求めるとされておりまして、その承認に際しましては可能な限り最大限の情報を開示して丁寧に説明をする考えでございます。

そのために、国会に提出する基本計画、ここには重要影響事案に際し自衛隊が実施する後方支援活動等の内容を具体的に記載することとしておりまして、さらに、今回の改正におきまして、新たに事案の経緯、我が国の平和及び安全に与える影響、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由、これを基本計画に記載することを法定化したこと、政府として国会に對してしっかりと情報提供を行うことを一層明確にしたこと、でございます。

○西田実仁君 国会承認について、存立危機事態への対処のための防衛出動に係る点をお聞きしたいと思っております。

昨日も議論がございました。存立危機事態であっても武力攻撃事態等にはならないケースがあり得る、これは別の観点、概念であるためということが議論を、衆議院でも、昨日もされてきたと承知しております。ただ、現実の安全確保環境を踏まえたときには、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等、すなわち日本が直接攻撃をされるような事態に該当することが多いというふうに整理をされております。論理的には確かに武力攻撃事態等と存立危機事態が重ならない場合が例外的にあり得るといたしまして、そ

うした重ならない極めてまれなケースにおける国会の関与はどうあるべきなのか、これについて議論をしたいと思います。

こうした存立危機事態でしかし武力攻撃事態等ではない場合の国会承認、これは、我が党としては、そうした極めてまれなケースというのは、時間的な余裕ということも考え合わせますと、国会の承認は事後ではなくて事前の国会承認になるんではないかと理解をしておりますけれども、総理、この点いかがでございますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 現実の安全確保環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多い、委員の御指摘のとおりでありまして、そう考えられますが、存立危機事態に認定されるような場合が同時に我が国に對する武力攻撃が予測あるいは切迫しているとは認められないこともあり得るわけでありまして。存立危機事態を認定して自衛隊に防衛出動を命ずる場合には、事前の国会承認により難い場合に事後承認が認められておりますが、原則はあくまでも事前承認であることから、政府として、存立危機事態であるが武力攻撃事態でない場合も含めて可能な限り国会の事前承認を追求していく考えであります。

そこで、そうでない場合としては、例えばホルムズ海峡の機雷封鎖に起因する存立危機事態ということが考えられ得るわけですが、ホルムズ海峡における機雷封鎖に起因して存立危機事態を認定し、自衛隊に防衛出動を命ずる場合には、基本的には国会の事前承認を求めることになると想定しております。

○西田実仁君 具体的な事例も引きながらお話をいただきました。可能な限り事前承認、特に例外的にホルムズの話もなさいましたけれども、これは事前承認というお話でございます。

続いて、三原則の三つ目、自衛隊員の安全の確保というパネルに移りたいと思っております。

自衛隊員の安全確保につきましても、パネルのように、全て関連規定が法案に盛り込まれており

ます。それぞれ、安全配慮規定あるいは実施区域の設定等々でございます。

衆議院の特別委員会は私の地元の埼玉において参考人質疑が開催されましたが、その際、埼玉県商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯鋼兵衛氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員やその家族に無理に不安を抱かせるべきではない、リスクを最小限にする処置や、名譽や処遇も含めてどのように支援するかを建設的に議論すべきではないかと指摘をされておりました。全く同感でございます。

そこで、まず、国際平和支援法におきまして、後方支援活動を行っている際に状況が変化した場合に、現に戦闘行為が行われている現場となつていくかどうかは誰がどのように判断するのか。現場の指揮官が判断するんでありまして、現場で判断するも、かつて、防衛大臣がそうした現場で判断するときは、ある種の外形標準のようなものを設けてより判断をサポートすべきではないかという議論もあつたかと記憶しております。

防衛大臣にお聞きしたいと思います。後方支援活動における休止、中断の判断について、それをどのようにお考えなのか、お聞きします。

○内閣総理大臣(中谷元) 後方支援活動等を行っている自衛隊の部隊が活動している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至ったか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者、これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われているか否かという明らかな事実により客観的に判断をし、一時休止するなどして危険を回避することとなります。このような一時休止等の仕組みは、旧特措法、これと変わりはございません。部隊等の長がかかる判断を適切に行われるようにすることも含めて、具体的な運用の在り方については引き続き不断に検討してまいります。

その上で、このような事実関係を含む現場の部隊等からの情報、また他国政府からの情報等を踏まえて、防衛大臣が活動現場において現に戦闘行為

が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至ったと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中断又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならぬというふうにいたしております。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

一昨日の本会議におきまして、我が党の荒木議員からの質問に對しまして、総理は、後方支援における実施区域の指定に關して、今現在戦闘行為が行われていないというだけではなく、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について、戦闘行為がないと見込まれる場所を指定します、したがって、攻撃を受けない安全な場所での活動を行うことは従来と変更ありませんと、このように答弁をいただいております。

法律におきましては、防衛大臣が円滑かつ安全に活動し得る場所を指定すると、このように答弁されているわけでありまして、その運用方針としては、今申し上げた、総理から答弁いただいた、戦闘行為がその期間中発生しないと見込まれる場所であると、こういうことでございます。これがどう担保されるのかということについてお聞きしたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 自衛隊による後方支援の実施に際して円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定するとの規定は、法律上、防衛大臣に對して安全に活動できる場所を指定することを義務付けているものであります。円滑かつ安全に活動できるという要件は重いものであり、今現在戦闘が行われていないというだけではなく、部隊等が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所の間、戦闘行為が発生することは当然であります。

具体的には、今般の法制においては、実施区域は防衛大臣が定める実施要項の中で指定します。そして、法律上、防衛大臣は、実施要項について、内閣総理大臣の承認を得た上で自衛隊の部隊等に

対応措置の実施を命ずるものとしております。このように、実施区域の指定については、内閣の長たる内閣総理大臣が、内閣全体として得た情報等に基づき、実施要項の承認を通じて適切に判断をします。

したがって、部隊等が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、内閣総理大臣及び防衛大臣が関与するプロセスを通じて法律上十分に担保されております。

○西田実仁君 今総理から明確に御答弁いただきましたように、総理大臣また防衛大臣、内閣としてしっかりと関与した上で、自衛隊の安全確保たる後方地域支援でそうした期間中にそうした戦闘行為が発生しないということがきちんと指定をされるという手続面に踏み込んでの御答弁もいただきました。

続きまして、今回の平和安全法制では船舶検査活動法も改正されております。与党協議におきましては、当初、船長の同意なしの船舶検査という議論もございました。と申しますのも、そもそも、この船舶検査活動法の制定時から、乗船検査において船長の承諾を要する、あるいは任務遂行型の武器使用が認められない、こういうことではその実効性についてどうなのかと、こういう議論があつたわけでございますが、今回は、我が党の主張もございまして、船長のあくまでも同意なしにはなし得ないという形に整理がなされました。

こうした今回の船舶検査法の改正に当たりまして、船長の同意が全て必要というふうにした理由は何か、防衛大臣にお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現行の船舶検査法は、強制措置、これに及ばない範囲で船舶検査活動を実施するというふうなことをいまして、乗船検査については船長等の承諾を得て行うというふうに規定をいたしております。これは、乗船検査に際しまして、不測の事態、これが生じることがないようにするとともに、船内における書類及び積荷の検査、確認を円滑に行うことを目的としたものでございまして、

のでございます。

我が国による船舶検査活動を適切、円滑に行うため、法改正においても引き続きこの規定、これを維持することといたしております。国際社会におけるこれまでの船舶検査活動の状況を踏まえれば、強制措置に及ばない態様であっても国際社会と連携をした取組の中で実効的な対処、これは十分可能であると判断をしたわけでございます。

○西田実仁君 それでは、先ほど三重の歯止めという話で憲法適合性、法制度の話をしました。そしてもう一つ、政策判断ですね。憲法には当然適合していなければならぬ、そして法律上もきちんと定められていなければならぬ、しかし、法律上できるからといって全てやるわけではない。これは、しっかりとした政策判断というものが必要になってくるわけでありまして、

その自衛隊を海外に派遣する際の政策判断として、三つの視点ということが掲げられてございます。本会議におきましても総理から御答弁をいただきましたが、この三つ、一つは我が国の主権的判断、そして二つ目には自衛隊にふさわしい役割、そして三つ目には平和外交努力と、この三つが政策判断として、その視点を踏んで、そして海外へ派遣するかどうかというのを決めていくということでございます。これは大変大事な総理の御答弁であらうというふうに思っております。

政府として自衛隊を海外に派遣する際に、こうした三つの視点から判断したんだと国民の皆様には理解をいただく、理解を求めるといことが大変必要でありまして、それをどう担保していくのか。この三つの視点から見た具体的な事実について、特に国際平和支援法における基本計画とか、あるいは国際平和協力法の実施計画とか、こういうものにしつかりと三つの視点から導き出された事実というものが書き込まれていくんだらう、それで国民の皆さんにも理解を得ていくんだらうと、このように思うわけでありまして、総理の御答弁をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員が今御指摘になったように、この平和安全法制が整備されれば、その要件、法律の要件を満たせば必ず自衛隊員が派遣されるわけではこれは全くありません。派遣ができるようになるという法制を整えたということでありまして、そして、その上において自衛隊を派遣するか派遣しないかは慎重なこれは政策判断を行うわけでございます。

そして、具体的に政策判断を行うに際しまして、一、我が国の主権的判断であること、二、自衛隊の能力、装備、経験等に照らして自衛隊にふさわしい役割であること、三、その前提となる外交努力を尽くすことなどを重要な視点として慎重に政策判断を行うこととなります。

国際平和支援法の基本計画やPKO法の実施計画については、御指摘の趣旨も踏まえて適切な形で策定したいと考えております。

○西田実仁君 今総理からは、こうした三つの視点を踏まえて適切に実施計画あるいは基本計画に盛り込んでいくと、こういうお話もございました。そこで、一つ一つちょっと掘り下げてお聞きしたいと思っております。まず一番目の視点である我が国の主権的判断ということについてはどのようになされていくのかをお聞きしたいと思います。

よく言われますように、どこかの国が言ったからやる、派遣をするとか、あるいは法律上でできるから何でもやるんだと、こういうことが意図的に曲解されて言われたりすることがございますけれども、あくまでも我が国の主権的判断で派遣するかどうかを決めていく、日本にとって必要なかどうかを決めていく、それは具体的にどう判断をする際の判断要素をお考えになっておられるのか、総理に御答弁をいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自衛隊の活動の実施に当たっては、我が国として主権的な判断に基づきこれを実施をしていくことは当然のことです。

この主権的判断に当たっては、まず、政府として入手できるあらゆる情報を総合的に判断、分析

をしまして、国家安全保障会議において十分な審議を行い、内閣として意思決定を行います。その上で、内閣としての意思決定の根拠となった情報等をしっかりと公表し、自衛隊の活動の実施について国会の承認をいただくこととなります。しっかりと国会の御承認をいただいております。その上で、このようなプロセスを経ることで、当該活動の実施が我が国の利益にかなうものかどうか、国民の理解を得られるものかどうか、しっかりと主権的な判断がなされるものと認識をしております。

○西田実仁君 今お話がありましたように、我が国の利益あるいは国際情勢、そして国民の皆様方の利益、理解、こういうものを日本にとって必要かどうかと判断をしていかれるということでありまして、

その我が国の主権的判断という意味でございます。例えばISILに対する作戦の後方支援、これは実施するお考えがあるのか、一つの事例として総理に御答弁をいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御指摘をいただきましたISILに対する作戦の後方支援について、国際平和支援法の下で我が国が後方支援を行うためには、要件となる国連決議の存在に加えて、我が国が国際社会の一員として主体的かつ積極的に寄与する必要があるかを含め、法律に定められた要件を満たすかどうかを個別具体的に判断し、かつ事前に国会の承認をいただく必要があります。

そして、その上で申し上げれば、政府としては、政策判断としてISILに対する軍事的作戦を行う有志連合に参加する考えはありません。ISILに対する作戦への後方支援を行うことは全く考えていない。これは今回の法案が成立した後であっても変わりはありません。

我が国は、今後とも、難民、避難民に対する食糧・人道支援など我が国ならではの人道支援を拡充し、非軍事分野において国際社会における我が国の責任を毅然と今後も果たしていくと考えてあり

ます。

○西田実仁君 あくまでも我が国の主體的判断としてISIに対する作戦の後方支援は行わないと、こういうお話しもございました。

三つの視点の二つ目でございますけれども、自衛隊にふさわしい役割とは一体何かということについてお聞きしたいと思います。

自衛隊の能力、装備、また経験などから、今回の平和安全法制が成立をいたしましたとしても、何でも自衛隊ができるわけでは当然ありません。一定の制約があると承知しております。自衛隊はあくまでも専守防衛の自衛隊でありますし、また財政制約も当然あります。この自衛隊にふさわしい役割について判断する際のその判断要素は一体どういふものなのか、お聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自衛隊にふさわしい活動は何かということでございますが、国際協力を何かに当たりましては、自衛隊にふさわしい役割を果たすことが重要と考えています。したがって、今回の法整備が行われた後であっても、実際の自衛隊の派遣に当たっては、当該派遣が利益に資するものであるかどうか、また自衛隊の能力、装備、経験等に適合するかについて考慮する必要がありますと考えています。

具体的に申し上げますと、例えば、自衛隊の国際平和協力活動は我が国の防衛に支障のない範囲で行われるべきであること、また我が国が適切に対応することが可能な分野であるか、派遣地において自衛隊が十分に活動できる治安情勢であるかなど、自衛隊の能力が適切に発揮できるものであること、さらに活動の実施が派遣地の現地社会や国際社会から評価され、さらに我が国の国民からも支持されるものであることなどを、そうしたことを考慮する必要がありますと考えています。

こうした要素を考慮した上で、我が国が国際社会の一員として、国際社会の平和と安全により一層積極的な役割を果たせるよう取り組んでいくと考えています。

○西田実仁君 三つの視点の三つ目でありまして

が、平和外交努力、これは前提として外交交渉を尽くしていく上で判断をするという意味であろうかと思えます。加えて、非軍事分野での貢献も必要である。今年二月に、開発協力大綱の基本方針の第一には「非軍事協力の平和と繁栄への貢献」を挙げておられます。

そこで、総理にお聞きしたいと思います。日本ができることは何か、どう取り組んでいくのか、この非軍事協力の観点について総理の決意をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国は、人間の安全保障の観点に立ちまして、紛争終結後の平和と安定、安全の確保のため、ODA等を活用して緊急人道支援から復旧復興・開発支援まで切れ目のない支援を行うなど、国際社会から高い評価を得ています。

また、今回の法整備においては、紛争終結後の国に対する人道復興支援や国づくり支援等にも更に貢献できるよう、PKO法を改正することとしております。また、このような取組として、例えばカンボジアに対しては、我が国初のPKOを派遣し、同国にとって最大の援助パートナーとして社会開発の促進やガバナンス強化等のODAを通じた支援を行ってまいります。

こうした協力は、戦闘行為が当面終了した後、内戦に逆戻りしないようにする上で有意義であり、積極的平和主義の考えの下で今後とも一層強化をしていきたいと考えております。

○西田実仁君 今総理から三つの視点として平和外交努力、特に内戦に逆戻りしないようにするために日本ができることを挙げていただきました。

残り僅かでございますが、PKO協力法について少しだけお聞きしたいと思います。

今回の国際平和協力法におけます自衛隊員の安全確保ということにつきましてお聞きしたいと思います。

新たに安全確保業務が追加されました。国連PKOが住民等の防護に当たるようになった背景

は一体何なのか、国連が持っている防護を必要とする基準は何か、またいわゆる安全確保業務はどのように実施されていくのか、国連PKOの実態に即してお聞きしたいと思います。

またあわせて、防護を必要とする住民等の存在が認められれば、派遣先の領域内であればどこでも自衛隊が出向いて安全確保業務を実施するのか、この安全配慮規定というものに絡んでお答えを最後いただきたいと思えます。

○国務大臣(中谷元君) 近年の国連のPKO活動、こういった活動におきましては、国家間の紛争から内戦型のような紛争への対処が必要となつてきているところでございまして、任務が多様化する中で、切迫した暴力からの脅威、これから住民の保護等を始めとする安全な環境の確保、これが重要な任務となっております。それぞれ住民の防護を含めた各業務を行うに当たっては、PKOのマンデート、これに基づき、国連が定める武器使用基準によって各国がそれぞれ定める規定に基づき行うものと承知をいたしております。

したがって、我が国が業務を行うに当たっては、このような基準の範囲内で、改正PKO法を根拠として、我が国が定める武器使用権限を含めた隊員の行動基準に基づき対応を行うということとさせていただきます。

また、住民の防護等につきまして、自衛隊を派遣する際に、国連等と合意した活動地域の範囲内におきまして、PKO等の司令部と治安情勢、また自衛隊の対応能力等の各種の要素を考慮して調整した上で個別具体的に決定されるものであります。また、住民等の防護についても、かかる範囲において安全確保業務の一環として実施するものであります。派遣先の領域内どこでも出向いて実施をするものではないと。常に隊員の安全、これに重視をして活動を実施したいということとさせていただきます。

○西田実仁君 終わります。どうもありがとうございます。

○片山虎之助君 維新の党の片山虎之助でございます。

ます。

順次質問させていただきますが、まず、私は毎回同じことを言っているんですけど、できるだけ分かりやすい質問をいたしますので、できるだけ分かりやすい答弁、さらに、できれば簡潔で明快な答弁をお願いしたいと思います。

それで、分かりやすさといいますが、私はじっくりしているんですよ。世論調査を見ますと、この安保関連法制の審議が進めば進むほど、分からないとか説明が不十分だとかという数字が増えるんですね。私は、どうなっているか、事柄は難しいですが、やっぱりこれは、例えば答弁や説明の方に、まあ歯切れが悪いと言ったらいかぬのですが、歯切れが悪かったり、少し曖昧で腑に落ちないところがあったり、いろいろ問題がある。質問の方も全部いいとは言えませんよ。とにかく野党だから攻撃せしやうがない。それから、細かいこと、技術的なことを言う。見ている国民の皆さんは分かりませんよ。

それがあの数字に私はなっているんじゃないかと思うので、参議院では、総理は国民に分かりやすい審議、国民に分かりやすい答弁、説明ということを言われまして、もう一度ちょっと総理のお覚悟というのかお気持ち。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに今、片山先生が御指摘になられましたように、国民の理解が進んでいない。私も前から考えますと誤解されている面も多いわけがございますが、答弁等において、片山先生がおっしゃっておられるように、なるべく歯切れよく、国際情勢に関わるものでございますから、完全に歯切れよくというわけにはいきませんが、しかし、国民の皆様から、ああ、こういうことを言っているんだなというふうにご意見をいただきたきやうな答弁をしていきたいと考えております。

○片山虎之助君 私は昔、公務員というか役人をやりまして、その頃悪い先輩に教わったんですよ。役人というのは何を言っちゃいかぬと言っ

すよ、うそを言つたらばれまますからね、分かっちゃう。しかし、本当のことを言わぬでもいいと言ふんです。うそを言つちやいかぬけれども本當のことを言わなくてもいいと。どういふことですかと聞きましたら、百の真実があつたら八十まで言ふんだと言ふんです。二十は残すんです。八十は本當ですよ。だから、うそじゃありません、本當。しかし、百を言わないといふことは、あることについてこれは本當じゃないんですよ。

大丈夫でしょうね、防衛大臣、外務大臣。その伝で答弁してないと思ひますけれども、どうですか、中谷大臣。

○國務大臣(中谷元君) 努めて分かりやすく、正直に、丁寧に答弁をいたしております。

○片山虎之助君 ああいう淡々と言うのが怪しいけれども、岸田大臣、どうですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 私も、丁寧に、謙虚に、分かりやすく答弁を努めております。引き続きその姿勢を大切にしていきたいと考えます。

○片山虎之助君 ところが、総理の側近で本當に正直な人がおられますよ。名前はいりませんけれども、某閣僚は、あれは自分の本當のことを言つたんだと思ひますよ。

しかし、言つていいことと悪いことがあるわね。法的安定性というのは憲法やいろんな法律の命です。本當ですよ。それは変わつてもいいんです。変わつてもいいんだけれども、もう頭から安定性は関係ないといふような言ひ方は非常に困るんです。

総理、総理の補佐官なんですよ、官房長官の補佐官じゃないの。どうされますか、注意ぐらいいいのか。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法的安定性については極めて重要なこととございまして、補佐官に對しても、官房長官からも、私からも、昨日の答弁におきましても、こうした誤解を与えることのないように気を付けなければならぬと、このように申し上げているところでございまして。

○片山虎之助君 私も満更知らないわけじゃない

のであれですけども、ひとつよろしくお願ひします。憲法を守るといふのが関係や公務員のある意味じゃ最大の義務なのでね。それは将来変えるといふ、変えればまた別ですよ。しかし、今の憲法を守るといふことは基本なんですよ、今度の安保法制でも。改正しない限りは現行憲法を尊重し、守り、その枠内であるといふことを是非申し上げたいと思ひます。

これから参議院の審議が始まりますよ。それで、早めに衆議院をお通しになつたから、六十日間ルールが九月の十四日から恐らく適用になるんですよ。丁寧に分かりやすく皆さんも言われているので、そういう審議になりますよ。さうなつて、六十日を超えても六十日間ルールなんといふのは使われないように、これは与野の党首として、総理、お願ひしますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに参議院の審議は昨日から本格的にスタートしたばかりでございます。この良識の府たる参議院におきまして議論が深まつていく、参議院側の御判断に従うべきことと、こう考へているわけでありまして、いづれにせよ、国民の皆様御意見に真摯に耳を傾けながら、今後の法案審議においても工夫を凝らして、分かりやすくしつかりと答弁していきたい、説明していきたいと思ひます。

○片山虎之助君 国会は国会として十分、六十日間ルール対応は私考えなきやいかぬと、こういうふうに思つております。

そこで、私どもの維新の党は衆議院で法案を出させていたたいたんです。安保の関係できちつと条文まで細かく書いて、かなり膨大な、総括した法案を出した例は私に今まで余りないんじゃないかろうかと。それはそれなりに自負しているんですが、百六時間三十分審議しながら、維新の法案を御審議いただいたのは五時間なんです。分かりますか。全体は百六時間三十分、維新のあれは五時間で、それから強行採決されるんですよ。ちょっと私は失礼じゃないかと思ひ感じますが、別に与野協賛をやっているのも、当然、

わね。

そういうことですから中断ということになります。継続といふことの方ですけれども、やつぱりそれは参議院でもどうするかといふのが当然あるもので、私個人は、法案を作れば出すべきで、国民の皆さんに判断してもらつたら、政府案と法案を並べて細かく議論することが、両案の良さも悪さも分かるんですよ。だから、それをどう本當にいいものにするかといふことが、これは国会なんですよ。与野の審議なので、出されたものは尊重してもらわれないと。五時間じゃ困りますよ、強行採決じゃ困る、総理。だから、その態度をしつかりと閉いておかなかつたら、我々はどうするかといふことを考へないかぬ。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 衆議院におきまして維新の党には法案を提出していただきまして、国会での審議は更に深まり、建設的な議論になつたと、このように思ひます。

六十時間以上の審議を重ねてきた上において、その論点を踏まえて維新の党において法案を出されたわけでありまして、ある程度審議もつた上において維新の党の皆様は法案を出していただいたといふことにおきましては、その後の審議においても更に議論を深めていく、今、片山委員が御指摘になつたように、両案を見比べながら、どういふ課題があるのか、それぞれどういふ指摘があるのかといふ国民の皆様御判断材料を提出することにはつながつたと、このように思つております。

維新案におきましては、我が國に對する直接の武力攻撃が発生しない段階でも、自國防衛のため自衛衛の行使を限定的に認めていふこととございまして、したがつて、大きな方向性では一致してはいるのではないかと、こう考へております。残念ながら、衆議院では合意には至りませんでした。採決直前まで与野と維新の党との間で誠実に修正協議が行われ、一定の共通の理解が得られたものと認識をしております。

協議は今後も継続されるものと承知をしておりますが、法案は、まさに国民の命と平和な暮らし

を守り抜いていくための、必要な、そして重要な法案でございます。良い結果を出すためにしつかりと議論を行いまして、可能な限り、一致点を見出すべくお互い努力を続けていきたいと思ひます。

維新案が、参議院の審議における取扱いについては、今後、片山委員を中心にお決りになることだと、こう思ひますが、法案が国会に提出をされれば政府としては真摯に對応したいと考へており、早期に国会に提出をされることを期待しております。

○片山虎之助君 今日、この質問時間の範囲で私どもの主な考へ方を政府案と對比して申し上げさせていただきますけれども、是非、総理、今の御答弁のように是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、私どもの基本的な立場は、今の日本を取り巻く安全保障環境のある意味での激変を考へるときに、安保法制を見直し、一種の切れ目のない安全保障体制をつくることとは私たちが賛成なんです。日米がコンビを組んで、同盟を強化して抑止力の向上を図るといふことも私どもは必要だと考へている。

だから、それをどうやるかといふことと、憲法改正ならいいですよ、九条の憲法の改正がなら以上、現行の枠内で、遠慮遠慮と言われる中では私はやるべきじゃないと思ふ。やつぱり合意の範囲でやる、そこがポイントなんです。ところが、それをきりきりどきまで考へるかといふこと

で、恐らく与野の皆さんと私どもの方が、若干と

いふのか、かなりといふのか、相当といふのか、ずつとといふのか、その距離が、そこがどう埋められるかといふことがこれからの大きな焦点だと思ひますけれども、今の御答弁で真摯に我々と對応されることとは、ちゃんと私ども重く受け止めてまいります。

そこで、今の現行憲法の枠内で、合意の中で、遠慮遠慮の中でやられるといふことについて、総理、もう一度御答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回の平和安全法制の整備は、これはあくまでも憲法の許容する範囲内で行うものであり、これは当然のことであり、憲法改正ができないから解釈変更を行うものではないという事は、はっきりと明確に申し上げておきたいと思います。

我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中において、国民の命と平和な暮らしを守るために、砂川判決の旨に必要な自衛の措置とは何かを、こゝとん考え抜いていかなければならないわけでありまして、現実に必要な安全保障政策を講じる必要が、考え抜いていく必要があるわけでありまして、この点は我が党も御党も同じであろう。この必要自衛の措置とは何かということをお考えの中において、我が国に対する武力攻撃が発生していない中において自衛の措置をとり得るということについては、先ほど申し上げましたように、御党も考え抜いた上で、それも憲法の許容する範囲内であるということについては、ここは一致をしております。

今回の平和安全法制は、そうした政治の責任において必要な自衛の措置を国民を守るために考え抜いた結果、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていないわけでありまして、これは砂川事件に関する最高裁判決の考え方も軌を一にするものであります。平和安全法制はこの最高裁判決の範囲内であり、違憲ではないということは繰り返し申し上げたいと思っております。

○片山虎之助君 それと、総理、もう一つ、七十年掛かって日本国民がみんな築き上げた平和国家というイメージがあるんですよ。戦争しない、国を流さない国という、このイメージは私は大切にせないかぬと思うんです。

だから、それも大きな、これは情緒論ですよ、しかし、これも大きな、いろんなことをこれから考えていく上に、安全保障法制を、大きなこれもポイントだと思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 七十年前、二度と

戦争の惨禍は繰り返してはならない、この不戦の誓いの下、戦後、日本は平和国家としての歩みを進めてきたわけでございます。この日本の歩みは国際社会からも評価されている。そして、平和を守っていくためには、日本一国のみではなくて、国際社会と協力して地域や世界の平和をしつかりと守り、そしてつくり上げていくことも大切であり、今後、より一層そうした役割も果たしていきたい、そのための法制でもあると、このように考えております。

○片山虎之助君 集団的自衛権なんですけど、これは、我が国では七十年掛かって、国会論議を中心にして、持っているけれども使えない、憲法九条で、持っているけれども使えない、このように解釈がまあほぼ確定しているか確立したと思いませんか。

それで、私ももう相当長い年なんですけれども、私は、物が幾らか分かるようになったときから、持っているけれども使えないというのはおかしいじゃないかと、私は個人的には思っています。私個人は持っていることなので、持っている以上、私は必要最小限度は使えんじやないかと。その必要最小限度が難しいんだけれども、個別的自衛権も集団的自衛権も、持っているんだったら必要最小限度は使えんという解釈があってもいいじゃないかと思つてきたんですが、しかし、日本では、もう国会を中心とする議論の中で、持っているけれども使えないと、こういうことになってきたんですね。それを総理はお変えになるんですよ。

ところが、歴代それをどうとやっていたのは自民党政権なんです、声高にやっていた。その先頭に立ったのは法制局長官なんです。そこで、初めて総理がアクションを起こしてこういうことをおやりになった。歴代の、何でそれが自民党の大きなお考えならもつと早くから誰かがどこかでやりながらつないでいかないと、おやりになったのは総理なんです。しかも、それは平成十八年の第一次安倍政権で、私も参議院の幹事長でしたからよく存じ上げておりますけれども、それがまた総

理がお引きになったときから中断をして、五年掛かってまたお始めになった。遂中民党政権時代もありましたけれども、それが何でそういうことになるのかなというところが一つ分らない。

それから、更に言わせていただくと、歴代の法制局長官がネガティブな意見ですよ、どつちかという、今回の安保法制に。これも、まあこれは分かるんですよ、法制局長官が一生懸命頑張つてこられた訳なんだから、それがまた今変わる。法制局長というのには政府の機関で、総理の下ですよ。しかし、これは一種の専門性と権威を持たせて内閣の中で特別なあれにしてきたんですね。それがまた変わる。

その辺が私は国民の多くが分からない原因じゃないかと思つて、総理、いかがですか。これは私の私見が相当入っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、日本は憲法九条、特に二項の制約があるわけでありまして、その中で、果たして我々は自衛権があるのか、自衛のための措置を、対応を取ることができるとかどうかという議論があつたわけでございます。憲法の最終的な判断を行う、これは憲法にも書いてありますが、砂川判決において、これは、争われたのは日米同盟に関することでございますが、その前提としての重要な要素を構成する自衛権について、必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬと、この明示したわけでございます。そして、平和的生存権を守る上において、無防備であつていいということではないということであつたわけでございます。

この必要な自衛のための措置をすつとこれは歴代の政権が考え抜いてきたわけでございますが、かつては米ソの冷戦構造時代があり、アメリカは圧倒的な言わば西側自由主義陣営においてはリーダーであり、軍事的な力も有していたわけでございます。自衛隊の能力というのは、まだまだ足当初から何年間かの間は非常にこれはまだ脆弱

な組織でしかなかったわけですが、その間、まさに法制局においても、それはとことん議論していく中において昭和四十七年の見解が出されたわけでございます。

しかし、一度やはり出したものは、これは法的安定性もございますから、自民党政権もこれを維持しつつ、しかし、国際情勢との関係において、今、片山委員が御指摘になったように、国際法上は集団的自衛権の権利は持っているけれども、憲法上これは集団的自衛権は行使できない、つまり、これは必要最小限度を上回ってしまうと。

こういうことであつたわけでありまして、そこを果たしてどうかという考え方の中において、我々は更にそれを必要な自衛のための措置をこゝとん考えていく上において、例えば四十七年の見解を出したときから、米軍、これは兵隊の数においても艦船も、そして航空機も約半分になっております。一方、自衛隊は米軍と協力をしながらミサイルを撃ち落とす能力を勝ち得ている。他方、北朝鮮はミサイルを撃つ能力を、日本に撃ち込む能力、数百発の能力を持ち、さらにそのミサイルには核兵器もこれ搭載し得る能力を開発しているという中において、このミサイル防衛を日本と米軍においてしっかりとしたものとしまして發揮をしなければ日本の存立は危うくなる。

その一角が崩されるといことは我が国の存立にも関わるという、これは大きな変化が起つてくる中において、我々は今回、そうしたことも踏まえて、国民を守っていくという責任を果たしていく上において、必要な自衛の措置の中に、今回、国の存立に関わり、あの三要件に当てはまる範囲内では集団的自衛権の行使は認め得ると、こう考えたいわけでございます。

○片山虎之助君 総理、総理の熱意や思いは分かるんですよ。しかし、それが昔からの自民党全体のお考えだったのか、あるいは法制局がどうだったかというところに私はちょっと疑問、今申し上げたんですけれど、今言われた昭和三十四年の砂川判決、それから四十七年の政府見解が今回の法律

制定の論議になつてゐるようですが、それ、昭和三十四年というのは古いわね。それから傍論ですよ。傍論というのは傍らの論ですよ。乱暴な論じゃありませんよ。傍論で、あのときは、裁判官によつては意識された方もおるんだけれども、集団的自衛権、意識してないんですよ。意識してないから排除してないんですよ。

だから、排除してないから論議になるというのはいかにも牽強付会の感じを与えるし、それから、昭和四十七年の政府見解は、あれは集団的自衛権を否定するために作った政府見解なんです。それ、理屈だけ持ってきて結論が百八十度変えるというのは、いやいや、私はこれは無理筋ではないのかなという気が個人的にはしてゐるんです。

だから、国民は分らないんです。分らない私に原因の一つはこれだと思ふんです。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 砂川事件、そしてまた昭和四十七年の見解、それぞれ確かに古いわけですが、自衛権について判断が下されたのは砂川判決でございます。古くてもこれは最高裁の判決であり、そしてまた四十七年の見解も、今日までこれは維持をされてきたものでございす。かなりの経過はしてゐるのでございす。これらの中に憲法第九条に関する基本的考え方が示されておりまして、今日でも重要なものだと思つております。

限定的な集団的自衛権の行使容認について、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的な論理は全く変わつていないわけでありまして、これは政府の基本的考え方が一貫してゐることの証左でもあります。

また、砂川事件の最高裁判決は、先ほど申し上げましたように、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬと明確に述べられているわけでありまして、砂川事件につきまして

は、自衛隊の合憲性や我が国による武力の行使の回避そのものが争点となつた事件ではないということでは先ほど申し上げたとおりでございますが、最高裁判所があえて判断の過程で考慮したことをこのような形で示しているということは、重みを持つて受け止めるべきものと考えています。

新三要件の下で認められる限定的な集団的自衛権の行使は、我が国の自衛の措置に限られるものであり、砂川判決の範囲内のものであると、こう考へてゐるところでございます。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、その考え方に沿つた判決の範囲内のものである限定的な集団的自衛権の行使は憲法に合致したものであると考へております。

○片山虎之助君 それは総理、最終的には最高裁の判断ですよ。違憲立法審査権もちゃんと憲法に認められてゐるんですけれども、日本の最高裁は伝統的に、統治行為的なことに積極的の口を出す、あるいは判断を示すような癖がないんだね。訴訟が起ころなきや駄目なんですよ。だから、我々は、これは別のあれなんだけれども、憲法裁判所をつくるべきだとか、最高裁の中にも憲法部をつくるべきだとか、憲法部、そういうことを言つてゐるんですよ。

最高裁の判断にそれはまたざるを得ませんけれども、しかし、現実には憲法学者の大多数が違憲論を展開する、それから、今言つた法制局長官の〇〇もどつちかというところの方がほとんどだと。こういうことの中でどうかというところが、やっぱり違憲論をクリアする、違憲でないという感じを国民に与えるということが、私は、国民の理解を増やすゆへに、それは今後の日本にとつても、迂遠ですよ、ちよつと後退するかもしれない、しかし、それが一歩後退、二歩前進、三歩前進になると思ふべきではないか、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、片山先生がおっしゃつたのも一つの御見識だと、こう思つておりますが、我々は、今申し上げましたように、

大きく国際環境が変化してゐる中において、国民の命を守るために必要な自衛の措置はごまかすまで認められるかということも、これも考へてゐるわけでありまして、先ほど御紹介いただきましたように、二〇〇六年のときからずっと私も、これは懇談会をつくり、議論を重ねてきたところでございす。

また、先ほど、砂川判決においては、これは集団的自衛権という認識がなかつたのではないかと、この御指摘もございましたが、しかし、砂川判決の中において、国連憲章は全ての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認してゐると、こう述べておりますので、それは認識をした上でその判断ではないかと、こう思つておりますが、しかし、もちろん、自衛の措置としか述べないないのは、これは先ほど申し上げたとおりであります。しかし、そういう認識はあつたのではないかと思ひます。

いずれにいたしましても、この私どもの法制は、当然憲法の範囲内であるということを重ねて申し上げたいと思ひます。

○片山虎之助君 今、私はだつと申し上げたんですが、原案を一つも変えずにこのままで採決まで持ち込まれますかという意味なので、ちよつと端的なあれですけれども、なるほどという意見があつたら修正される。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府としては、もちろん私どもがお出ししてゐるこの法制はベストなものと思つておられますが、まさに、今この参議院の委員会において議論をしていただいておりますので、この中におきまして、様々な御議論、また御党から案が提出されるでしょう、また協議が進んでいくわけでございますから、そうした協議において合意が得られれば、我々は当然真摯に対応してまいりたいと思つております。

私どもの自衛権の考え方は、このパネルあるいは資料のようでございます。これまでは個別的自衛権と集団的自衛権は別のものであつたと、分かれておつた。もう釈迦に説法ですが、御承知のように、個別的自衛権は自国が攻撃されたときに反撃する権利です。集団的自衛権は、他国が自国と密接に関係はあるんだけれども、他国が攻撃されたときに反撃する権利です。自国個が、自国は攻撃されてゐないのに、これがまあこれまでのあれでございまして、安全保障環境の大きな変化、あるいは核やその他のいろんな戦略兵器その他の変化等を踏まえて、今は我々は個別的自衛権と集団的自衛権が重なる部分があるんじゃないかというのがこの表でございます。

他国が攻撃されたんだけれども、それは即自国に跳ね返る、自国と一体の攻撃だ。その場合には、今までの個別、集団でなくて新しい対応ができる。これを集団的と言ふか個別的と言ふか、好みの問題と言つたらまた暗喩がありますけれども、実態は個別的なんだけれども形式は完全に集団的ですよ。そういう新種というのか新しいことが、私は今の時代にあつてもいいと思つて考へておるのが我々の考え方。総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに今委員がおっしゃつたように、我々も三要件を、この三要件満たす場合は集団的自衛権、武力行使ができることになつておりますが、三要件は、まさに我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険と云ふことでございます。まさに、今この委員がお示しになつた憲法上、憲法との関係においてはこういう概念、言わばそういう、先ほど申し上げましたように、ミサイル防衛の一角が崩される、これはまさに、純粹にフルに他国が攻撃されたからその他国に行つてそこを防衛するということとは違つたという、そういう事態も生じ得るといふ時代になつたということにおいては、今委員がおっしゃつたこととこれは大体同じではないかと。

ただ、国際法的には、それでも我が国に対する

攻撃が発生していませんから、これは集团的自衛権に当たるといふのは、これはそういうことではないかと、このように思います。

○片山虎之助君 ですから、これを個別的か集团的かと言われると困りますよ、ようかんの切り方で名前を別々に付けるようなものなんです。だから、我々は自衛権の再定義、自衛権の範囲の見直しと書いています。

そこで、今問題は、パネル二を。

総理が言われた、これが中核ですよ。国際的に言う集团的自衛権を行使できる場合なんです、これがこれ見ていただくように、政府案の第三要件の第一ですよ、第二、第三は必要最小限度とほかに手段があるかないかというあれですから。第一なんです、政府案では、もう何度か皆さん御承知だからしつこく申し上げませんが、我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が対象で、武力攻撃があった場合にどういふこの危険かという、国の存立、生命、自由、幸福が根底から覆される明白な危険がある場合にその自衛権の発動ができる、武力行使ができると、こういうことですね、政府の案は。

維新の案は、明白な外形基準、歯止め、線引きをやっているんです。まず、日本周辺でなきやいかぬと。我が国と密接な関係があるという曖昧なあれじゃなくて、日本周辺でなきやいかぬと。そして、日本と条約を締結した国の軍隊でなきやいかぬと。国じやないんです、関係のある他国じやないの。他国という、民間だつてその他だつて入りますよ。それから、日本の防衛のための活動中の外国の軍隊に対する武力攻撃なんです。他国に対するあつたつた、漠然とした武力攻撃じやない。それから、国の存立、生命、自由、幸福を根底から覆される、言葉は大仰でおどろおどろしいんです、中身は分らない、これ、簡単に言う。読みようによつては、どういふでも読める。そこで、日本に対する武力攻撃が発生する明白な危険が見えるとき、我々はこう考へているんです、その場合に初めて自衛権が発動できると。

だから、この案については多くの憲法学者が合意と書いています。実態は個別的自衛権的ですよ。しかし、今総理が言われたように、国際法的に言う集团的自衛権の分野に入る、分類に入る。こういうものを認めないと、事実上不都合がいっぱいで書いて、日本周辺で、それが我々の基本的な考えですが、総理、いかがでございますか。まあどこまで入れるか、いろいろありますけれども。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、言わば政府案を更に限定したもの、つまり、例えば条約締結国の軍隊といえ、もうこれは米軍だけでございます。実際、安保法制態においてもいろいろ議論がなされました。私自身も、議論をする中において、これは、同盟国である米軍にだけこれは限定すべきかどうかということも考へたわけでございますが、しかし、実際に、例えば近隣諸国でそうした紛争が起こつて我が国に飛び火しそうな状況が起こつているときに、米艦だけかといえ、これはそうではない可能性も今は現実に出てきていられるわけでございまして、例えば豪州とは、2プラス2、あるいは日米豪のこれは外相会談、防衛相会談も行いながら、防衛当局間の連携も共同訓練も進んでいる中において、これは条約締結国だけに限るべきでないという結論に至つたところでございまして。

また、日本周辺だけに限るかどうかということについては、これはかなり、実際にこれは様々なことが起こり得るといふことを考へて、我々は事態にこれは着目すべきだということでございます。現時点では我々はそういう考へ方を持っていて、どこでございまして。

○片山虎之助君 我々の中にもいろいろ意見あるんです。私個人も意見あるんですが、やっぱり遺憾では困るんですよ、合意でなきや困るんですよ。憲法適合性が念頭にあるんですよ。そのことは是非考へていただきたい。

私は、堂々とやるのなら憲法改正だと思ひますよ。国民に理解を求めるべきです。日本の国民は、私は分かつてくれると思う、いろんなことを。ただ、時間や手間が掛かりますよ。今、それを強引に解釈で押し切るのがいいのかどうか。国民のこれだけ議論を二分して、いろんな感動を起しなから、そこなんです。

だから、この案もいろいろ意見ありますよ。私にはあつて当然だと思ふ。どこまで効果があるのか、どれだけの効果があるのか。しかし、今よりははずっと前進なんです。それが次の道につながるんですよ、総理。しかも、憲法適合性なんです。今ある憲法は、それは否定なのか肯定なのか分りませんよ、これからそれは最高裁の判断をまたなきや。しかし、そういう大きな議論があるときに強行するのがどうかというのが我々の考へなので、そこについても一度答弁できるなら言つてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、今こうして考へ方の政府案との違いを示していただきながら、同時に、我が国に対する武力攻撃が発生してない中においても、我々は、武力攻撃が発生していない中においても武力の行使が憲法との関係でもこれはできるという考へ方は、これは同じだということ、大きなこれは一致だと思ひますが、この上において、この参議院の場において、御党とのこのまた案について、御党の案に我が党の議員もこれは質問もさせていただきますし、議論を深めていく中において更に一致点が見出せれば、それは広い国民的の理解につながっていくものではないかと、このように思つております。

○片山虎之助君 それじゃ、パネル三を出してください。

それで、今一番ポイントを申し上げましたが、それ以外で維新案と政府案の対比を見ていただきたいと思ひます。

まず、ざつと説明いたしますと、維新案の方は、憲法の適合性は合意と今書いていただいております。憲法学者の皆さんやその他に、政府案の方には、決まったわけではありませんが、これはパツツ付けて申し訳ないんですが、パツツと言う人が多いものですから、一応パツツにさせていただきます。

それから、自衛権行使の要件が、今のあれですが、今の存立危機事態は大変我々としては歯止めがない、政府の最終的に判断が白紙一任になるおそれがある。こういうことで、我々の方は武力攻撃危機事態と言つておりますけれども、ちゃんと外形基準をたくさん入れて歯止め、線引きをしていると、こういうわけでありまして。だから憲法適合性があると、こういう意味でございます。

それから、海外派兵については、後ほどまた申し上げますが、我々にはできないですね。政府の方でもできないんですが、例外としてホルムズ海峡の機雷掃海が出てまいります。私どもの方は経済的要因は入れておりませんから、外国の軍隊に対する武力攻撃が発生しなきやいけませんから、だから経済的要因なしですね。だから、エネルギーや物資の欠乏で経済危機が起きてということは今の要件に入れておりません。

それから、グリーンゾーンについては、これも後ほど申し上げますけれども、我々は領域警備法を作るべきだといふわけでございまして、政府の方は、今日の質問でもありましたけれども、運用でできると。

日本の役所というのは本当に法律好きなんです。私は法律が多過ぎると思つていふ。しかし、これだけは嫌だと言ふんだよね。何で嫌だかという、縄張り争いなんです、総理が言われるように。縄張り争いは、総理の一喝でこれはまともなただかないと。私は要ると思ひますよ。今一番問題は周辺なんです、ホルムズ海峡じやなくて、尖閣諸島や東シナ海や何かなんです。まあちよつと余分なこと言ひましたが。

それから、その下が周辺事態、後方支援で、今もお話ありましたが、我々は米軍に限定ですね。それから、政府案は米軍以外の外国軍も、それから地理的制約はなしと、こういうことですが、我々は地理的制約を残して周辺概念を堅持すべきだといふ、これも憲法との関係なんです。それをそこに書いておきます。

それから、後方支援等他国領内における国際責

献については、国連の安保理七章決議、授權決議のきちつとしたものだけが対象になると。関連決議を含む国連決議については、政府案はそれを対象とする。

それから、例の後方地域支援等で問題になる武力行使の一体化でございますが、我々は現行の非戦闘地域に限定した方がいいと、これは憲法との関係であります。それから、戦闘準備のための航空機への給油や航空機の整備は認めない、武器弾薬の提供も認めない。それで、政府の方は、現に戦闘が行われている現場を除く地域はいいと、給油や整備もいい、武器弾薬の提供もいいと。こういうことなんです。政府の方は、現場を除く地域といながら実施地域をおつくりになるということは、同じじゃないですか、非戦闘地域と。その辺の考えがよく分かりませんので、是非そうしていただきたい。

それから、防衛出動の承認なんです。私も、国会で多数でさつと承認するんじゃないやなくて、できれば専門委員会的なものをつくって、実質審議して承認を厳格化したらどうかと、そのぐらいのことで対応すべきではないかということですが、これについては提案でございまして、今後、制度設計等については、もしこれでいいということになると与野党で十分協議すべきことだと、こう考えておりますが、政府の方は通常の国会承認手続。

全般に大変限定的、抑制的、厳重化であります。私どもの方は、それは何でかという、現行憲法との適合性を考えているからでございまして、根っこに、その辺が政府のあれとは違うのかなと思っております。

そこで、防衛大臣、中谷防衛大臣、どこにでも行けるようになる、今の自衛隊の能力で対応できますか。周辺が一番大事なんです。周辺に一番問題のある国があるんです。そういうことを言っちゃいけません。そのときに、そこに集中すべきじゃないの、力を。それをどこでも行けまうと行って、まあいいですよ、宣伝ということ

は、各国に対してはいいけれども、それはいかがかなという気はいたしますが。

今の自衛隊の実力から見ると、ずうつと領域が広がる、業務が広がる、店が広がるということが本当に対応が可能かどうか。率直なところ、本当のことを言わないけませんよ。うそでない本当は駄目。よろしく願います。

○国務大臣(中谷元君) 基本的には自衛隊は我が国を防衛するということを主任務といたしておりますが、重要影響事態等におきましては、これは我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態ということ、従来は周辺事態ということとございまして、これはこの地域につきましても、現実の問題として、片山先生が御指摘のように、我が国の近くで起きた事態の方が我が国の平和と安全に影響を与える程度は相対的に高くて、重要影響事態に当たる蓋然性もより高いと考えておりますけれども、しかし、国家間の相互依存関係が深化して安全保障環境が大きく変化し現在におきましては、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生起する地域においては特定の地域をあらかじめ排除することは困難でございまして、こういった事態にも対応する必要があるということ、法律の整備をいたしました。

現時点におきましても、海賊対処ということ、シブチにおいて国際的な貢献もいたしておりますし、またいろんなPKO活動も実施をしておりますが、これはあくまでも我が国を守る自衛隊の能力の範囲内で行っていることとございまして、自衛隊といたしましては、我が国の平和と安全に関わることにございまして、与えられた任務を果たすために実力をまた維持をして対応していきたいということとございまして。

○片山虎之助君 いや、私が言うのは、今の現員の自衛隊の隊員の数、あるいは予算、機銃、そして仕組み、そういうことで、もしいろいろなるから注文が来てと言ったらおかしいですけど、後方支援関係や周辺事態の拡大の関係で来たとき

に対応できますかということをおっしゃっている、現実だから、人を何万人増やすとか予算を幾ら取るとかという、こういうことが必要なんじゃないですかということをおっしゃっているんですが、いかがですか。それだったら、総理どうぞ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今の委員の御指摘はもっともだと、このように思っています。

この法制が成った段階においても、もう既に我々、中期防衛計画で自衛隊の予算というのはこれ〇・八%ずつ伸びていくという計画が決まっております。その範囲内において、先ほど防衛大臣から答弁をいたしましたように、まず我が国事態、これが最優先であることは当然でございます。この中における自衛隊という資源をいかに有効に活用し得るかという中において政策判断をしていくわけでありまして、当然、我が国の防衛にこれ支障が出るようなことがあつては決してならないわけでありまして、当然、我が国事態として我が国の周辺、その上において我々ができ得ることを行っていく。

先ほど公明党からの質問にもお答えをさせていただきましたが、自衛隊を海外に出す場合においては、基本的なこの政策判断の視点というものも持ちながら、自衛隊のまさにある意味では分り合ったもの、自衛隊の能力に達した形で行ってきたいと、このように考えております。

○片山虎之助君 それはその支障が出れば断るということで、それじゃ余り店を広げない方がいいんじゃないかという気もするんですけどね。

そこで、今そういう話が出ましたから申し上げるんですが、自衛隊員のリスクということ、よく衆議院でも議論になりました。それを普通に常職的に考えると、総理、仕事は広がって、行くところが広がったリスクは増えるんですよ、これは、普通は。ただ、増やさない努力というのは要りますよ。

だから、リスクが増えるということをお認めになつて、しかし回のためには仕方がないんだと。だから、リスクをできるだけ減らす、こうやって。

それから、もし万一いろいろなことが起こつたらきちつと手当てをする、処遇をします。そういうことを言われた方が私は分かりやすいと思う、これもう分かりやすさからいうと。

今みたいにリスクが広がってもリスクは変わりませんと言っているんじゃないかと、分りませぬよ、というふうなことになる、それじゃ自衛隊員になる人がおるんでしようかということを通じて、主婦や何かに私は聞かれるんですよ。だから、それはおるでしょうと、今も大勢希望しているんだから、あるいはお金を出すんだからというふうなことを申し上げているんですけど。

だから、そこはつきり言われた方がいい。それが徴兵制なんということの宣伝に私は使われていると思えます。いかがですか、総理でも防衛大臣でも。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊はリスクはないというふうには申ししたことはございません。

片山委員がおっしゃるように、新たな任務に伴う新たなリスクが生じる可能性、こういうものは事実あるわけでございます。本日も、御嶽山において昨年の噴火のまだ行方が分からない方の捜索を始めたわけでございますが、この去年の御嶽山の捜索においても、かなりのリスクを生じながら自衛隊は捜索活動をいたしました。

現在も、自衛隊の任務といたしまして、やはり事に臨んでは身の危険を顧みず、国民の負託に、負うために様々な任務を様々なリスクを抱えつつ実施をしております。その辺は自衛隊は危機管理のプロでありますので、いずれのリスクにおいてもしっかりと自分で管理をし、そして運用し、そして任務を果たすということとございまして、新たな任務に伴うこの新たなリスク等につきましても、実際実施するときは様々な観点でリスクを極小化をして実施をさせていただきますというふうに思っております。

○片山虎之助君 よく自衛隊員の方とコミュニケーションをおやりになつた方がいいと思うわ

ね。初めての事態でもないんだが、初めての事態
みたいなのですよ。そういう私は心配がある
んじゃないかと思ひます。

ちよつと時間の関係あります。次に、パネルの
四で、ホルムズ海峡機雷掃海の法的検討と。お手
元に資料もあると思ひます。

もう御承知のことをそこに書いておられますが、
ホルムズ海峡には公海部分がありません。紛争中
の機雷掃海は国際法上武力行使に当たると、こ
ういふことでございますし、紛争中の機雷掃海は事
実上やらないうことを総理は答弁されたこと
どもは承知しております。

そこで、右の方を見ていただきますと、紛争維
続下に我が国自衛隊がホルムズ海峡で機雷掃海す
ることは、海外派兵ですから憲法違反となります。
ただし、これまでの衆議院における総理の答弁で
は、新三要件に該当すればできると、機雷掃海が
可能となる場合があるというんでしようか、でき
ると、こいつうふうな御答弁であつたように思ひ
ますけれども、総理、そういうことでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 一般に海外派兵は
禁じられている。これは、必要最小限度を上回る
ものという観点からこれは海外派兵はできないと
いうことでございますし、この新三要件におきま
しても、第三要件に必要最小限度の武力行使にと
どまるべきこととございますから基本的には海外
派兵はできないわけでございますが、しかし、ホ
ルムズにおけるこの機雷の掃海におきましては極
めて受動的であり限定的であることから必要最小
限度を超えるものではないと考へ得ると考へてお
ります。しかし、第一要件、国の存立、言わば
国の存立に関わるかどうか、国民の命に関わるか
どうかという点においては、これはまた総合判
断をしなければいけませんから、そういう機雷掃
海が行われたら直ちにそうなるかどうかというこ
とではございませんが、当たり得るといふことで
答弁させていただきます。

○片山虎之助君 だから、根底から国民の生命、
自由、幸福追求権利がひっくり返るようなケース

です。よ、第一要件に該当せないけませんから。
しかし、そういうことが機雷掃海云々だけである
のかないのが、これも分からない大きな要因
なので、維新の案では経済的要因は全部要件から
外してあります。

そこで、そこにありますように、憲法上、より
正当性がある機雷掃海は後方支援でできないか
と。遺棄機雷になるとこれは廃棄物みたいなもの
ですから自衛隊法でできるであろうと思ひます。
憲法上、遺棄でない機雷掃海の後方支援でできな
いかと。その場合に、国連の安保理七章決議によ
る機雷掃海は、これは国際法上問題がないと。米
国が多国籍軍等による場合には、これは問題があ
る場合もあるし、ない場合もある。こいつうこ
とでございまして、機雷掃海が例の存立危機事態
の中にとんと座っているものだから、全体が分
からなくなつて収まりを悪くしているんですよ。
だから、これを、ホルムズ海峡だけを外せばもつ
と私は分かりが良くなるし、国民は理解すると思
ひますけれどもね。総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このホルムズ海峡
においては、まさに一般に禁止されている海外派
兵の例外として扱っております。ですから、片山
委員が御指摘になられるように、国民の皆様にと
りまして論理的な面において複雑だという印象を
持たれるかもしれないと、こいつうところでござ
います。この必要最小限度の範囲内であるとい
うのが我々の、政府としての考へ方でございます
が、実際に、もしこれは停戦が合意されれば、こ
れはもうあとは遺棄機雷として除去していくこと
ができるわけでございますが、事実上の停戦状態
とはなつたけれども正式に停戦がなされていない
というこの期間があり得るのではないかとこの
が我々の考へ方でございます。その期間であつ
たとしても、これは相当重要な影響を我が国に与
えて第一要件にも適合し得る可能性があると、こ
ういふことで考へているところでございます。

○片山虎之助君 だから、遺棄機雷になれば問題
ないんですよ。今総理言われておるそれは二か月

ぐらいたつたんですよ、二か月ぐらいい。だから、そ
れは後方支援でやつたらどうかというのが当方の
提案でございますけれども、これは是非検討して
いただければいいと思ひます。

そこで、今の東シナ海のカス田付近における、
中国が機雷物、ステーションというんですか、そ
れを十六基も造つているといひますけれども、こ
れは約東違反でしよう、外務大臣。

○外務大臣(岸田文雄君) 二〇〇八年六月の合意
に基づいて、日中はこの海域において共同開発を
行うということになっております。日中間の境界
線が画定する前に一方的な行動を行うということ
は認められないと考へております。

○片山虎之助君 共同開発なんて全然してない
じゃないですか。当方に断りなく勝手に開発して
もいんですよ。こいつうところで事を荒立てた
くないというお気持ちばかりです。しかし、
やっぱり利益は守らないと。

○外務大臣(岸田文雄君) 今申し上げましたよう
に、日中間では二〇〇八年六月の合意に基づいて
共同開発を行うということになっております。
よつて、中国が一方的な行動を行っていることに
対しましては、我が国は抗議を行つております。
認めることはできないと考へます。

○片山虎之助君 ヘリポートでも造つて、ヘリコ
プターが尖閣諸島に無断で上空を侵犯したり下に
降りてきたりしたらどうするんですか。こいつう
ことを言うのは中国に失礼かもしれぬけれども、
それは分かりませぬわね、いろんなことが。
こいつう意味でも、領域警備法というのには要
るんですよ。関係の機関が連携する法的根拠を与
えることによつて、日本のお役人というのにはち
んと対応するんですよ。それを電話で、閣議を電
でやるからという、まあ今の時代に電話というの
もいかがかと思ひけれども、そこは考へたになつ
たらどうですか。

私は、簡単に言うと、警察と海上保安庁と自衛
隊というのか防衛省の所管、セクシヨナリズムと
いふのか縄張り争いだと思ひますよ、申し訳ないが。

私の経験からしても大体さうです。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは五月十四日
に閣議決定を行い、スムーズな海上警備行動を発
令できる手続を行ったところでございまして、ま
た、現在、警察や海上保安庁など関係機関が各々
の対応能力の向上を行い、情報共有を含む連携を
かなりこれは強化をさせているわけでございます。
す。

また、役所間の縄張り争いではないか、それで今
回我々は法制を見送つたのではないかと御指
摘がございまして。

確かに、かつては相当これ縄張り争いがあり、情
報は自分で抱え込み、なかなか連携もしない、海
保と海自同じ船の名前があつたり無線の連絡もな
かなか難しかったという時代もあつたのでござ
いまして、今般の閣議決定においては、発令手続の
迅速化に加えまして、それぞれの場合について、
内閣官房を含む関係省庁が、事案発生においても
連携を密にして、訓練等を通じた対応能力の向上
を図ることについても定めておりますし、不審船
共同対処に係る海上保安庁と自衛隊の共同訓練
や、治安出動命令が発令される事態を想定した警
察と自衛隊の共同訓練を積み重ねてきておりまし
て、警察機関や自衛隊の関係機関の連携は、これ
までと比較して格段に向上しているのではな
いかと。

こいつう意味におきましては、今回、この閣議
決定において、スムーズに、もしこれは海保で無
理であれば海上警備行動を直ちにこれを行う、ス
イツチするということも十分に可能であろうと考
えております。

○片山虎之助君 今、日中の海上連絡メカニズム
というのがありますね。それとの関係はどうなり
ますか。あれも一種のコミュニケーションですよ
ね、多動的な。

○外務大臣(中谷元君) これは日中間で安全保障
当局間でお話しておりますが、これはあくまで
も不測事態の防止、これが拡大して政治的な対立
にならないようなことのために連絡をする手段を

設けること、またそのような対話、話し合いの機会を設けることなど、基本的なルールを定めるために現在日中間でその話し合いをしているということでございます。

○片山虎之助君 そのためにも領域警備法はあった方がうまくないですか。そこが分からない。領域警備法的なものがあった方が、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これはあくまでも不測の事態の防止のための日中間のルールを定めようとするものでございまして、それぞれの体制等につきましては、我が国におきましては、警察、海保、自衛隊という関連機関の中でこういった事態に対応する体制というものを逐次検討して取っているということでございます。

○片山虎之助君 まさにグリーンゾーンだから、軍じゃないわね、軍の前ですよ。だから、それ、やっぱり私は個人的には領域警備法というのを御検討を真摯に願いたいと思っております。総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々、今般の閣議決定において、先ほど申し上げましたように十分に対応できると、こう思っておりますが、片山委員からの御指摘、また法案の提出をしておられるわけでございますから、この委員会においてまた議論が進んでいくことを期待をしたいと、こう思っておりますし、我が党もかつてこの法制化についてずっと議論をしてきたところでもございまして、

○片山虎之助君 もう時間おしまいになってまいりましたが、戦後七十周年総理談話というのはいお出しになるというように報道でございすけれども、いつ、どういう形で、言える範囲で結構ですけれども、お出しになりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 戦後七十周年を迎えたわけでございますが、七十年前、我々は戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないと、この決意の下、そして不戦の誓いの下に平和国家として歩んできた。我々、過去への反省、そしてこの七十

年の歩み、そして日本はこれからどういいう国として歩んでいくのか、世界に対してどういいう貢献をしていくのかという点について七十周年を迎えたこの機会に発信していきたいと、こう考えているところでございす。その上において、現在、有識者の皆様から御議論をいただいております。この有識者の皆様から提言をいただきたまいます。その提言の上において談話を作成していきたいと思っております。

○片山虎之助君 五十年、六十年と出してまいりまして、今年七十周年で、出すことに意味があると思ひますが、これももう未来永劫続くんでしょうか。そういうことがまた、またまたというか、そういうことでも議論になっておりました、そういう総理のお気持ちは分かりますよ、そのお気持ちは、前と比べてここがおかしい、ここが後退、ここは進んでいないかと、こういうアメリカンというのか、そういうことだけ指摘されるおそれもあるんですよ。変えてもらえんというんじやなくて、むしろ、これは変わった、これは後退、これは何だ、こういふことになるんで、今のお気持ちはよく分かりますよ。今までの七十年の本当に頑張る、未来志向の平和国家への更なる発展というのか、分かるんですけど、その辺は私はどうかというのと、これはすつと、総理は十年後も総理をやっていると思ひませんけれども、また八十年、九十年とやるんでしょうか。総理のお考えがあれば。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それはその時々、八十年、九十年、百年とあるわけでありすが、未来はあるわけでありすが、それはその時々、総理が判断されるんだらうと、こう思うところでございますが、私どもの談話につきましては、基本的には、今後、更に今後の十年後、二十年後、三十年後等を見据えながら談話を発信していきたいと、こう思っております。

○片山虎之助君 談話とも一番関係があるし、一番近い国は中国と韓国ですよ、北朝鮮ということと変わった国を除きますと。これとの外交

的な前進というのが私はこの全体に言えると思うんですよ、安保法制についても。その辺についての総理の大きい戦略があれば、是非最後お聞かせいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 中国、そして韓国とも関係を改善していきたいと、こう思っております。

中国につきましては、習近平主席と二度にわたる首脳会談を行いました。先ほど御紹介をいたたきました海空の連絡メカニズムについて発動させていくということについても一致をしておりますところでございますし、こうした対話を積み重ねていきたいと思ひますし、また、日韓におきましては、先般、日韓の国交樹立五十周年の機会に外相会談が実現したところでございまして、日韓の外相会談も行われたわけでございまして、これを日韓の首脳会談につなげていきたいと、こう考えているところでございす。

韓国も日本と戦略的な利益を共有する大切な隣国でございます。この平和安全法制についても説明もしてきたところでございすし、また、のみならず、アジア、ASEANの十か国も含めて、アジアの国々とも更に関係を緊密にしていきたいと思ひます。

○片山虎之助君 今日、割に長い時間、総理始め皆さんと対話できましたので、我々も参議院において対策をどうするか、あるいは与党協議をどうするか、十分みんな相談して、適正な結論を出して、またお話し合いに入らせていただきたいと、こう思ひます。

どうもありがとうございます。終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。本法案への反対の声を追うことに広がっております。数万人の市民が連日国会を取り囲んでおり、安部法制に反対する学生等の会のアビーンへの賛同者は一万二千四百六十一人。私も、周知の要請、テロ特措法、イラク特措法などで国会論議取り組んでまいりましたが、こんな経験は今までなかったですよ。

総理の地元からの声を一つ紹介したい。山口県の日鷹、首相の祖父である安倍寛さんの出身地です。今は長門市の油谷・日鷹地区、その浄土真宗本願寺派山口教区大津西組の組長が総理宛てに、安全保障関連法案に反対し、廃案を求める要望書を出しております。そこにはこう書かれています。

貴殿の祖父安倍寛氏は、戦争遂行の翼賛体制の中、理想を求め、反戦の立場より、翼賛体制に染まることなく批判し、無所属で立候補し見事に当選されました。御祖父安倍太郎氏は、俺は安倍寛の息子だと父を誇りとされていたとのこと。なぜ貴殿が安倍家の誇りを大切にされず、受け継がず、日本を危険な方向に導かれるのでしょうか。昨年七月のこの要望書、これは、地元事務所のあるあなたの秘書は、選挙区の皆さんの声として安倍に伝えますというふうにご答えたそうですが、今度の要望書も届いているかと思ひます。

総理は、御自身の地元中の地元のこの批判の声、どう受け止めていらっしゃるでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御紹介をいたたきましたように、私の祖父の安倍寛は、翼賛会選挙の際に、非翼賛会、翼賛会の非推薦で当選を果たしたところでございす。言わば、日米の閣議につきましても、東条内閣に反対の立場であったわけでございます。しかし、それは、当然そのときの国際情勢を見ながら閣議調整を進めるべきであると、そして、国の安全を守り、国民を守らなければいけないとの立場を一貫させたところでございす。その立場は私も全く変わりがないわけでございます。

もちろん、私の地元にも様々な御意見がございす。そうした御意見に真摯に耳を傾けることは地域の代表でもある国会議員としての役割でもありと思ひますので、そうした様々な声に目を通しているところでございす。今回の法制は、間違いなく国民の命を守り、平和な暮らしを守り抜くためのものであり、必要な自衛の措置とは何かをどう考えるかという点において今回の法制を

どう受け止めていらっしゃるでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御紹介をいたたきましたように、私の祖父の安倍寛は、翼賛会選挙の際に、非翼賛会、翼賛会の非推薦で当選を果たしたところでございす。言わば、日米の閣議につきましても、東条内閣に反対の立場であったわけでございます。しかし、それは、当然そのときの国際情勢を見ながら閣議調整を進めるべきであると、そして、国の安全を守り、国民を守らなければいけないとの立場を一貫させたところでございす。その立場は私も全く変わりがないわけでございます。

もちろん、私の地元にも様々な御意見がございす。そうした御意見に真摯に耳を傾けることは地域の代表でもある国会議員としての役割でもありと思ひますので、そうした様々な声に目を通しているところでございす。今回の法制は、間違いなく国民の命を守り、平和な暮らしを守り抜くためのものであり、必要な自衛の措置とは何かをどう考えるかという点において今回の法制を

どう受け止めていらっしゃるでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御紹介をいたたきましたように、私の祖父の安倍寛は、翼賛会選挙の際に、非翼賛会、翼賛会の非推薦で当選を果たしたところでございす。言わば、日米の閣議につきましても、東条内閣に反対の立場であったわけでございます。しかし、それは、当然そのときの国際情勢を見ながら閣議調整を進めるべきであると、そして、国の安全を守り、国民を守らなければいけないとの立場を一貫させたところでございす。その立場は私も全く変わりがないわけでございます。

もちろん、私の地元にも様々な御意見がございす。そうした御意見に真摯に耳を傾けることは地域の代表でもある国会議員としての役割でもありと思ひますので、そうした様々な声に目を通しているところでございす。今回の法制は、間違いなく国民の命を守り、平和な暮らしを守り抜くためのものであり、必要な自衛の措置とは何かをどう考えるかという点において今回の法制を

どう受け止めていらっしゃるでしょうか。

行わなければならない、こう決意したところでございませう。

○小池晃君 国民はそう受け止めていないから、本場に立脚の速いを超えて反対の音が広がっているんじゃないですか。これだけの世論調査の結果、憲法学者の反対、こういうことが起こっているわけでありませう。

しかも、丁寧に説明すると総理は言いながら、先日のテレビでの説明、あれは何ですか。まともな議論にこれは値しない。戦争と火事は本質的に異なるのに、これを説明したわけですね。私は、これは、総理が法案についてまともな国民に説明する能力も論議も持っていないことを自ら告白するようなものだというふうに言わざるを得ないと思ふんです。

衆議院での強行採決の前後に一体何が起こったか。これは、陸上自衛隊幕僚監部によるイラク復興支援活動行動史であります。これは衆議院の審議中に暴発の形で提出をされました。委員会強行採決後に、ようやく暴発を外したものが出てきたわけでありませう。一体どこが暴発りになっていったか。

第一次イラク復興支援隊が活動を開始した直後の平成十六年四月七日及び四月二十九日に宿営地近傍に迫撃砲弾が着弾する事案の発生。あるいは、平成十六年十月三十一日、発射されたロケット弾は、駐屯地内の地面に衝突した後、鉄製の荷物用コンテナを貫通して土壌に当たり宿営地外に抜け出ており、一つ間違えば甚大な被害に結び付いた可能性もあった。そのほかにも、自衛隊の車両に、IED、いわゆる即席爆発装置、路肩爆弾と言われるようなものが、その攻撃が二〇〇五年五月、翌年五月と続いたことも記録されているし、こうした緊張状態の中で、メンタルヘルスストレスチェックの結果において、約二割の隊員にストレス傾向が見られたということも書かれておりませう。

私は、この問題、昨年の予算委員会でも総理と、サマワの宿営地がいかに危険だったのか、非戦闘

地域でこれだけのことが起こったではないかという議論もさせていた。そのとおりのことが起こっていたことを自衛隊が認めていた。自衛隊の海外での活動を大幅に拡大する議論に当たって、直近の活動についての情報は必要不可欠です。よ。

何でこういう重要な問題を暴発りにしたんですか。まともな国民に説明もしないでやり過ぎそうとした、そう言われても、大臣、仕方がないじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) その資料につきまして、陸上自衛隊のイラク復興支援活動行動史でございます。その内容等につきましては、活動をまとめたものでございませうが、これまでその情報公開に際しましては、部隊の編成、運用、指揮系統等に関する情報につきましては一部不開示としたところでございませう。

○小池晃君 部隊の編成と全く関係ない部分ですよ、これは。答えになっていないですよ。何で隠したんですか。

○国務大臣(中谷元君) その部分、私も先ほど拝見をいたしました。訓練を行った内容とか、また部隊の編成等に係る記述等もございませう。この点につきましては部隊の運用また指揮系統等に関する情報でございませう。一部不開示としたところでございませう。

○小池晃君 先ほど見たというところは、暴発りにしたのは、じゃ、大臣は関与しないんですね。官僚が隠すわけですね。そんなことで議論ができるんですか。大問題ですよ。

防衛省は今でもこうやって暴発りにする。しかも、今いろいろ言われたけど、暴発りにしているのは、もうほとんど全ページ暴発りだっているわけですよ。部隊の編成何人か、そういうところだけじゃない、丸ごと暴発りにしている、これが実態。しかも、中谷大臣は、存立危機事態の認定の前提となった事実と特定秘密が含まれる場合も考えられるというふうにおっしゃっている。特定秘密保護法の対象となれば、暴発りでは済まない

わけですよ。情報全体が秘匿されるわけですよ。政府は、政府が全ての情報を総合して、客観的、合理的に判断すると言っけれども、特定秘密にされたら、じゃ、誰が合理的に判断するんですか。国民は判断のしようがないじゃないですか。今でもこれだけ暴発りにする。こんなことが許されてどうやってそれを合理的、客観的に判断できるんですか。

○国務大臣(中谷元君) その文書につきましては、平成二十六年の五月及び十月に情報公開法に基づき開示決定を行って、一部を不開示として開示を実施したわけでございます。

特定秘密におきましては、特別にやはりこういった情報の管理、これはしつかりしているわけでございますが、こういったものに対する情報公開等につきましては、やはり国民や皆様方にも御理解を得る必要がございます。特に、自衛隊の武力行使や海外派遣などについては国会による民主的統制が適切に確保されるということが必要でございます。まして、平和安全法制につきましては、自衛隊の活動に当たっては必要要件等について閣議決定により明らかにするとしてございませう。例えば存立危機事態の認定に当たりましては、事態の発祥、事態の認定の前提となった事実、武力行使が必要なる理由などを記載した対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求めて、これに対して周知を図るといふことで、必要な情報が適切に公開をされるように努力をいたします。

そこで、特定秘密が含まれる場合も考えられますけれども、その場合には、情報の二ニュースノーズ、また具体的数値そのものは明示をしない形で情報を整理するなどして、特定秘密の漏えいとならない形で国会や国民の皆様が事実の認定の根拠をお示しすべきものと考えてございませう。

○小池晃君 特定秘密の漏えいに関わらない形で出すって、特定秘密になっていない部分が肝腎な部分でしようか。それを出さないでどうやって国民は判断できるんですかということだと思ふんです。

私は、この記録読んでみるとほかにも発見ありました。政府は今回の法案でも国会答弁でも後方支援という言葉を使っていますが、この行動史には後方支援という言葉は出てきません。全て兵たんと書いています。自衛隊内では後方支援ではなく兵たんといい言葉なんですか。

○国務大臣(中谷元君) 法律としては後方支援でございます。これはロジスティックということでございます。これを訳せば後方支援ということでございます。兵たんに当たるわけでございます。そういう意味で、部内の検討資料といたしましては兵たんといい言葉を使うこともございませう。

○小池晃君 国民向けには後方支援という言葉でございませう。今認めたように部内では兵たんといい言葉を使っているわけですよ。だから、私もこれから全て兵たんといい言葉で議論をさせていただきます。

政府提出法案には、武力行使をしている米軍への兵たんと定めた二つの法案があります。一つは重要影響事案法案、もう一つは国際平和支援法案。この二つの法案では、これまで政府が戦闘地域と定めていた場所まで自衛隊が行って兵たんを行うことになりませう。

衆議院の特別委員会では、我が党の志位和夫委員長の間に対して総理は、戦闘地域にまで行けば自衛隊が攻撃対象となる危険性も認められた。さらに、攻撃された場合に武器を使用することも認めた。しかし、それは自己保存のための武器使用であって、これは武力行使ではないと弁解された。それに対して志位委員長は、国際法上、自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用という特別な概念や定義があるわけではないという外務省の資料も示して厳しく批判しました。国際的には全く通用しないと。総理もこのやり取りを覚えていらっしやと思ふんです。(資料提示)

そこで、お示したのは、これは私どもが入手した海上自衛隊の幹部学校作戦法規研究室による平和安全法制案についてという内部資料でありませう。

す。今年六月のものであります。この中に、武器使用と武力の行使との関係というページがあります。それを示しておきます。武器の使用と武力の行使について、我が国政府の考え方と外国の考え方を対比しているところも分かりやすい資料になっています。

これによれば、我が国の考え方は、武力攻撃発生までは武器の使用だが、それ以降が武力行使だと、そういうふうになっている。しかし、その下、他国の一例では、ユース・オブ・フォースとしか書かれておりません。

外務大臣、ちよつと一般的に、ユース・オブ・フォースって何ですか。

○國務大臣(宮田文雄君) ユース・オブ・フォース、そのまま訳せば武力の行使かと思えます。

○小池晃君 他国の例には武器使用という言葉はあります。ユース・オブ・フォース、すなわち今言われたように武力の行使であります。

総理にお聞きしますが、あなた方が武器の使用というふうには呼んでいるものが、外国から見ればこれは武力の行使となる、これは当然だと思えますが、お認めになりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、国際法上、自然的武器の使用という特別な概念や定義があるわけはありません。しかし、国際法上合法的な活動を行っている自衛隊の部隊等が急迫不正の侵害にさらされている際に、生命や身体を防護するという言わば自己保存のための自然的権利というべきものとして必要最小限の実力を行使したとしても、これは国際法上禁じられた武力の行使には当たりません。これは明確でございます。

そういう意味におきましては、このような自己保存のための自然的権利というべきものでありまして、このような自己保存のための自然的権利というべきものとしての武器使用権限は、PKO法に始まり周辺事態安全確保法等の従来の法律においてこれは規定されてきたものでありまして、今般の平和安全法制においてもその考え方や位置付けにこれは何の変更もないということでございます。

○小池晃君 全く答えていないですよ。禁止されている武力行使じゃないと言ったけれど、これ、武力行使という概念に当たるといふことじゃないですか。これ、自衛隊自身が認めているじゃないですか。

大體、防衛大臣、これは海上自衛隊で使われている内部資料ですよ。しかも、法案の審議中にもかかわらず、国会では一回も使ったことのないような資料を使って内部で説明している。防衛省はこういうことを認めるんですか。

○國務大臣(中谷元君) まず、御提示の資料につきましては、少なくとも防衛省としてこれまで公表した資料にあるとは承知をいたしております。明らかな限り、当資料の位置付けについては答えすることはできません。

なお、もう一点、ユース・オブ・フォースにつきましては、外国においては武器の使用と武力の行使を区別せずに用いられているわけでございます。我が国におきましては、自己保存のための武器使用ということで、武器の使用でございます。

○小池晃君 ユース・オブ・フォースが武器の使用だとして、そんなことを世界で言ったら笑われますよ。もうめちゃくちゃな話ですよ、今のはね。しかも、公表されていないと、実際の資料だと。こういうことを公表していないことが大問題じゃないですか。国会に一度も出さない資料で内部で検討している、大問題じゃないですか。これだけで法案審議止めてもいいぐらいの話ですよ。

委員長、これは実際に、この戦争法案、審議している法案が、これを適用するのは自衛隊ですよ。その中で、国会にも説明しない。当たり前だと元自衛隊の幹部の方は言っているけど、当たり前なんてんでもないじゃないですか。

委員長、今日示されたこの海上自衛隊の内部資料、正式に提出させていただきます。陸上自衛隊、航空自衛隊も同じようなことをやっていると思えます。全部出させてください。よろしくお願いします。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの小池委員の発言につきまして、後の理事会において協議をいたします。

○小池晃君 自衛隊が、じゃ、どういう内容の兵たんを行うのか。その内容も今回の法案で大きく変わってまいります。

これまでの周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法では、補給に関して、弾薬、武器の提供を含まない、戦闘作戦行動に発達準備中の航空機への給油、整備は行わないとしておりました。

今回の重要影響事態法案と国際平和支援法案では、ここを変えて、武器の提供以外はできるようになった。それから、これまでできなかった戦闘作戦行動に発達準備中の航空機に対する給油や整備もできるようになる。しかし、可能になったのはそれだけではありません。

防衛省に聞きます。テロ特措法では、物品の輸送には、外国の領域における武器弾薬の陸上輸送は含まないとしていた。間違いないですね。

○國務大臣(中谷元君) 御指摘のとおりでございます。

○小池晃君 イラク特措法では、法律上の規定ではありませんが、実施要領において、物品の輸送に関しては、武器弾薬の輸送を行わないとされておりました。間違いないですね。

○國務大臣(中谷元君) そのとおりでございます。

○小池晃君 しかし、実際には運んでいたわけがあります。

○小池晃君 いや、だから、運んじやない武器はありますかと聞いていますよ。イエスカノーカ。

○國務大臣(中谷元君) 特別にはございませんが、弾薬に入れないような装備等も若干ございます。

○小池晃君 米軍のミサイル、米軍の戦車、運べますね。運べるでしょう。運べるでしょう、法律上だから、提供じゃないから。

○國務大臣(中谷元君) 法律では除外をした規定はございません。

○小池晃君 今回の法案が通ればどんな武器でも運べるわけですよ。

弾薬は新たに提供することもできるようになります。ロケット弾も戦車砲弾もりゅう弾砲弾も無反動砲も、運ぶだけではなく外国軍に提供できるようですね、大臣。

○國務大臣(中谷元君) 特に排除をしている規定はございません。

○小池晃君 もう本当に何でもできるようになるわけですよ。

そして、爆撃に向かおうとしている戦闘機や戦艦ヘリにも給油できる。その場合、空中給油も、海の上での艦上の、洋上の給油もできるようになる。間違いないですね。

○國務大臣(中谷元君) 現に戦闘行為が行われている現場では実施しないということになっております。

○小池晃君 資料をお示ししております。先ほどの海上自衛隊資料の別のページであります。これは重要影響事態と国際平和共同対処事態の際の実際の運用を踏まえたイメージ図であります。

これを見ますと、米軍のヘリが敵潜水艦を探知する。で、追加部隊が投入される。で、敵潜水艦を攻撃した後、米軍ヘリが海上自衛隊のDDH、ヘリ空母に着艦して燃料補給を行う。

法律が成立して、発達準備中の航空機に対する給油活動が可能になったら、大臣、こういう活動が可能になるという理解でよろしいですね。

○國務大臣(中谷五右衛門) 揭示されている資料につきましては、日米共同による対潜水艦作戦における後方支援の一つをイメージとして表したものと考えられますが、この資料の中では、作戦行動のために発進準備中の米軍のヘリに対して給油、整備を行う海上自衛隊の護衛艦、これは魚雷等の攻撃を受けない安全な場所で行うことを示しておりました、自衛隊が支援活動を行う際に安全な場所において行うということが大前提であること、魚雷の射程まで書いてあります。魚雷の射程という側面から示したものでございます。

○小池晃君 戦闘現場でやらなければならないことは、魚雷の射程の外であればやらないということですね。

○國務大臣(中谷五右衛門) この図は、そういった意味におきまして、魚雷等の攻撃を受けない安全な場所で行うということを示したものでございます。

○小池晃君 これ、重大じゃないですか。こんなことも今まで一切示されていないですよ、魚雷の射程外だったらこんなことまでやっていいんだと。

大臣、追加で聞きますが、それでは、この図に更に付け加えて、海上自衛隊が、これで着艦してDDHで燃料補給しますよね。この米軍ヘリがまた飛び立ってこの敵潜水艦に対する武力攻撃を行う、それも可能なんですか。

○國務大臣(中谷五右衛門) これは、現に戦闘行為が行われているかどうか、そういった現場では実施をしないということでございます。

○小池晃君 いや、魚雷の射程の外だったら何でもできるんだと、米軍のヘリが、攻撃したヘリが給油で自衛隊のヘリ空母に戻ってくる、そこで給油をする、整備をする、それがまた飛び立って攻撃をする、また戻ってくる、これができるんですか。これはできるということですか。

もう一回確認します。それが魚雷の射程の外であれば可能というのが今度の法案だということですね。はつきり答えて。

○國務大臣(中谷五右衛門) 現実には、法律で、防衛大臣が円滑かつ安全に活動を実施する区域を示すということでございます。その範囲等につきましては、現に戦闘行為が行われている現場に加えまして、期間中において戦闘行為が起こる見込みがない現場、こういうことを指定して安全を確保することでございます。

○小池晃君 今度の法律ではそれができるんですねということをお答えしていただきたいと思います。今の前提で、できるといいますよねということを確認します。

○國務大臣(中谷五右衛門) 先ほどお話をした安全を確保できる地域においてしか実施ができないということでございます。

○小池晃君 できるということですよ。安全を確保する地域というのは、魚雷の射程の外だったらいいということですよ。こんな状況でもう一切やると。自衛隊のヘリ空母で給油、整備された戦闘ヘリがヘリ空母から飛び立って攻撃を行って、また戻ってきて給油する。

総理、今のやり取り聞いていたと思うけど、これ、誰がどう見たって完全に米軍と一体になった武力行使じゃないですか。これが世界から見ると、これが世界から見ると、これは一緒になって米軍と一緒に自衛隊が戦争をやっているというふうに見えない。これは世界中の誰が見たって、日本国民が見たって、この構図の中で自衛隊がやれば、これは一緒に戦争している、そういうことになるんじゃないですか。一体となって、まさに一体となって武力行使をしているというふうになるんじゃないですか。どうですか、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三) まず前提として、重要影響事象、我が国に極めて重要な影響のある事象が発生したと、そのままでありますに我が国に對して大変大きな重大な深刻な影響があるという、そういう事象、そしてまた、あるいは国際平和協力法において国連決議等々がある場合に後方支援をするわけでございます。そういう前提の下に、

我が国の平和を守る、あるいは世界の平和を構築をしていく、守っていくために行う活動に對して自衛隊が後方支援を行う。

そして、一体化しないというのは、まさにこれは憲法の要諦であります。この一体化しないという中においての後方支援でございますが、実際に実施していく上においては、まさに戦闘現場とならない地域を実施区域に厳格に指定をしていくということになるわけでございます。

○小池晃君 いや、これね、自衛隊がこういうことをやると、イメージだとして出てきているもの。それで、しかも、今総理はそういう活動を否定されませんでした。結局、魚雷の射程の外であればやれるということですよ。

で、私が聞いていてことに全く答えていない。こういうことをやれば、これは米軍の武力行使と一体だと誰が見たって思うでしょうと私聞いています。イエスノーか答えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三) まず、魚雷の射程の外であればできるということではなくて、魚雷の射程の外であればどこでもできるということではなくて、実際に戦闘現場でないところで行うということをおっしゃいます。そこで実施区域を定めるわけでございます。そこで、まさに我々は、一体化しないという考え方の下に、一体化しないという考え方の下にこの後方支援活動を行うわけでございます。

○小池晃君 我々がどう考えているかというあなた方の理屈を聞いていないんじゃないか。あなた方が、これは一体化していないと言っているんですよ。世界の誰が見たって、これ一体化じゃないですか。そういうふうに見られるでしょうと私は率直にそう聞いています。世界はそう見るでしょう、どう考えたってこれは米軍と——ちよっと、いろいろ耳打ちしないでくださいよ、私は、当たり前前の総理の感覚を聞いています。これは、世界中の誰が見たって一体としてやっているということになるんじゃないですかと聞いています。答えてく

ださい。はつきり答えていただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三) だから、先ほど答弁しているように、これは、我が国としてはまさにこれは一体化しないと判断をしているわけでございます。我々も、国際社会に對しては、我々が行い得る活動は後方支援に限られ、そしてそれは武力行使と一体化しないものに限られると、これは憲法上の要諦であるということ、これは説明をしているわけでございます。

○小池晃君 これ全く駄目ですね。これ駄目ですよ。こんな、米軍のヘリが敵潜水艦を攻撃して、それが海上自衛隊のヘリ空母に戻って着艦して給油して、そしてそれが戻ってまた攻撃をする、これを繰り返す。これ、世界がどう見るか。もう誰が見たって、これは一体としての行動ですよ。敵国からすれば、これは明らかに交戦国ですよ、日本は。そういうことになりませんか、これは。そういうことも認めようとしなさい。

私は、これ本当に危険だということが今日の議論を通じてはつきりしてきたというふうに思っています。戦闘地域での兵たんは、武器の輸送、弾薬の提供、戦闘作戦行動への発進準備中の航空機の給油、整備、これはもう明らかに他国の武力行使と一体化の活動、若しくは武力行使そのものであるということがはつきりしたというふうに思っています。それを地理的限定なく地球の裏側まで行って行う、明白な憲法違反であるということをお申し上げたい。

ちよっと切りのいいところで、午後は兵たんの危険性について議論させていただきますというふうに思っています。

○委員長(池田洋子) 午前の質疑はこの程度でとどめます。

午後一時まで休憩といたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長(池田洋子) ただいまから我が国及び

国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
本日、大塚耕平君及び西田実仁君が委員を辞任され、その補欠として加藤敏幸君及び矢倉克夫君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 休憩前に引き続き、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。
午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

午前中の質疑では、戦闘地域で行われる自衛隊の兵たんが米軍などの武力行使と一体不可分の活動である、あるいは武力の行使そのものに当たる憲法違反であるということ指摘をいたしました。

午後は、こうした兵たんがか危険な実態を伴うものであるか、このことに絞って議論をしたいと思います。

アメリカ海兵隊の海兵隊教本、この兵たんの部分には、なぜ兵たんが危険なのか、その理由が詳しく書かれております。

ちょっと読み上げますが、兵たんは大量の物資、巨大な距離、短い対応時間に対応しなければならず、兵たんはほかの機能以上に、常套手段、計算さらに予測を用いる、これらの活動の全ては、予想外の出来事、我々の間違ひあるいは敵の行動によつて容易に影響され妨害される、その結論として、兵たんの部隊、設備、施設は、単なる攻撃対象ではなく、軍事行動の格好の標的であることを認識することが重要であると、こう書かれています。つまり、兵たんというのは、これは大量の物資

を計画的に届けるわけですよ、計画的に前もって、事前に周到に計画を立てて。そうしなけりゃいけないから、もう事前に綿密な計画を立てなければいけない。だから、今の対テロ戦争のような突然の攻撃に大変弱いんだということなんですね。これは最近の、アメリカ海兵隊が二〇一〇年に発表されたエネルギー戦略と実施計画、この中にも、コンボイ、輸送車隊は伝統的戦闘や非対称の攻撃、いわゆるテロ攻撃ですよ、脆弱で攻撃目標になるとしております。

総理は、この兵たん問題、この間、国会での答弁で兵たんは重要であるというふうにならざるを得ない。重要であるからこそ安全確保しなければいけないんだと答弁されております。しかし、アメリカのこの海兵隊の文書を見ても、兵たんは軍事行動の格好の標的であるし、特に昨今の対テロ戦争のような相手が無秩序に突然の攻撃を仕掛けてくる、こういう攻撃には最も弱いものだ。そういう認識は総理はお持ちですか。率直にお答えいただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般も答弁をしたことがございますが、軍事技術が発達した今日においては、部隊は食料や物資の供給がなければ、いや、今日においてもですね、今日においても、部隊は食料や物資の供給がなければ活動はできず、後方支援は不可欠であります。また、補給を受けている間は攻撃に対して極めて脆弱な状態にあるため、現に戦闘行為が行われているような状況の下では有効な後方支援を行うことは困難であります。

このため、軍事技術の発達した現代においても、後方支援に際しては、危険を回避して安全を確保することは当然であり、合理性のあることであります。これは同時に、後方支援を十全に行うためにも必要なこととございます。今日においても実際このような形で後方支援が行われておりますし、十分な情報収集を行うことによつて、安全を確保した上で後方支援を行うことは可能であります。

そして、今、小池委員が指摘されました米海兵隊ドクトリンにおいては、兵たんの脆弱性及び兵たんに対する攻撃の危険性について指摘した記述は確かにございます。他方で、同じ米海兵隊ドクトリンにおいては、兵たんの拠点、すなわち実施場所を考へるに当たつて安全確保は主要な要素の一つであるとされており、また同様に、兵たんの実施場所は敵の行動から合理的な安全性が確保されなければならないとされているわけでございます。

○小池晃君 いや、安全確保するのは当然でしょうが、それ書いてあるからといって大丈夫だという議論というのは成り立たないですよ。私が言っていることに全く答えていないじゃないですか。一般的な攻撃じゃなくて、今の対テロ戦争というのは、いつ何とどこに攻撃が起こるか分からないような実態の中でやっていると。だから、最も弱いんだと、脆弱なんだと言っているわけですよ。今日、しんぶん赤旗の今朝スクープ記事で、陸上自衛隊の憲兵隊が監修した最新版の陸自教範「兵站」これも記事にいたしました。この中でも書いてあります。兵たん部隊及び施設は、攻撃の開始に先立つて、できるだけ前方で、かつ、主攻撃の支援に便利なるように配置するとともに、攻撃の進展に応じてこれを更に前方に推進していく。これが兵たんの実態でしょう。

その中で、私が言っているのは、今のこのテロ攻撃に対して、総理が言ったことは本当に古典的な、何か一定、計画ができて、ここは危ないと予測できている、そんなものじゃないでしょうか。今の実態は、そういう中で、危険性があるということ、総理はそういう認識を持っていないんですか。総理は最高責任者なんですよ。その認識を持たずに自衛隊員に命令できるんですか。私は、そういう危険があるということをはっきり認めていた方がいいと思つて。

総理に聞いているんです。総理の答弁なんだから、総理に答えてもらいたい。
○国務大臣(中谷元君) いや、その前に、陸上自

衛隊の教範のお話がありました。これは、基本的な事項を記述した、各部隊の指揮官のために、教育訓練の一般基準を与えることを目的として作成しているものがございます。その上で、この御指摘の兵たんというのは、陸上自衛隊の兵たんの運用について、武力攻撃事態への対処に際しての陸上自衛隊の戦闘部隊への支援要領を中心として記述していますので、重要影響事態、また国際平和協力事態における他国の軍隊に対する支援については、記述していないということでございます。

○委員長(鴻池祥肇君) 答弁されますか、安倍総理。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、小池委員の御質問に答えますが、確かにこれ軍事技術が発達してはおりますが、同時に、これは攻撃能力だけではなく、情報収集能力も大幅に向上しているのも事実でありまして、情報部の分析や評価の技術も発展しております。衛星等からの情報収集も向上しているわけでありまして、したがって、十分な情報収集を行うことによつて安全を確保した上で後方支援を行うことは可能であると。他方、安全が確保されない限り、自衛隊による後方支援を行うことはできないわけでありまして。

○小池晃君 中谷大臣、陸自教範に今議論している法条に基づくものが書いてあつたら大問題じゃないですか。書いてあるわけがないんですよ。何を言っているんですか。ばかな答弁しないでいただきたい。

それから、総理の答弁は、やっぱり実態を全く私は分かっていないというか、対テロ戦争の現場の実態に目を背けた議論だというふうに言わざるを得ないと思つて。私は、今日は実態に即して議論をしたいというふうに思つて。アメリカの陸軍の環境政策研究所がまとめたレポートがございます。これによりまして、これは二〇〇三年から二〇〇七年までの間にイラクとアフガニスタンでの補給任務での死者数、これ見

ますと、陸軍だけで、イラクで二千八百五十八人、アフガンで百八十八人に達しております。補給物資の五〇％は燃料、二〇％が水、その他三〇％。アフガンで、パネルにしましたが、〇七年度だけです。輸送回数、燃料は八百九十七回、水は四百三十八回です。その八百九十七回の輸送のうち死傷者が三十八人出ています。実に二十四回に一人の割合で死傷者が発生しているわけです。水と燃料の輸送でこれだけの被害が出ている、これが戦場の実態なんです。

大臣、このレポートでは、イラクとアフガンにおける補給任務での死傷者数は深刻であると、米陸軍の死傷者の一〇％から二〇％であると、その大多数は燃料と水の輸送に関係しているというわけですよ。

総理、これが実態なんです。このレポートの書き出し、最初の一文は何と書いてあるかというところ、戦場での燃料、水の補給は命懸け。兵たんがどれほど危険かを示すレポートだと私は思うんです。対テロ戦争の現場では兵たんほど狙われやすい、こういう実態があるということを経理はお認めにならないんですか。

私が聞いているのは、いや大丈夫です大丈夫です。すって、こういう危険があるということ、これは当然のやっばりアメリカの陸軍あるいは海兵隊、そこがはつきり言っている。それなのに、そのことをお答えにならないのは極めて不誠実ですよ。それを自衛隊員にやらせようとしていたときに、そのことを明白に言わない。こんな無責任な態度はないですよ。はっきり答えていただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) アフガンにおける今活動についてのお話ですが、我が国はアフガンに部隊を送っているわけではございません。諸外国が実施した諸活動や派遣に係る制度の詳細については我が国として把握することは困難ではありますが、我が国は、憲法第九条の制約や法律上の規定を受けて、今現在戦闘行為が行

われていないというだけではなくて、自衛隊の部隊等が現実活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定した上で後方支援を行うこととしているわけでございます。いまして、最初把握していないと言ったのは、今他の部隊がどのような行動の基準を持っているかということについては把握をしております。直ちに比較をすることはできないわけでありまして、我が国は明確に憲法九条の制約がある上においての法律にのっとって活動することとは申し上げておきたいと思っております。よって、いくりに後方支援という切り口で日本と諸外国を比較することはできないと思っております。

○小池晃君 イラクとアフガンの兵たんの実態を把握していない、そんな中でそれを実際に可能にする法案を出す、こんな無責任な話ないですよ。しかも、今、兵たんについて、自衛隊が現実活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定すると、そうおっしゃいました。条文のどこに書いてあるんですか。言ってください。

総理が言ったことですよ、総理が言ったことですよ。総理、答えてください。○國務大臣(中谷元君) 条文につきましては、実施区域を指定する際に、防衛大臣は、現に戦闘行為が行われておらず、活動の期間に戦闘行為が行われる見込みがないということ、円滑かつ安全に実施できる区域を指定するというふうに記述をされております。

○小池晃君 法律の何条に書いてあるんですか。今言ったことは何条に書いてあるんですか。○國務大臣(中谷元君) 法案の中に、防衛大臣は、実施区域の指定が書かれておりまして、活動期間を通じて円滑かつ安全に実施する区域を指定すると書いております。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めてください。(速記中止)
○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○國務大臣(中谷元君) 国際平和支援法第七条三によりまして、防衛大臣は、前項の実施事項において、実施される必要のある任務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該協力支援活動を実施する区域、これを指定するものとしております。

これは、法律上、防衛大臣に対して安全に活動できる場所を指定することを義務付けるということとございまして、これは今現在戦闘行為が行われていないというだけではなく、部隊等が現実活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、円滑かつ安全に活動を実施する上で当然のこととございまして。

○小池晃君 私が聞いたのは、自衛隊が現実活動を行う期間について戦闘がないと見込まれる場所という言葉がどこに書いてあるのかと聞いたんです。法律にはそんなことは一言も書いていないじゃないですか。書いていないということを認めてください。イエスかノーか。

○國務大臣(中谷元君) この点の記述は、先ほどお話ししました七条の三、防衛大臣は、円滑かつ安全に実施することができるよう協力支援活動を実施する区域を指定するものとすること、安全な地域ということとございまして。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止め。○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。○國務大臣(中谷元君) 七条三におきまして、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定をいたしております。その他の安全規定については法案の記述はございません。

○小池晃君 書いていないんですよ。さっきから、内容はそんなんだとかと発言からあるけど、国会というのは法案の条文に即して議論しなきゃ

いけないんですよ。条文にないことを、それがあるかのように発言する、こういう態度が国民の私には不信を招くんだということを申し上げておきたいと思っております。

対テロ戦争の現場は、先ほどから議論しているように、アフガンでもイラクでもIEDが道路の路肩に仕掛けられていて、それが最も多くの死傷者を出している、これが実態です。IED、これは即席爆発装置というふうに、直訳すればそうなるのかもしれない、路肩爆弾ともいいますが、突然爆発するわけですよ。

ちよつと総理、ちよつと聞きます。IEDって御存じですか。○國務大臣(中谷元君) このIEDというのは、道路の横に仕掛けられた爆薬等でありまして、こういうIED、また自爆のテロ、こういうことは、イラクに自衛隊が派遣された当時もこういった施設は自撃をされたわけですが、自衛隊は、非戦闘地域、すなわち戦闘行為が行われておらず、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと思われる地域で安全に細心の注意を払いつつ活動を行いまして、一人の犠牲者、これも出ていないということとございまして。

○小池晃君 聞いていないことを答えないでくださいよ。外務省にアフガニスタン戦争に派遣された米軍以外の犠牲者の死因を質問したら、独立系ウエブサイト、アイカジュアリーティスによる報告を持ってきました。それを分析したのがこのパネルであります。

アフガン戦争では、カナダ軍の犠牲者は百五十八人、そこから事故や自殺などいわゆる非敵対的な理由による死亡を除くと百三十一名、そのうちIEDそれから自爆による死者が百五人で八〇％です。五十四人が死亡したドイツでも、事故などを除く三十六人のうち、IEDや自爆攻撃などによる死者が二十二人で六一％です。四十三人が死亡したデンマーク軍でも同様にIEDなどによる死者が六八％、四十八人が亡くなったイタリア軍

では七五%に上ります。対テロ戦争の現場というものは、銃撃戦などによる戦場による犠牲者はもちろんいらつしゃいます。しかし、IEDなどによる犠牲者が圧倒的に多いというのが、六割から八割だというのが実態なんです。

今もおつしゃいました、現にサマワでもIEDを見たという話ですよ。あのイラク復興支援活動行動史の暴発部分にも、IED攻撃があつたことが書かれているわけです。だから、非戦闘地域であつてもそういうことはあつたわけです。

まさに、戦闘が今ままだに行われている現場でなくとも、例えばトラックで物資を運んでいるときに突然IEDで吹き飛ばされると。あらゆる場所が一瞬にして戦闘現場になる、これが今の対テロ戦争の現場の実態じゃないですか。総理はそういう認識はないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、先ほど大臣からも答弁をいたしましたように、イラクにおいても、IED、これは簡易爆発物であります。この簡易爆発物や自爆テロによって諸外国には犠牲者が出ていたものと承知しておりますが、我が国はこれは一人の犠牲者も出ておらず、これは我が国による安全確保の仕組みは十分に有効であつたと、こう考えているわけでありまして。

そして、先ほど大臣が答弁をいたしましたように、この法案の中には、円滑かつ安全に活動できるといふ要件が書かれているわけでありまして、これを政府として、この安全かつ円滑にということについての、これは政府として解釈する中において、部隊が現実活動を終えるまでの間、戦闘行為を発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定するということを申し上げているわけでありまして、それが円滑かつ安全に活動を実施する上において当然と、これは答弁をしているわけでありまして、当然そのように運用をしていくわけでありまして。

○小池晃君 だから、法律にじゃ何で書かなかつたんですか。法律に書いていないことをここで幾ら言われても、これは国会の議論に推し進めるものではありませんか。

しかも、今あつたように、これは実態としては、だからイラクではそれはなかつた、自衛隊員の犠牲者は出なかつたとおつしゃる。それを要しようとしていられるんじゃないですか、今、非戦闘地域ということに限つていたものを、戦闘現場でなければということでも拡大するわけじゃないですか。危険性がないのかと。重要影響事案、国際平和支援法案は、地理的な限定なく地球の裏側でも自衛隊員を兵たんに参加させるわけですよ。

しかし、こういう実態、一瞬にして戦闘現場になつてしまふような対テロ戦争の兵たんで、安全な場所で行うから大丈夫だという議論など成り立つはずがないではありませんか。イラクでは犠牲者は出なかつた、それで今度は大丈夫だ何で言えるんですか。それを拡大しようというのが今度の法案じゃないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、小池委員も、イラクにおいては自衛隊においてIED、簡易爆発物や自爆テロ等について犠牲者が出なかつたということをお認めになつた。それは非戦闘地域という区分を切つていたわけでございますが、非戦闘地域については、これはまさに、例えば半年間の間、サマワを非戦闘地域としたわけでございますが、今度は、実際に自衛隊が例えば一週間活動するよといふことについて、そこは言わば戦闘現場にならない、そして戦闘現場にはならないと見込まれる、十分に見込まれる地域に指定をするといふことでございますが、それはまさにサマワで活動してきたこと、昨日、実際に活動をした佐藤隊頭理事からも質問の際に説明をされたのでございますが、そういう実際の実態の経験に基づき、実際に活動する期間と場所について、そのように指定した方がこれは現実的だという観点から今回は整理をし直したということでございます。実際に

安全の確保ということについては、委員もお認めになつたイラクで実際に一人の死傷者も出なかつたと同じような安全確保が行われるわけでございます。

○小池晃君 安全確保がされていきますか。だつて、この活動が行われると見込まれる期間において戦闘が発生しない、そういうことを置いたことがやはり自衛隊員の安全性を守る一定の担保になつたと、これ当然じゃないですか。それをやめてしまふということになるわけですよ。だから私もこれは危険だといふふうには言つていられるけど、全く今の答弁では、私、答えていないといふふうには思ふんです。やっぱり、現実起こつていける戦争、それが一体どういう実態なのかということにしっかりと目を向けるべきですよ。そこに実際に活動を拡大しようというのが今度の法案なわけですよ。

その点で、日本がインド洋での給油という戦後初めての海外での兵たん、これを行つた戦争がアフガン報復戦争であります。このアフガン報復戦争によつて一体何がたらされたのか。

第一に、無辜の市民の甚大な犠牲であります。私は、あのアフガンの空爆が始まつた二〇〇一年の十一月にアフガンの国境近くのクエッタ、パキスタンのクエッタの病院まで行つて、クラスター爆弾によつて非常に被害を受けたたたくさんの負傷者を見てまいりました。体中に爆弾の破片が刺さつた母親、頭蓋内に爆弾の破片が飛び込んでいた乳児、もう本当に痛ましい光景で、今も忘れられませんか。

国連がアフガンとパキスタンの戦争で犠牲になつた民間人の数を発表するようになったのは二〇〇七年以降であります。この二〇〇七年以降、二〇一四年の末までで二万一千四百五十五人、今年に入つて四か月でも九百七十八人、今でも市民の犠牲は続いています。

それから第二に、報復戦争が憎しみを呼んで新たなテロを世界中に拡散したわけですよ。

外務省にお聞きをしますが、世界でのテロ戦争による死者数を二〇〇〇年と直近の二〇一四年でお示しをいただきたい。お願いします。

○政府参考人(平松賢司君) お答えいたします。アメリカ国務省が国別のテロリズム報告書において引用しておりますアメリカ大学等のテロ及びテロ対応研究センターというものが作成した資料がございます。そのデータベースによりますと、二〇〇〇年の全世界のテロ事件における死者数は四千四百二十二名でございます。二〇一四年の全世界のテロ事件による死者数は四万三千五百十二名でございます。

○小池晃君 テロによる死者数はアフガン報復戦争以来十倍になつていられるわけですよ。発生件数も見てみますと、千八百十四件から一万六千八百八件、激増しているわけですよ。その多くがアフガン、パキスタン、イラク、ナイジェリア、そしてシリア。

総理、テロに対して報復戦争、対テロ戦争、これ世界に何をたらしたのか。報復戦争は憎しみを生んで更なるテロを生む。まさにテロの拡大再生産という、そういう状況を生み出したんじゃないでしょうか。それが私はアフガン報復戦争の総括として必要だと思ふ。総理はそういう認識はないですか。報復戦争がテロを世界中に広げた、そういう認識はありますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) テロというのはまさに過激主義の中から発生してきている。近年のテロについては過激主義の中から発生してきているわけでございます。こうしたテロに対して国際社会は協力して闘つていこうという決意をテロ発生以来我々示しているわけでございますが、しかし、その中において、同時に、アフガニスタンをテロリストがばつこする地域からしっかりと成功した国にするために国際社会は協力をしてきたわけでございます。

日本も、その意味におきまして、そういう観点からテロと闘つと同時に、アフガニスタンをテロリストがばつこする国から平和で繁栄する国に変えていこうという意思を持ちながら、そういう同

による死者数を二〇〇〇年と直近の二〇一四年で

志とともに貢献をしてきたと、このように考えておられます。

○小池晃君 アフガニスタンでテロリストがばつこする国から愛さようとした、その結果どうですか。まさにテロがアフガンでも更に増えているんじゃないですか。私はその認識を聞いています。対テロ戦争がテロを更に拡大したと。これ客観的に見ればそういう実態があるんじゃないですか。そういう認識はあなたにはないのかと、このことをお聞きしているんですよ。どうですか。はっきり、こういってことにちゃんと誠実に答えてほしいんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、まさに九・一一のテロがございました、それに端を発するものでございますが、こうした過激主義に対抗していかうということ、これは国際社会のかなり共通した認識であり、累次これは国連の決議もあるわけでございます。そうした中において、言わばテロに対抗しなければならぬ様々な国々がそれぞれの国々の貢献策を行ってきているわけでございますし、日本も日本としての活動を展開してきています。

そこで、例えばアフガニスタンが、あの段階でタリバンが支配するアフガニスタンがアルカイダとともに世界に対してテロリストを輩出させる基地となっていたら、相当大きなこれは被害を多くの国々が被ったのは間違いないわけでございまして、単純に、今の小池委員がお示しになっている死者数について、我々が例えば行っている給油活動がその死者数に開与しているかのごときのお話でございますが、そうではなくて、これはやはりテロリストを封じ込めていくために多くの国々が協力をしているということでございます。

○小池晃君 あのね、ひどいですよ。これが開与していないんですか。
だって、ISだって、結局アフガンでの報復戦争が怒り呼んで、もちろん私はISを擁護する気持ちは全くありませんよ。断固として許されな

撃があたの地域にテロを拡散したというのは、これは誰だつて認める事実じゃないですか。世界中の人が認めているじゃないですか。私ははっきりそのことは認めるべきだと思います。総理、どうですか。やっぱりそういう認識を持つ、それが出発点ではないですか。

私は、繰り返しますが、テロリストを擁護する気持ちは全くないし、テロと闘う、それは当然だと思えます。しかし、報復戦争という手段がテロをなくす上で本場に役に立ったのか、むしろ逆に拡散させたのではないか、これが世界の共通の認識ではないですかというふうにお聞きをしています。そういう認識を総理はお持ちでないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 九・一一に対応して、世界はテロと闘うという決意において様々な試みを行っているわけでございます。それは、例えば先ほど申し上げましたように、アフガニスタンをしっかりと平和で安定した国にしていくための努力を我々もしております。言わばテロリストだった人々を正業に就けるための教育、職業訓練等への支援等も行っているわけでございますし、医療の支援等も、人道支援も行っているわけでございます。その中におきまして、我々は、過激主義を排するために中庸が最善という認識についてカイロで演説をしたところでござい

また、言わば経済的に発展をしていくことによつてそうした過激主義を排する方向に進んでいくわけでございますので、それぞれの地域が国として自立する、あるいは地域として自立する、それぞれの人が自立するような支援も行っていきたい、そうした総合的な観点から、テロとの闘い、テロの根絶を固つていかなければならないと、こう考えているわけでございます。

○小池晃君 そういうことを否定してないですよ。医療・人道支援、そういうことはやっぱり徹底的にやつていくべきなんです。しかし、報復戦争が一体何を生み出したのか。

平和な国にするというふうにおっしゃった、総理は、平和な国にする。実態どうですか。アフガン戦争、戦禍は今なお広がっています。ベトナム戦争を超えて米国内最長の戦争になっている、これはオバマ大統領がそう語っているわけですよ。今も戦乱の中ですよ。平和な国になつていないではないですか。

アメリカ、イギリスを中心としたO E F、不朽の自由作戦は、昨年十二月三十一日、O F S、自由の番人作戦、名称を変更しましたが、約一万人の米軍がいまだにアフガンには駐留をしております。出口の見えない泥沼化した戦争が依然として続いているわけですよ。

ヘルシヤ湾、アラビア海、インド洋、紅海、この地域、この海域には、空母を中心とした艦隊である遠征打撃群が、これパナールに示しました。ちよつと、誠に申し訳ない、字が物すごく小さいですが、本場にこの十五年間延々とこの海域に米軍は派遣をしております。

二〇〇一年以来、今年六月までに、空母打撃群は五十三回、遠征打撃群を含めると八十七回、空母や強襲揚陸艦から攻撃機がアフガンやイラクの基地に派遣され空爆を繰り返しています。ごく最近の例でも、ブッシュ空母打撃群は昨年三月から十月までに一万二千五百四十八回攻撃飛行を行った。一番最近のカール・ビンソン空母打撃群は昨年十月から今年四月までに、一万二千回以上の攻撃飛行を実施しています。五十万ポンド以上です。大盤の爆弾を投下したと海軍ニュースに書かれています。これによつてまさに民間人が次々殺されるという事態も起こっているわけですよ、続いているわけですよ。

これが集団的自衛権の名によつて行われた直近の戦争です。総理は、このアフガン戦争、この実態を見て、これが正しい戦争だと言えないんですか。テロを広げ、いまだに戦乱が収まらない。この戦争を私は肯定するような態度だつたら本場に

に恐ろしいことだと言わざるを得ないと思つてます。

これが集団的自衛権、アメリカは個別的自衛権の発動としてこの戦争に、そしてN A T Oは集団的自衛権を、そしてこの戦争を始めたわけですよ、集団的自衛権の名の下に行われた直近の戦争、これがアフガン報復戦争ですよ。そして、日本はテロ特措法を作つてこの戦争で初めての海外での兵たん活動、洋上給油活動をやつたわけですよ。

中谷大臣にお聞きしますが、衆議院の審議で我が党の赤嶺政賢議員の質問で大臣はこう答弁しています。仮に、我が国がテロ特措法に基づいて対応措置や補給支援特措法に基づく補給支援活動を実施していたと全く同じ状況が生起する場合には、今回は国際平和支援法に基づいて活動する。この答弁、間違いないですね。

○國務大臣(中谷元君) はい、そう答弁をいたしました。実は、この二〇〇一年の同時多発テロ事件が発生したとき、私は防衛庁長官でありました。このテロというのは、ニューヨークの貿易センタービルで三千人近くの方が犠牲になりました。日本人も数十名犠牲になりました。やはりこういうテロ行為に対して、当時国連で、これは国際平和の安全に対する脅威であると認め、国際社会に対してテロ行為を防止し抑止するための一層の努力を求めた安保理決議の一三六八、これがございました。

当時は、我が国がいたしましてインド洋における燃料給油活動等をするためにテロ特措法を成立をさせましたけれども、やはりこういう国際社会としてテロ行為、これに屈するわけにはいきません。やはり平和で安定した社会を築こうというのは、各国なし得るだけの努力をするわけでございまして、仮に同じような事態が発生するということはある得ないわけでございますが、このようなテロが発生して国連がそのような決議をした際には、我が国はそれなりの対応をしなければならぬと思っております。

○小池晃君 私は、九・一一のときにカナダにおりまして、九・一一の日にカナダから日本に帰国する途中だったんです。飛行機がダイバートしたんです。本当に恐ろしい思いをしましたよ。しかし、テロは許さない、それは当然ですよ。しかし、この報復戦争、今いろいろとおっしゃったけれども、國連安保理決議は武力行使を容認しておりません。

最初の答弁であったように、今回は国際平和支援法に基づいて活動するんだと、同じような事態になれば、しかも、今回の法案では、洋上の補給活動にとどまらず、戦闘作戦行動に発達準備中の米軍艦隊機に対する給油も整備もできるようにする、それは午前中に議論しました。それらに加え、P.K.O法の改定によって危険な治安維持活動にも参加できるようにするわけです。武器使用権限も大幅に拡大するわけです。

アフガンのRS任務への参加について、参議院本会議で総理は、検討していないと答えたのみで、将来の参加について否定していない。今度の法案が成立すれば、アメリカは現在も続いているこのアフガン戦争に支援を求めてくることは間違いないだろうと。それに対してこの法案は、まさにそうした要求に切れ目なく応えることができるものになっている。集団的自衛権行使容認によって、今まで辛うじて存在していた歯止めをことごとく取り去ったからであります。現実にも続いている戦場、従来よりも格段に危険な形で日本の自衛隊の若者が入っていく。これが本法案によってもたらされる当面の最大の現実的な可能性であり、危険性だ。

総理は、イラク戦争、湾岸戦争のような戦争に武力行使を目的として参加することはないと言いますが、一たびこんな活動に自衛隊が入っていけば海外での武力行使に道を開いていくことは明白であります。明らかに憲法違反だ。憲法違反の戦争法案は廃案にするしかない。断固廃案だ。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○松田公太君 日本を元気にする会・無所属会

松田公太です。

本日は初回ということでありますし、時間が十分ちよつとしかありませんので、法案の前身、詳細についてはまた後日お聞きしたいと思っております。本日は、総理の基本的な姿勢、考え方、ここについてお伺いをしていきたいと、このように思っております。

これはかねてから申し上げていることですが、また先月の決算委員会でも安倍総理にもお聞きしたことなんです。明確にそのときお答えいただけなかったのでもう一度お聞きしたいというふうに思っておりますけれども、今回のこの法案の国民の理解がなかなか進まない最大の原因の一つが、総理がやはりこの国を果したてたようにしていきたいと思われているかというビジョンの部分、これがしつかりと伝わっていないということだと思います。

ですから、例えば、百年後、五十年後を考えると私は言いませんけれども、三十年後の日本、ちよつと戦後百年となるわけですから、そのときの日本はこういう国にしたい、こういう国にあるべきだということに思っている、その部分をやはり明確にお伝えいただくことが、国民、なぜこの法案が必要なんだというその目的に対して、目標ですから、この法案というのは、そこが見えてくる一つのきっかけにもなるんじゃないかなというふうに、こう思っています。

是非、その部分を今日は総理に明確に簡潔にお答えいただければと思います。国民に分かりやすい言葉で、これ伝わらなければビジョンと言えないと思っております。是非、総理にお願ひしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 七十年前、我々は、二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いととも七十年間ひたすら平和国家としての歩みを進めてきました。同時に、地域の平和と繁栄のために貢献してきたところでございます。

とができました。国際的な信頼も得ることができた、その上に立って、その信頼を基礎として、世界がより良い世界となるために日本は更に貢献をしていく国でなければならぬということでございます。

○松田公太君 非常に簡潔であつたんですが、信頼、この部分を、今まで得るに達したわけですか、それを壊さずにやっていきたいということなのかもしりませんけれども、この法案は、私、逆にその信頼を失ってしまうきっかけにもなるのではないかなというふうに、こう思うわけですね。

私は、私のビジョンで恐縮ですけれども、日本はアジアでリーダーシップを取っていく、そういう国をしつかりと目指していくべきだというふうに思っているわけなんです。ただ、それは総理の考えに思っている方向性とちよつと違うかもしれません。総理ももちろんアジアでのリーダーシップということとは常におっしゃっていますので、そのことはベースにあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

私は、やはりアジアという地域はこれから経済成長のポテンシャルも非常に高いわけですし、その中のリーダーシップを取っていく、それは、人道的支援や国際協力、そしてまた外交活動、また、個別的自衛権、これを更に拡充していく、集団的自衛権、これに関しては間違つても地球の裏側に行くところ、そういうところまでは考えない、そういう方式で私は日本のプレゼンスを高めていくべきだと思っております。

私は、海外生活が非常に長いんですけれども、アメリカ、アメリカで育って、自分で会社をつくっ

てからはシンガポールにも数年間滞在したことがあるんです。そのシンガポールを拠点にしましてアジアの国々をすつと回っていたわけですが、私も、私が例えばインド、パキスタン、中東の国々を訪問する、その際に、例えばパキスタンに入国するときに自分自身が危機感を覚えたり、心配だなと思いつながら入国をしたことはほとんどないわけなんです。

それに対して、例えばそういったパキスタンの国々の人たちと一緒にビジネスを交渉する、当時は、実は私、アメリカの二番目に大きなサンディッチチエーンのアジアパシフィックリージョンの社長もちよつとしていたんですけれども、アメリカのパートナーに、パキスタンで良いパートナーが見付かった、是非契約のためにカラチに来てくれないかと、こういう話をすると、そのアメリカのパートナーたちは、いや、過激派がいて、いつ自分たちが誘拐されてしまうかもしれない、拉致されるかもしれない、そういうおそれがある国にはなかなか心配で行けないと、こういうふうに言われてしまうわけです。

そのとき私は仕方なく何をしたらかという、ドバイを集合地点にしまして、アメリカからドバイに来ていただいて、私もシンガポールからドバイに行つて、パキスタン・カラチのパートナーにはドバイに来ていただいてそこで交渉した。ただ、そういう感じではなかなかやつぱり商談もうまくいかなかった。最終的にはこれ御破算と、こうなつてしまつたんです。

日本人が、一部の国を除いては、世界中のほとんどのどの国もターゲットになるようなことを心配せずに入国できる、またビジネスを展開できる、そして文化の交流もできる、これがまさしく私は平和ブランドの力だと、このように思っているわけなんです。日本が戦後七十年間こつこつと築いてきた、それが私は日本の宝だろつたというふうに、こう考えているわけですね。

これを私は崩さずに、日本は民間の力、経済の力、文化の力でアジアのリーダーとなつていく、

こうあるべきだと思つていますが、総理はいかがでしょう。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 先ほど答弁いたしましたように、日本はこの七十年、ひたすら平和国家としての道を歩んでまいりました。と同時に、世界の平和の構築のためにも努力をしたわけでございます。

かつて、PKO法において自衛隊をカンボジアに派遣するかどうか大変な議論になったわけでございます。しかし、大変な反対もあつたわけでございますが、しかし、あのとき我々が決断したことによつて、先般日本に来日をされたフン・セン首相がこう言つておりましたが、まさにあのとき日本も賛成をしてくれたPKOの力によつて、今カンボジアはPKOを出す側になることができた、世界の平和構築に回る側になった。スーダンにおいて彼らは医療活動を行つておられるわけでございます。そこで、今般この我々の審議をしている法律が通過すれば、日本のPKO部隊と自分たちのPKO部隊がより強固に連携することにもなるのではないかと期待をしております、そういう話もあつたわけでございます。

私は、五十四か国、今まで訪問をいたしました。先般も日・メコンの会議もございました。そのほとんどの国々から、日本が進めている国際協調主義の下での積極的平和主義、そして今回の法改正について理解をいただき、また支持もいただいております。このように確信をしております。

また、もちろん今、松田委員が指摘をされたような日本のブランドというのがあるのは事実でありますから、この日本の言わばソフトパワーということも大切にしていきたいと、このように考えております。

○松田公太君 今、安倍総理からカンボジアPKOの話等ございましたが、私も、PKOの協力法、これに關してはもっと徹底的に拡充して欲しいんじゃないかというふうに思つておられます。でも、今回の法案は、まあ説明するまでもありませんが、

そこが主ではございませんね。ですから、話は私、違つてくると思つておられますし、総理も各国内行つておられる方々とお話をされて日本の立場を説明して、それについて賛同していただけるということもあるかもしれません。私も、私自身も非常に多くのビジネスパートナー、アジアにもいるわけだして、そういった方々とお話をすると、逆のことをおっしゃる方も実際はいるんですね。ですから、こういった法案というのは、大きなまた外交防衛の転換方針というのは、両サイドから私はこれしつかり見なくちゃいけないだろうというふうに思つておられます。

その上で、先ほど言いました国際協力の部分であったり、集団的自衛権、存立危機事態の法案であったり、こういったものがミックスになつてしまつておられるという話で、次の質問に入りたいんですけれども。

衆院で百十六時間これは審議が行われたというふうにお話されておられます。でも、はつきり言つて、国民は残念ながらまだまだ理解できていないというのが現状なんです。私を含めたここにおられる国会議員も、正直その審議を聞いていて、細かい話のやり取りを聞いておられるとだんだん混乱してしまつて、何かよく訳分らないなということに最後なつてしまつておられる方も多いいんじゃないかと思つておられます。失礼ですけれども回りくどい説明が非常に多いですね。総理と閣僚の答弁が違つたり、また法制局長官の答弁も食い違つたりする、また理解が違つていたりということが明るみに出るわけですから、ますます、国会議員だけじゃなくて、国民も混乱してしまつておられると思つておられます。

やっぱ、そのような混乱を招いてしまつておられる理由の一つが、この二つの法案というのが、実は一つの新法と十の法案の改正によつて成り立っているということにあるんじゃないかなというふうに思つておられます。

百十六時間審議されたと先ほど話しましたが、

その十一の法案で割つていければ、一つの法案当たり十時間ぐらいでしかないわけですよ。これだけ重要な法案に対してやっぱ十時間というのには、私は少ない方じゃないかなというふうに思つておられます。こうやって束ねてしまつて玉石混交にしてしまつて、より難解さがこれ増すのは当たり前のことだと思つておられます。場合によっては、皆さん、総理も含め、もしかしたら国民の理解が進む前にこの法案を通してしまつておられる、多少そういう助平心もあつたのかもかもしれません。

本間に、この法案、一つ一つ読み解いていくのも難しいものなんです。それを十個もくつつける改正、本間に分りにくくなつてしまつておられます。別々にしていただければ、我が党も含めて、ほかの私、実は会派の方々もお話するんですが、そうですけれども、この法案については賛成できるのになんかというのがあるんじゃないかなというふうにも思つておられます。

総理、この法案をやっぱ一度戻していただいで、こればらばらにしていただいで、一つ一つにしたいだいで、出し直していただくといいことではないかと思つておられます。全部、十一ばらばらにしては私でございまして。例えば、軸で分けること、例えば国際平和協力、若しくは後方支援、こういった軸に分ければ、私は三つか四つぐらいに分けて出すこともできるんじゃないかなというふうに思つておられますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 今回、既存の十本の法律について改正を行うということにしておりますが、この十本の改正の目的は、いずれも我が国の平和と安全の確保及び国際社会の平和と安全の確保という点に集約されることは事実であります。すし、明確だと考えております。

また、法律案の条項につきましては、相互に關連し、一つの体系を形作つておられるわけでありまして、例えば、存立危機事態の新設は自衛隊法、専断対処法、米軍行動関連措置法等の改正を伴つておられる

ら、ばらばらに改定したのでは個々の法案の相互關係が分りにくくなつてしまつてしまつておられる点もあるわけでございます。そこで一本の法律案で一覽的にお示しをし、改正の適否を総合的に判断をしていただくことが適当と判断したものであります。このため、政府としては、十本にばらして出し直す、法形式を改めて再提出するという考え方はございません。

○松田公太君 一つの体系でこれはでき上がつておられるという話ですけれども、今お話を伺つておられるところでは、存立危機事態というところは何となく意味が分かります。事態対処法であったり、米軍行動関連措置法であったり、捕虜取扱法、そういったものは一つにしないでほしいというところなんではないかと、私、そこはそれで一つとしてまとめたなら、ほかの二つ、三つ、例えば国際協力の部分は少なくとも、PKO協力法です。これは別に審議できるんじゃないかなというふうにお話しております。今どなたかがおっしゃつておられますが、本間に丁寧にやりたいと思つておられる、審議を例えは一括にしたとしても、採決ぐらひはこれ別々にすることができないんじゃないかなと、こういうふうにも思つておられます。

私は、繰り返してすけれども、後方支援、存立危機事態、そして国際協力という三つぐらひには分けられるんだらうなというふうに思つておられます。是非それを最後の最後までしっかりと考へて検討していただければというふうに思つておられます。

ちなみに、総理は、今出されておられますこの十本の法案、これ略称ではなくて正式な法律名を資料を見ないで言うことができますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 急な御指摘でございますから、既存の法律でございますが、一々今それにお答えすることはできませんが、今まさに申し上げましたような目的においては、この十本の改正する目的は明確であるという、このように考へておられるところでございます。

○松田公太君 総理大臣にちよつと恥をかかせる

のが目的ではありませんので、絶対この場で答えてくださいと、そのようにおっしゃりたいんですけれども、総理、正直におっしゃっていただきたいんですが、これなかなかちょっと難しいと思うんですが、この十一法案、正式な法律名を全部十一個言うというのですね。正直、私も不安です。多分、ここにいらつしやる国会議員だつてそうじゃないかなというふうにおっしゃいます。略称は覚えてはいるけれども、でも正式名のことを私言っています。

しかし、戦後七十年の大転換と、こう言われるわけですし、総理が歴史のある意味その審判を将来的に受ける、そういう覚悟も込めてこの法律を出されているというふうにおっしゃいますので、一つ一つの法律名にやっぱ私は魂がこれ込められてもいいんじゃないかなというふうにおっしゃいます。魂を込めるのであれば、本来であれば十一の法案ぐらひはすばつと、ばつと言えてもしかるべきじゃないかなと思つていますが、ただ、それやっぱり言えないような法案をこの一国会で国民全員に理解しろというのには、私はこれ難しいんじゃないかなというふうにおっしゃいます。これちよつとひどい話じゃないかなというふうにおっしゃいます。

やっぱりこの東海法案は、私、一旦取り下げて、中身をよく精査して、閣僚や政府参考人の皆さんと答え合わせをしっかりとさせていただいて、そして、その上で幾つかに分類をして提出をし直していただくべきじゃないかなというふうにおっしゃいます。また、私がいかに心配することではありませんけれども、この法案に対する強引さと問題点が国民に明らかになって、最近の安倍内閣の支持率は下がってきてしまつていますよね。

確認させていただきたいんですけれども、安倍総理は今後、この支持率が二〇％台になるのが一〇％台になるのが、若しくは、例えばおじい様の岸総理のときのように、法案を通した後にすぐ退陣をしないかやいな、そのような事態に追い込まれたとしても、この国会でこの法律は通されると、そういう強いお気持ちなんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私どもが法律を提出しているこの意味は、国民の命と平和な暮らしを守るために、我々はその責任を果たさなければならぬという考え方の下に法案を提出をさせていただいているわけでございますし、そして、まさに今こそこの法律を成立させなければならぬという決意でこの法案について審議に臨んでいるところでございます。

○松田公太君 強い決意をお持ちだと、何があるうともこの法案をこの国会で通すということだと思つています。政治家として強い信念を持つのは、これは当たり前のことです。私自身も強い信念を持つて幾つかの政策、これは実現したいと、このように考へているわけですが、しかし、時折その権力者の強いその信念というものが強過ぎて危険な事柄を生むかもしれないというところは、これは歴史を見てても証明されているわけですね。

総理は、現在御自身がちよつとかたくなになり過ぎておられる、少し柔軟になつて国民の声にもうちよつと耳を傾けてみようかな、若しくは野党の声にもうちよつと耳を傾けていこう、そのような姿勢をお持ちいただくことはできないのでしょうか。そう考えることはできないのかということが私の質問です。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私どもがこの法律、法制を提出する上において、例えば集団的自衛権の一部行使容認におきましても、二〇〇六年、第一次安倍政権ができたときに有識者の懇談会、安保法制懇を立ち上げまして、様々な御議論をいただいたところでございます。その際に、例えば個別の自衛権を拡大するという御意見もございまして。しかし、それは国際法的に極めて非常識であるという議論の中でそれは排除されていくわけでございますが、私が退陣した後、しばらくこれは議論がなされなかつたのでございしますが、第二次安倍政権が発足してから再びこの議論がスタートをいたしました。そして五月の十五日に安保法制懇の議論がまとまりまして、提言をいた

いたわけでございます。そして、このいただいた提言を、更にこれを抑制的な形において七月の一日に閣議決定を行った。そして、その後、閣議決定を行う上におきましても、これは与党での議論も行い、そしてさらに長い間与党で議論を重ね、今回の法制に至つたわけでございます。

○松田公太君 国民の声、野党の声にもしっかりと耳を傾けていただけというお話ですが、その上でお願いしたいんですけれども、少し話は変わりますけれども、私は、あの原発事故以降、原発問題、エネルギー問題に取り組んできたわけですが、けれども、原発の再稼働における問題の一つは、検証がまだしっかりとされていないということだというふうにおっしゃいます。国会に設置された事故調査委員会がございまして、事故調査から出てきた提議の中に、指摘の中には私は実行すべき非常にいいものが幾つかあったというふうにおっしゃいます。残念ながら、そういうものを手が付かず、再稼働が優先されて、どんどん話が進められてしまつていくというのが現状だと思つております。

本法案の問題も、過去の歴史をしっかりと検証しないで進めてしまつていくところに私は問題がある、という感じしております。例えばその一つが、先ほどアフガンの話が出ておりましたが、私、イラク戦争への参加なのかなというふうにおっしゃいます。結局、大量破壊兵器

がこれ見付からなかつたわけですね。それに対して、総理大臣、岸田大臣も、以前の答弁を拝見させていただきましたけれども、その検証はしっかり行われていましてよというふうにおっしゃっているわけですね。しかし、それは外務省がこれ行つたものであつて、公表されている内容というのはたつたの四ページのものなんですね。ごく当たり前のことしか書いていない、もう本当に内容が薄いものなんです。なぜ日本は米国に言われるがままに参加してしまつたのか、米国にしっかりと説明を聞いたのか、事前に独自の自分たちの調査を行つたのか、こういうことが全く明らかになつていないわけですね。

総理にお尋ねしますが、イラク戦争の検証と国民への説明は十分だったというふうにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 諸外国において、例えば米国、英国において検証を行つております。第三者が関与する形で行われた例もございまして。検証の目的や対象、調査の手法は検証ごとに異なるものでありますが、そもそも、人道復興支援や後方支援のみを行つた我が国と、言わば武力行使そのものを行つたり、あるいは主体的な海外での情報活動を行つたり、その情報活動を行つた成果の分析を行つた国と言わば海外におけるそうした情報活動は行つたこととはそもそもしていない我が国、イラク戦争においてもアフガン戦争においてもそれはそうでございますが、そうした各国と同列にこれを論ずることはできないだろうと、こう思つています。

外務省における検証は、当時の政策決定過程を検証し、もつて教訓を学び、今後の政策立案、実施に役立てることを目的として行つたものであり、現時点で第三者による検証を行う考えはございませんが、しかし、もちろん、松田委員が御指摘のように、様々な出来事から我々学ばなければいけないわけでございますし、実際、大量破壊兵器は見付からなかつたのも事実でございます。それをなぜそのように誤解してしまつたかという

ことが、先ほどアフガンの話が出ておりましたが、私、イラク戦争への参加なのかなというふうにおっしゃいます。結局、大量破壊兵器

米、英、この検査もごまかすし、そうしたのから学ばなければならぬ。

我々も、今後、例えば後方支援助等を行っていく上においても、そうしたことを参考にしてい、また教訓にしていくことは当然のことではないかと思ひます。

○松田公太君 立場が違ふ國々もあつたというの、はもちろんなことだし、イギリスの、今米國の話も出ましたが、例えばイギリスでは、これは御存じのとおり、イラク戦争に關して獨立の調査委員會を設けて、徹底した検査が行われたわけですね。ブレア元首相も呼ばれて、意思決定に關わつた關係者が八十人ぐらひ呼ばれて、もうテレビ、オープンに、インターネットもオープンに全部公開された状況で事情聴取というのが行われたわけですね。

事情がもしかしらちよつと日本に近いかもしれないオランダ、オランダというのは事後の協力しかしてありませんので、オランダに關しても、実は徹底した調査が行われて、國民に公開されたその調査書というのは五百ページにも及ぶんです。ちよつと日本の四ページとは訳が違ふなというふうに思ふわけです。私もちよつと読ませていただきますけれども、徹底して調査が行われている。

未來への教訓とするためには、ちよつと戦争をめぐる意思決定のプロセス、ここが私は非常に重要だと思ふに思つておりますので、徹底して検証して、よりオープンに私はこれを公開をしながらいけないううに思ふに思つておりますが、総理、ここについても一度お聞かせいただければと思ひます。

○國務大臣(岸田文雄君) 検証について、各國の比較について御指摘がありました。

先ほど総理からありましたように、実際に武力行使、攻撃を行つた國と人道復興支援あるいは後方支援を行つた國、これは同列に論ずることはできないという部分がありますが、それに加えて、我が國において外務省が行つた検証ですが、これ

は我が國の政策決定過程について検証をしたものであります。

そして、四ページ、大変ページ数が少ないのではないかと、ちよつと御指摘がありました。これはあくまでもその主要なポイントに明らかにしたものであります。なぜならば、その政策決定過程において、各國と具体的にどんなやり取りをしたのか、あるいはどのような情報収集をしたのか、ちよつと部分もさつかり検証いたしました。ちよつと部分につきましても、各國との關係もあつたのでこれは明らかにできないということであつたので、主要なポイントに明らかにしたということであつた。

いすれにしても、外務省としましては、政策決定過程につきましてもさつかり検証をしたわけであり、これを今後の政策決定にさつかりと反映をしていきたいと思ひます。

○松田公太君 各國との關係でちよつとさつかりに明らかにできない部分が多いというお話ですが、その結果が四ページの内容ということであれば、本當に、何も又はちよつと公表できないんじゃないかと。主権國家として、ほかの國々を見てみますと、ちよつとさつかり國民に開示をしてい、ちよつと部分に非常なところは違ふな、日本とちよつとちよつと感ずるわけですね。ちよつとちよつと部分がある、ちよつと私にはこの法案について心配になつてしまふわけです。

先ほど総理にお聞きしましたけれども、何が何でもこの法案はこの國會で通すということでしたけれども、ちよつとちよつとお気持ちであつたとしても、例えば、少しでも改善をするために、この法案の中にもちよつと明確に検証を事後にする仕組みというものを取り入れるべきだということに思つております。

これについては、また後日ちよつと深掘りした議論をさせていただければと思ひます。本日はちよつと時間がありませんので、次に進めさせていただきますと思ひます。また、これも度々申し上げてきていることなん

ですけれども、この法案は、平和安全法案としたり戦争法案としたり、ちよつと言葉のレッテル貼りというものは、野党もさうで、特に与党もこれは控えていただきたいというふうに思つてい、る次第です。

しかし、これは安保法案である以上、これはもう密接に平和と戦争、ここに關わつてくる。これは当たり前のごとくして、日本國憲法前文第二段目、「政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と述べているわけですね。

そして、この憲法が一番最初の文章に込められた意味というのは、やはり戦争を二度と起こさないためには、國民が政府を統制し、政府を真に國民の政府たらしめることが必要であるという強い決意だということに私は思つております。まさにそれがその真の民主主義だということに思ひますし、平和主義を貫くために不可欠なことだということ考へてい、るわけですね。

ですので、今回のようなこの本法案を議論するに当たつては、ちよつとちよつと、日本がまさに武力攻撃を受けている事態はこれは別にして、少なくとも、自衛隊を海外に派遣するときは、それが存立危機事態であるが、後方支援、重要影響事態であるが、全て例外なく國會の事前承認を条件にするべきだと私は思つております。

政府は、存立危機事態にも重要影響事態にも原則國會の承認が必要だということには言つていますが、原則の意味というものがやはりこの審議を通じても明らかになつておりませんし、その意味がやはり政権によつて幅が出てしまふというふうに思ふわけですね。まあ安倍総理だつたらいいかもしれないけれども、ちよつとちよつとない独裁者みたいな人が総理大臣に突然なつたら、ちよつとちよつとた方が思ふがままにちよつとちよつとたこともこれは存立危機事態だと言つて派遣をしよう可能性が出てくるわけですね。

その危険性を少しでも排除したい、截止めを掛

けるために、武力攻撃事態を除く全ての場合において例外なく國會による事前承認を付ける私は必要があるというふうに思つておりますが、それについて総理はどのように考へられますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自衛隊の活動に対する民主的統制について國會の承認が必要であるという認識は、委員の御指摘のとおりだと思ひます。

今回の平和安全法制の策定に当たつては、自衛隊の活動について民主的統制を確保するため、國會の関与について適切に規定をすることとしました。國會の関与が必要な活動については原則事前承認としていますが、例外として事後承認を認めているものであります。例えば、存立危機事態や重要影響事態における活動の実施は緊急時の事後承認を認めていますが、これを認めなければ我が國の平和及び安全の確保に支障を来す可能性があら場合であります。具体的には、我が國と密接な關係にある他國に対する武力攻撃が事前に十分察知されず突発的に発生し、またこれによつて、問を置かずして我が國の存立が脅かされ、國民の生命、自由及び幸福追求の權利が根柢から覆される明白な危険がある状況に至ることは否定できないわけであり、ます。

ちよつとちよつとちよつとちよつと國會議員の皆様にも大体おおむね理解をしていただけたらよいな例外的な事態でなければ、それは事後承認とほしないううに思ふに思つております。極めて短期間のうちにそのような事態に立ち至つた場合には、國會承認の前であっても、並行して自衛隊に行動を命じ、まず何よりも國民の幸せと幸せな暮らしを守ることが必要ではないかと考へております。

また、PKO法に基づく活動の実施については、國會閉会中や衆議院解散中に活動の必要性が生じた場合、次期國會の開催を待つては國際社会の期待にタイムリーにこたへることができないことも想定されるわけでございます。このように、やむを得ない場合には事後承認となることもあり

得ますが、原則はあくまで事前承認でありまして、原則事前承認ということは大変私は重いと考えておりまして、政府としても可能な限り国会の事前承認を追求していく考えであります。

○松田公太君 いろいろ今幅広にお話をしていたいただきましたけれども、私がやはり心配するのは、その原則という言葉であったり、例外という言葉も何回か出てきましたし、可能な限りという言葉も出てきました。ところがやっぱり私、歯止めになつていない部分だということに思っています。

例えは存立危機事態にちよつと絞つてお話をさせていたいただきたいんですが、存立危機事態と武力攻撃事態というのはおぼつていない部分があるというのが政府の説明だということに思っていますけれども、今出てきている存立危機事態のやはり唯一のその例というのがやはりホルムズ海峡なわけですね。

今朝の答弁にもありましたが、そういう場合必ずこれは国会の事前承認しますよということなんですけれども、じゃ、その他の例えば具体的な例というのがやっぱり今示されていないということもありませんし、我々は非常に理解に苦しむ部分なんです。普通に考えますと、その存立危機事態と武力攻撃事態でかぶっている部分は、私は、その瞬間は、例えば武力攻撃事態にシフトすることによって、これは武力攻撃事態の状況になつたわけだから、それはもう政府の責任において進めますよということにすればいいんじゃないかなんかというふうに思うわけですよ。そうすれば、すつかりとその部分というのは分けられるんじゃないかなんかというふうに思っています。

並立して存在するということも私は意味は分かれますけど、並立した瞬間に、それは武力攻撃事態、これは等ですね、予測事態も含まれるわけですから、そつちにシフトして入れてしまうという考え方は、私はこれですっきりして、そういうふうな考えでいただければ国民はもつと理解が進むんじゃないかなんかというふうに思いますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 武力攻撃事態等、これは予測事態も含みますが、予測事態、そして切迫事態、武力攻撃が発生するという事態を含めての武力攻撃等ということでございますが、これと存立危機事態は大体重なつていくわけでございますが、この外にある存立危機事態としては、念頭にございますのはホルムズ海峡による機雷封鎖ということになるわけでございますが、他方、武力攻撃事態等におきましては、予測事態においては、これ自衛隊に対しては防衛出動の待機命令を出すということでございますから、ある意味においてはこれは時間的な余裕も考えられるわけでございますし、また、言わば切迫事態においては、これは防衛出動をするわけでございますが、こちらは武力行使はまだその段階ではできないということになるわけでありまして、実際に武力攻撃が発生してから武力行使ができる、こういう仕組みになっておりますが、国会の関与においては、もう今まで既にこれはそれぞれ決まっておりますのでございまして、それは私は適切な国会の関与であるかと、このように考えております。

○松田公太君 事前承認と事後承認については、また今後議論を深めさせていただければと思っております。

どうもありがとうございます。

○委員長(湯池祥雄君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として仁比聡平君が選任されました。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗です。

我が党は、我が国の平和を守るために必要な法整備を行うべきと考えており、衆議院では野党で唯一、法案に賛成をいたしました。しかしながら、我々は政府案にはまだ不十分なところがあると考えています。それは、武器使用権限が厳し過ぎるため、いざというときに本当に国民や自衛隊員を守るのかという点や、グレーゾン事態への対応

処については、私の本日の質問は、安保法制の整備の必要性とともに、不十分な点をいかに改善すべきかという観点から聞いていきます。

まず、総理にお聞きします。

次世代の党は、既に二月に国家安全保障基本法案や領土警備法案を官邸に届けています。これは、その後示された政府案でカバーできていない部分、例えば、自衛隊の国や平和を守る活動において国際標準に沿った武器使用権限を持たせる、これは使うかどうかは別で抑制的であるべきであると考えますが、権限をしっかりと持たせておかないと不測の事態に対処できない、こうした点について対処できる内容になっておりますし、グレーゾン事態についても、次世代の党の案は、つなぎ目なく事態に対応できる内容となっております。

我が党は、より良き法案とするために政府・与党とは非協働をしたいと考えておりますが、総理のお考えはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 次世代の党からは、本年二月に国家安全保障基本法案及び領土警備法案について申入れをいただきました。一層厳しさを増す安全保障環境についての認識や現状について危機感を共有していただいていると思っております。また、政府案に先立ち、法案の形で自らの政策や立場を明確に示された誠実な姿勢に敬意を表したいと、こう思う次第でございますし、国民の命を守り、そして幸せな平和な暮らしを守っていくためにその責任を果たそうという姿勢に対して評価したいと思います。

【委員長退席、理事佐藤正久君着席】

○和田政宗君 我が党は、審議拒否は絶対に行わず、徹底的に審議をして、我が国の抑止力を高め、平和を守る法整備につなげていきたいというふう

に思いますので、総理のおっしゃるように、審議の中でそれでは議論をまず深めていきたいというふうに思っております。

さて、今回の法整備に反対する人の中には、集団的自衛権の行使を容認すると戦争に巻き込まれる、すなわち戦争法案だというレッテル貼りをしている人もいます。私は、絶対に戦争を起してはならないという反戦論者でありまして、だからこそ、国際情勢や日本の防衛力を客観的に分析をしてみたいけれども、子を持つ親として、今何もしないとというのは全くあり得ません。我が国の抑止力を高め、我が子を守るためにも、必要な法整備を行っていかなくてはならないというのには明白です。(資料提示)

個別的自衛権に対処する論のみならず、軽武装中立を主張する人もいますけれども、何もせず平和を守る時代というのは終わりました。例えば、中国はウイグルで何をしていますでしょうか。アモ隊に銃を乱射し、千人を超える人を虐殺しました。これは映像も多数残っています。そして、南シナ海では国連海洋法条約に違反し軍事拡張を続け、さらに我が国固有の領土尖閣も奪い取るようになっています。こうした状況の中、何もせず放置をすれば、戦争に巻き込まれる危険性が高くなるということも明白です。このような状況で軽武装中立を主張する人は、いざというときにスイスのように国民皆で武器を取って戦うという覚悟があるのでしようか。しかし、それでは多くの国民の血が流れてしまうわけです。

そして、テロの抑止です。

既に、日本はテロのターゲットに残念ながらなっております。世界は協調してテロと闘っているのに支援も何もしなければ、日本は何もしないのやりやすさということで勝胡やテロの集中的なターゲットになるおそれがあります。だからこそ、手を打つ必要があります。

個別的自衛権への対処を主張する人もいます。もうそれでは日本は守れません。アメリカのオバマ大統領がもはやアメリカは世界の警察では

ないと言ひ、米軍が中国のミサイルを警戒し前線での能力を後退させている中で、日本はその空白をしっかりと埋め、近隣友好諸国と連携し共同で対処しなければ、平和は守れません。

そこで、政府にお聞きをしますが、日本単独の個別的自衛権のみで全てに対処するとの考えを取り、日本がアメリカにも頼らず自国のみの防衛力で防衛をしようとする場合、防衛費は幾らになると見込まれるでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 自主防衛論について、一般論として申し上げれば、今日の国際社会において自国の意思と力のみで国の平和と独立を確保しようとするれば、核兵器の使用を含む様々な侵略事態、また軍事力による威嚇等のあらゆる事態に対応できる限のない防衛体制を構築することが必要になります。

我が国が独力でこのような体制を保持することについて検討しておらず、必要となる防衛費をお答えすることは困難ですけれども、一般論を申し上げます。米軍が有する装備品や運用装置等を我が国自身が整備していくことになれば、所要の防衛費、関係費、これは大幅に増加するものとなると考えております。

○和田政宗君 国民の理解を進めるために是非数字を挙げてはしなかったですが、防衛大学の二人の教授の試算では、単独防衛の場合は防衛費は二十四兆円になるといふことです。これは現在の防衛費の五倍で、とても今担える金額ではありません。だからこそ、他国と連携して我が国の平和を守っていく必要があるわけですね。

そして次に、集団的自衛権の説明について聞きます。そもそも、自衛権は、個別的であらうと集団的であらうと、国際法上、国家の基本権、自然権として認められており、国連憲章五十一条に明記されています。だからこそ、世界各国の憲法では自衛権が明記されている国は少数なわけですね。これは、国家に自衛権があることは余りに当たり前のことで、わざわざ憲法に書く必要がないからで

す。日本国憲法にも書かれておりません。

その自衛権のうち、集団的自衛権についても、政府は昭和二十五年の答弁から一貫して国家の基本権として認めてきているわけですが、昭和四十七年の政府見解では、集団的自衛権は持っているが行使できないと制限をしたわけですね。つまり、キヤンプをかおせたわけですね。去年の政府解釈の変更は、その過度な制限を外したにすぎない、キヤンプを外したにすぎないわけですね、むしろ集団的自衛権について適正化されたと考えざるべきです。どう考えても合憲でありまして、憲法違反には当たりません。

私は、政府はこうした説明も行っていくべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、和田委員から御指摘になられたように、四十七年の見解もその権利を保有しております。これは世界各國が、国連憲章に書いてあるわけでありまして、安条約の前文にもこれは書いてございます。日ソの共同宣言の中にもこれは実は書かれているわけでございます。

ここで持っている権利というのは、まさにこれはフルの集団的自衛権でございます。国際社会が認識している国際法上における集団的自衛権の権利は、我が国はこれより従来より持っているという認識は一貫しておりますが、憲法上の要請によってそれは行使できないというのが四十七年の見解でありました。ですから、権利を有しているところと同じでございます。

しかし、その行使においては、全部行使できないのか、しかし、果たしてそれは必要な自衛の措置の中に入るものもあるのではないかと、このことを我々は考え続けてきたところでございますが、その中におきまして、国家の存立が脅かされ、その国民の生命や財産や幸福を追求する権利が根底から覆されるという三要件に当てはまる場合には、これは許されるという判断をしたわけでございます。これはまさに憲法の範囲内であるとい

うことは言うまでもない、このように思います。○和田政宗君 総理の御答弁でも分かるんですけども、やはりより分かりやすくシンプルに説明しようものを国民は求めているというふうに思いますので、また我が党もこの審議の中でしっかりとそういった点が深まるようにしていきたいというふうに思っております。

次に、我が国の平和を守り、抑止力を高めるといふ観点から、政府に改善を求めなくてはならないという点を質問していきます。

これは、我が国をしっかりと守ることを考えた場合、旧三要件より後退しているのではないかと、この懸念があります。それは、新三要件では武力行使が認められる要件として武力攻撃があったこととなっておりますが、旧三要件では急迫不正の侵害があることであり、早い段階から攻撃の端緒を捉えて攻撃することが、反撃することが、行動することができたわけですね。しかし、新三要件の武力攻撃があったことでは、明確な武力攻撃を受けてからでないと反撃できないのではないのでしょうか。また、何ををもって武力攻撃を受けたとするのか、お答えください。

○國務大臣(中谷元君) 従来から、武力攻撃が発生した時点は武力攻撃が始まった時点、すなわち相手は武力攻撃に着手した時点でありまして、武力攻撃による現実の被害を待たなければならぬというものではないと解されており、これは旧三要件でも新三要件でも変わりません。いずれにせよ、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、集団的自衛権を行使することは、憲法上も国際法上も認められません。

御指摘の急迫不正の侵害、これはそもそも刑法上の概念として、急迫不正の侵害に対処する正当防衛、この要件として用いられる言葉でございます。昭和四十七年見解及び旧三要件においてもこの急迫不正の侵害という言葉が使われておりまして、ここで言う急迫不正の侵害という言葉は、

一般的な正当防衛の要件である急迫不正の侵害と同様のことを意味する表現でございます。また、国際法上も個別的、集団的自衛権に基づく武力行使の要件となる武力攻撃の発生の中には、本来的に急迫不正の侵害があることが前提となっております。

そこで、今回、新三要件を整備するに当たりまして、急迫不正の侵害という言葉よりも、国際法上確立しており、自衛隊法等でも用いられる武力攻撃の発生という言葉で整理をしたところでございまして、このように実質何ら変更があるわけではございません。新三要件と比べて旧三要件の方が幅があったということではございません。

○和田政宗君 それでは、確認ですけれども、新三要件の武力攻撃があったことと旧三要件の急迫不正の侵害があること、これは同じ意味でしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 我が国に対する武力攻撃が切迫している場合には、自衛隊に防衛出動を命じて部隊を展開するなど、基本的に武力行使以外の必要な措置を講ずることとなります。この点においては、旧三要件も新三要件も変わりません。

一方、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態、すなわち存立危機事態においては、新三要件を満たす場合に、防衛出動を命じられた自衛隊は武力の行使を含む対処が可能になるといふことではございません。

○和田政宗君 この新三要件の武力攻撃があったことに関連しまして、サイバー攻撃についてお聞きをしたいので、サイバー攻撃が武力攻撃を日本に行おうとする場合、通常、サイバー攻撃を行いまして、例えば自衛隊のデータリンクシステムなどを無力化しようとするわけですね。

政府は、サイバー攻撃の際、何ををもって武力攻撃があったというのでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 武力攻撃が発生したか否

か、これはその時々々の国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様など個別具体的な状況も踏まえまして判断すべきものと考へており、サイバー攻撃、これも同様であります。

その上で、サイバー攻撃につきまして申し上げれば、その態様には様々なものがあり、また実施する主体も国とは限らず、個人であつても大きな被害をもたらすことは考へられます。

こうしたサイバー攻撃の特性を踏まえ、サイバー攻撃のみで武力攻撃と評価することができるといつきましては、政府としても従来から検討を行つていくところであり、国際的にも様々な議論が行われている段階であり、現時点において政府としてどのようなサイバー攻撃であればそれのみでも武力攻撃と評価されるかについて確定的な判断を示すということは差し控えていただきたいと思います。

○和田政宗君 今回の安保法制は、今この日本がさらされている状況についてしっかりと守つていくという法案であるというふうに認識をしておりますが、サイバー攻撃についてはこれから検討するということでありましたら、これは抑止力も含めて高まるといかないうふうに思ひますので、これは早急に対応をお願いしたいというふうに思ひます。

そして、新三要件について更に確認をしたいのですけれども、新三要件においても、まさに日本や同盟国を標的としたミサイルに燃料が充填されようとしているときに敵基地を攻撃できるんですよか。

○国務大臣(中谷元君) 敵基地攻撃については、従来の考え方は、法理上、法的な理屈の上では新三要件の下でも変わらないわけでございます。ただし、現在は我が国は敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定をいたしておりません。ましてや、集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃すること、これはそもそも想定をしていないわけでございます。先ほどサイバー攻

撃のお話がありました、いずれにしても、これまでサイバー攻撃に対して自衛権が行使された事例はなくて、サイバー攻撃に対する自衛権行使の在り方については国際的にも様々な議論が行われている段階でありまして、現実の問題として、サイバー攻撃に対する自衛権行使の在り方について、国際的な議論も見据えつつ更に検討してまいりたいと思つております。

○和田政宗君 これは、現行憲法の枠内で更に所定の法整備を行つてあらゆる事態に対処できるということが我が国の抑止力ということが高まるといふことについて思ひますので、この点について更に議論をしていきたいというふうに思つております。

次に、グレーゾーン事態について聞きます。例えば、離島に漁民に偽装した外国の武装兵士が上陸した場合において、武力攻撃と認定できず、自衛隊の出動は治安出動や海上警備行動として自衛隊には警察官職務執行法が適用され、警察権行使としての武器使用となるため、事態に十分対応できないおそれがあります。外国からの明確な武力攻撃が認定できないような場合においても武器使用権限を国際標準に沿つた形にすることなど、事態に十分に対処できるように法整備が必要ではないかと考へます。

今回の政府案についてはこうした点の法整備がなされておられません。我が国は既に領域警備法でこのような点を政府に提案しておりますが、政府はどのように考へるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘のような事態に際しまして、政府は五月十四日、「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」を閣議決定をいたして、警察機関では対処できない場合等には自衛隊に海上警備行動や治安出動を速やかに発令することといたしました。

議員の御指摘のように、海上警備行動として治安出動時の権限については警察官職務執行法を準用しておりますが、正当防衛の条件であります急迫不正の侵害が認められる場合には、自衛官は相手の攻撃を待つことなく危害射撃、これを行うことが認められており、その時々々の状況に応じて適切に対処できるものとして考へております。

さらに、治安出動時におきましては、小銃、機関銃等の殺傷力の高い武器を所有していた者が我が国に侵入をし、そして武器を使用するほかにこれを鎮圧する適当な手段がない場合には、事態に際して合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができるといつきましては、このように、海上警備行動や治安出動を命ぜられた自衛隊には現行法においても事態に適切に支障なく対応し、御指摘のような事態に対しても支障なく対応できるものとして考へております。

○和田政宗君 今大臣は自衛隊法の第九十条の三つ、これにいずれかに該当するといふようなことがありましても、これ判断に迷う場合もあるといふふうに思つておられます。警察官職務執行法でまずやるということになります。これはその枠からはみ出すときに判断しなくてはならないといふふうに思ひますので、自衛隊は、これはもう国際法的には軍隊であります。基本的に軍隊の運用基準である武器使用権限、これ国際標準にのっとつてやることであれば、これはその段階が進んだとしても適切に対応できるというふうに思ひますので、そういった観点が必要であるといふふうに考へております。

そして、それに加えて、海上警備行動について更にお聞きしますけれども、海上警備行動が発令されますと、自衛隊には海上保安庁法が適用されます。その際、日本の領海内を無害でない航行を行う外国の軍艦は適用除外となるはずですが、すなわち、何らかの侵害行為を行つておられる軍艦に対し、武器を使用できず、警告射撃すらできないことになりましても、この点について政府はどのように考へておられるでしょうか。

また、これは領海内を潜って航行し浮上しない潜水艦についても同じことが言えます。どう対処するんでしょうか。過去、スウェーデンは領海侵犯した潜水艦に警告のために爆雷を落としたことがありましても、日本はこれではできないんじゃないでしょうか。同じことは中国の海警局の巡視船が領海内に侵入してきた場合にも言えます。政府はどのように考へるでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘のような事態に際しまして、政府は五月十四日、「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」を閣議決定をいたし、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には自衛隊に海上警備行動を速やかに発令することといたしました。

〔理事佐藤正久君退席 委員長着席〕
御指摘のような事態における自衛隊の具体的な対応につきましては、個別具体的な状況に応じて判断する必要がありますが、一概に申し上げることは困難であります。一般論として申し上げますと、国際法上、外国軍艦、公船、これは我が国の領海内においても我が国の管轄権からの免除、これを有しておりましたら、議員の御指摘のとおり、これらの船舶に対して自衛隊は第九十三条三項の規定に基づき武器を使用すること、これはできません。しかしながら、仮にこれらの船舶が不法に発砲や体当たり等を行い、我が国船舶に危害を及ぼすような場合には、その行為を排除するため、海上警備行動により、その事態に応じ合理的に必要なと判断をされる限度で武器を使用することができま

す。また、外国軍艦、公船による侵害行為が我が国に対する外部からの武力攻撃に該当すると判断をし、我が国を防衛する必要があると認められる場合には、防衛出動により対処することとなります。

このように、現行法においても事態に対処するために十分な武器使用権限が与えられており、御指摘のような事態に対しても支障なく対処できる

ものと考えております。

○和田政宗君 海上警備行動で対応できないときには防衛出動というふうなことであります。これはその都度判断が入るということでありまして、例えば閣議を電話で行うというふうなことでありますけれども、それでも最低恐らく三十秒から一分、もつと掛かるというふうな思われ方です。その間にもう、例えば我が自衛隊の艦船がやられてしまったとか相手からの攻撃を受けたというふうなことになってしまふ可能性もあるというふうな思われますので、これは、我が党が提案をしております領域警備法も含めて、しっかりと自衛隊が初期の段階からつなぎ目なく対応できるように、これを政府は検討すべきであるというふうには私は思っています。

次に、我が国防衛に密接に係る南シナ海の状態について聞いていきます。

近くは現実的、遠くは抑制的と言っている政党もありまされども、これは現在の兵器の能力向上からするとナンセンスであるというふうな考えでおります。速度マツハ十のミサイルを中国が開発中でありまして、これは南シナ海から十数分、インド洋からも二十数分で日本に飛んでくるわけです。

遠くから抑制的でよいというわけではなく、遠くも対処できるようにしなければ日本は守れない状況です。特に、南シナ海は、制海権、制空権を中国に取られると大変なことになります。それは、中国が原子力潜水艦による安定した他国への攻撃能力を身に付けることになるからです。

地図を御覧ください。東シナ海を見ますと、水深が浅い部分ですね、白くなっておりまして、水深二百メートルくらいでありまして、自衛隊や米軍が容易に探知することが可能です。一方、南シナ海は水深が二千メートルを超えておりまして、地図の部分では青くなっておりまして、十分な深さがありますので、探知しにくくなるわけです。

すなわち、中国がこの海域を取れば、原潜から

の日本への攻撃能力やアメリカへの攻撃能力を身に付け、その力を誇示して領土拡張圧力を強めることが予想されます。だからこそ、中国は国連海洋法条約に違反してもこの海域を押しさえようとするわけですね。

政府は、この南シナ海における中国の軍事的拡張行動についてどのように考えているのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 中国は、南シナ海で埋立中の地形について軍事利用を認めると公言をいたしております。今後、港湾、滑走路、レーダー等の軍事施設を建設をしていく可能性がございます。

仮にこうした軍事施設が建設をされた場合に、一般論として申し上げれば、海警のほか海軍や空軍の南シナ海におけるプレゼンスを増大させる可能性があり、それが南シナ海全域における中国のA2AD、接近阻止、領域拒否、この能力の向上につながる可能性が考えられるわけでございます。

現在、中国は、開発が進むSLBM、潜水艦発射弾道ミサイルJL2、これを搭載するためのシブ級SSBN、弾道ミサイル原子力潜水艦、これの配備を進めていると見られておりますが、仮に、強化されたA2AD環境下、これらが南シナ海で運用された場合に、水深が比較的深いという特性と相まって安定的な核抑止パトロールが可能となり、その結果、中国の戦略核能力の向上につながる可能性も考えられます。

防衛省といたしましては、南シナ海における情勢が我が国の安全保障に与える影響を注視しつつ、防衛省としていかなる対応を取っていくべきか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○和田政宗君 その南シナ海ですけれども、この南シナ海において機雷がまかれた場合、迂回ルートもあり、日本としては対処しない、機雷掃海については対処しないという政府答弁でありますけれども、中国が機雷をまくということはこの海域

に潜る原子力潜水艦の安定した攻撃能力の確保を狙っているわけで、日本にとっても米国にとってもASEAN諸国にとっても、中国がこの海域を押しさえれば軍事上も経済上も死活問題です。

日本はいかなる場合も南シナ海で機雷掃海を行わないのでしょうか。世界で最も多くの機雷掃海艦船を持つのは日本のみで、だからこそ、自国の平和を守る、そして、そのみならず、この地域の平和のために担わなくてはならない役割があると考えておりますが、防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これはいろんな前提があるのかと思いますが、停戦前のいかなる段階においても南シナ海で機雷掃海を行えないのかという前提でございますが、これは限られた前提条件だけで判断し得るものではなくて、また特定の国名、これを挙げた上での仮定のお尋ねでありまして、お答えをすることは差し控えるということをごます御理解いただきたいと思います。

その上で、あえて一般論として申し上げるといえますと、正式な停戦の合意、これがいまだなされておらず、機雷が遺棄されたものと認められない段階におきまして、自衛隊法八十四条の二に基づいて機雷等の除去を行うことはできません。

他方、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環として敷設されているものではない機雷を除去することは、敷設国に対する戦時行為としての性質を有さないために武力行使には当たらず、自衛隊法八十四条の二に基づき実施することが可能でございます。

こういった場合等におきまして容易に事案が認定できるものではないと考えておりますが、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府があらゆる情報を総合的に、客観的、合理的に判断してまいりたいと考えております。

○和田政宗君 加えて御質問いたしますけれども、他国領域内での機雷掃海、これはホルムズ海峡のみということでありまされども、南シナ海

においては、いわゆるそういったホルムズ海峡と同じような状況であれば機雷掃海は行わないということ、この答弁は変わらないのでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ホルムズ海峡につきましては、これは言わば海外における、一般的に海外派兵は禁止されている中における、領海内におけるこれは国際法上は集団的自衛権の行使、武力の行使に当たるとして例として、例外的な例として申し上げているわけでございますが、もちろん、どの場所であろうとも、日本の周辺で機雷封鎖されればこれは三要件に当てはまる可能性も出てくると。そして、ホルムズ海峡においても、ここを八割通つてくるといふ観点から第一要件にも当たり得るといふことでございます。

そして、南シナ海について私が答弁をいたしましたのは、迂回ルート等もあるのでこれは想定をしないという趣旨で答弁をさせていただきました。基本は、もちろん三要件に当てはまればこれは対応していくということでございます。

○和田政宗君 ありがとうございます。

次に、日本を攻撃するミサイルに対する防衛力についてお聞きしていきたいというふうに思いますが、これも、現在、日本にある迎撃ミサイルというのは、PAC3でこれ三十一セット、そしてイージス艦が六隻ということですが、これ、中国が全面攻撃を仕掛けてきた場合、これは、これもナンセンスと言われるかもしれないですけれども、数百発のミサイルが日本に飛んでくるわけですので、とても対応できる能力ではございません。これは、最大の抑止力というのは、いざというときに相手の領土に確実に反撃できる能力を持つことであるというふうに思っております。

例えば、日本ができることとしては、潜水艦にトマホークのような巡航ミサイルを配備するやり方があります。これは比較的安く配備することができまして、イージス艦を一隻買うお金で千発のトマホークを買えるわけです。しかも、それだけで十分な抑止力になります。迎撃ではなく抑止の観点から相手国への攻撃能力として巡航ミサイル

を配備することについて、政府はどのように考えるんでしょか。

○國務大臣(中谷元吉) まず、特定の国、また地域を対応いたしておりますが、我が国は、弾道ミサイルの脅威に対しては、我が国自身の弾道ミサイル防衛システムを整備するとともに、日米安保体制により抑止力、対処力の向上に努めることにより適切に対応するというようにいたしております。

また、我が国の弾道ミサイル防衛システムは、多目標対処、これを念頭に置いたシステムでありまして、多層防衛により、複数の弾道ミサイルが我が国に向け連射された場合にあつても対処することは可能でございます。引き続き、防衛大綱に基づいて、即応態勢、同時対処能力、継続的に対処できる能力を強化する種々の取組を行ってまいります。

この弾道ミサイルへの対応につきましては米國との協力は不可欠でございます。新ガイドラインにおきましても、弾道ミサイル防衛に対して協力をを行うということを確認をいたしております。こうした日米協力の強化、そして我が国の弾道ミサイル防衛システムとが相まって、ミサイル脅威への抑止力、対処力を高めてまいります。

そして、潜水艦にトマホークのような御質問がございましたが、我が国は、武力行使の目的を持って武装した部隊を他國の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵、これは一般的に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解しております。

このような従来からの考え方、これ、新三要件の下でも集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらず、新三要件から論理必然的に導かれるものでありまして、敵基地攻撃についての従来からの考え方、これにつきましても、るる御説明をいたしているとおり、装備体系を保有しておらず、また集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃することはそもそも想定していませんということでございます。

でございます。

○和田政宗君 最後に、総理に聞きます。日本と台湾、ASEAN諸國との安全保障協力を我が国の抑止力向上のためにも推進すべきと考えますが、どうでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ASEAN諸國等との安全保障協力については、一昨年の日・ASEAN特別首脳会議、昨年の日・ASEAN防衛担当大臣ラウンドテーブル、今年の日・メコン首脳会議等、様々な機会を通じて、ASEAN諸國との間で平和安全保障分野での協力の強化について話し合いを行ってまいりました。今後も基本的価値を共有するASEAN諸國との協力関係を一層強化してまいります。

また、台湾との関係につきましては、非政府間の実務関係として維持するというのが我が国の立場であります。台湾は、基本的価値観を共有する我が國の重要なパートナーであり、大切な友人であります。このような協力や対話を進めていくことは、我が國の基本的立場を踏まえつつ検討してまいります。

○和田政宗君 終わります。ありがとうございます。

○水野賢一君 無所属の水野賢一です。冒頭、さっきの松田委員とちよつと重なりますけれども、安保法制と一口に言っていますけれども、十本の法律を改正するわけですよね、自衛隊法とかP.R.O法とか周辺事態法とか、ほかに新法もいっぱいあるわけですね。十本の法律を改正するときに、じゃ、衆議院で採決したときに十回採決したのかというと、そうじゃなく、十本分は改正部分はまとめて一回の採決で済ませているんですね。なぜかといへば、これは政府が法案を束ねて出したからであつて、これだと、一括して賛成なのか一括して反対なのかという意思表示しきれないわけですよ。

しかし、普通十本も法案があれば、法律があれば、当然、この部分は理解できるけれどもこの部分は絶対容認できないとか、若しくはこれは情報をしつかり開示してもらわなきゃ判断ができないとか、やっぱり当然そういうことがあり得るんだろけれども、それを全部くくり込んで採決するというのは僕は乱暴だと思ひますし、これは審議するときにだつて丁寧な審議にならないと思ひます。総理はよく、まあ総理に限らず、世の中一般で議論が深まっていないという声があるんだけれども、その背景には、その一因には政府がこうやって束ねて法案を出してきたというこの乱暴なやり方もあるんじゃないかというふうに思ひますけれども、そうした反省は、総理、ございますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、十本の法律、既存の法律について改正を行うとしておりますが、十本の改正法の目的は、いずれも我が國の平和と安全の確保及び国際社会の平和と安全の確保という点に集約されていることは明確であります。

また、法律案の条項は相互に関連を一つ一つの体系を形作っているわけでありまして、例えば存立危機事態の新設は自衛隊法、事態対処法、そして米軍行動関連措置法等の改正を伴うことから、ばらばらに改正したのでは個々の法案の相互関係がつかなくなってしまつてしまつてしまうということになります。

そしてまた、今回我々が進めている国際協定主義の下における積極的平和主義において、しっかりと我が國の平和と安全を守り、地域や国際社会に貢献をし、より安全で平和な世界を維持していくというこの一つの大きな体系の中におきまして法律を一回で分かつやくすく出しているわけでありまして、その上において改正の適否を総合的に判断をさせていただくことが適当と、この判断をしたところでございます。

○水野賢一君 だから、総合的にしか判断できないから、全体をパッケージにして、だから、おかしなところから個別にしっかりと審議していきましようというふうに申し上げているんですが、集団的自衛権の限定容認に關してですが、我が國と密接な関係にある他國が武力攻撃を受けた場合、そこから要請があつて、かつ、もちろん新三要件は満たした場合、そういうときに武力行使があり得るというわけですが、この要請が必要ということについては明記していません。

では、なぜかといへば、国際法上当然のことだから改めて書くまでもなかつたというわけなんです。じゃ、伺いますけれども、最初はその國から日本に対して要請があつたと、そして日本も武力行使の三要件に照らして集団的自衛権を行使しました、しかしその後になつて要請がなくなつたような場合、例えば武力行使はもうこの辺までいいですよとかというふうに要請國が言つてきた場合というのは、自衛隊はあれですか、自動的に撤収するんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、国際法上要請がなければ、これは集団的自衛権の行使は行えないわけでございます。そして、同時に、要請が行われて我々が集団的自衛権の行使を行うのは新三要件に合致するということでありまして、これは我が國の存立が脅かされている、そして生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという中において行つて行つてございまして、そこで途中で要請が、ここでやめてくださいということ、現実的には極めてこれは想定し得ないのではないかと、こう思つてございまして、

しかし、いずれにいたしましても、これは国際法上我々は違法なことはないというのが大前提でございます。当然、国際法上違法な状況になれば、それは直ちに行使をやめろということになるわけでありまして、常にそれは国際法にかんづいてどうかということになるんだらうと、このように考えております。

○水野賢一君 ですから、それは、確かにその要

請してきた国が翌日やめてくださいとは言わないでしよう。だけれども、これ例えば一月と一月か月とというスパンの中では、これはここまで作戦目的をいろいろ達成したんだからもう武力の行使の段階は終わりましたねということも言ってくるということは十分あり得るわけで、そういうときはあれですか、今総理の答弁、確認ですけれども、要請がなくなつたんだから、日本としてはもう自衛隊は撤収して防衛出動は撤回すると、そういう理解でよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、存立危機事態においては、言わばこの存立危機事態を生起している攻撃を排除していくということでございます。ですから、言わば一般のこれ集団的自衛権の行使とは違って、A国がB国に攻撃をしていると、そして、そのA国に対してこれは壊滅的な打撃を与えるために攻撃されたB国と共同してこの攻撃をするということではなくて、まさに三要件に関わる攻撃がこのB国に攻撃をしている関連において行われたということでございます。例えば近隣諸国においてA国が米國を攻撃をしたという中において、そしてそのA国がミサイル能力を持つていて、このミサイル能力から日本を守るために展開をしている米國の艦艇をこれは守るということについては、これは言わば三要件を満たすということにおきまして、存立危機事態における言わば武力攻撃を排除するために攻撃をするということを我々は行つていこうということでございます。そこがまさに私も認めている、一部容認した集団的自衛権の行使の本質ということになるわけでございますが、その上において、今申し上げましたように、いずれにいたしましても国際法に我々は反することはしないということでございます。

○水野賢一君 総理は、私が聞いたのは、要請がなくなつたら撤収するんですか、防衛出動は撤回するんですかということ聞いています。ただ、ちょっと違う話をすつとされるのでよく分らないだけども、

あれですか、国際法には反さないとおっしゃっていますよね。国際法に反さないとおっしゃる、要請国がもうこちらでやめましようと言ったときに、その後も武力行使をするというのは国際法違反だということふうにお考えですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 国際法上、集団的自衛権の要件としましては、武力行使を受けた国からの要請又は同意、そして必要性、そして均衡性、こうしたものが挙げられています。この要件を満たさなければ、これは国際法上問題が生じてしまいます。我が国は、この国際法をしっかりと守らなければならぬと考えます。

○水野賢一君 これもしつかりと今後も議論しなければならぬと、これだけやっているとこれだけで問題が終つてしまつて、

これ総理に伺いますけれども、存立危機事態のようなことが起きても、要請がなければ日本としては武力行使には出かねないわけですね。それは分かるだけども、ただ、その場合でも、日本にとつては存立危機事態をわけですから、これ、そういうときは防衛省設置法に規定されている調査研究とかを理由にして、現地、つまり海外とかに自衛隊が派遣されることはあるのかということをお伺いしたいんですが。

何でそれを聞くかという、同時多発テロの後、テロ特措法に基づいてインド洋に対して自衛隊が、海上自衛隊が派遣されたんですが、このときも、法律にのつて派遣される前に、中谷防衛庁長官の時代です、そのときに、調査研究を名目に、法律にのつての前です、テロ特措法に、インド洋に護衛艦と補給艦を派遣したことがあるので、こういうようなこと、ただ、これ無原則にやると、どこにでもあらゆるときに派遣できちゃうようなことになりませんか、これは存立危機事態のときはどうなんですか。

○國務大臣(中谷元君) これは、防衛省設置法の第四十八号、所掌事務の遂行に必要な調査研究

を行うことが可能ということで、例えば国連のPKO派遣の検討の根拠として調査チームの派遣、出張を行うことが可能ではありますが、あくまで所掌事務の遂行に必要な範囲に限られるということから、防衛省の所掌事務に該当しない事項に関する調査研究を行うことはできません。

確かに、あの九・一一の後、テロ特が成立をいたしました。その際、活動を円滑に実施するために必要な情報収集をするために我が海上自衛隊に対して命令を發しましたが、これは、当該の情報収集活動は、テロ対策特措法、この成立の後であります。この成立によつて同法に基づく協力支援活動等の実施が防衛省の所掌事務になったことにより実施可能になったものであります。成立の前には実施することはできなかったということでございます。

存立危機等につきましては、法律の成立後ということになるかと思つています。

○水野賢一君 いや、だから、法律が成立して存立危機事態のような状況であつたって、海外から、外国から、重要で密接な関係のある外国から要請がなければ自衛隊は少なくとも武力行使には行けないわけですね。そういうときに、調査研究の目的で、調査研究ということで実際の現地の方に行くということはあるんですか、日本にとつては存立危機事態なんだからというのは、そこはどうですか。

○國務大臣(中谷元君) 例えば、国連のPKOの派遣検討のために同号を根拠として調査チームによる現地出張を行うということは可能でございます。あくまでも防衛省の所掌事務の遂行に必要な調査研究であるかどうかということが判断になるかと思つています。

○水野賢一君 じゃ、この調査研究で自衛隊を海外に派遣するときというのは、これは誰が派遣するんですか。前回のインド洋派遣のときは中谷長官の名前で派遣の命令をしたんでしょうけれども、これはルールは決まっていますか。

○國務大臣(中谷元君) 前回は、内閣総理大臣が發表された同時多発テロへの我が国の措置において情報収集のための艦艇を派遣するとされたことを受けまして、この設置法に基づく派遣を報告をし、そして大臣として承されたということ、自衛艦隊司令に命令を發したということでございます。

命令権者につきましては、これは防衛省設置法に基づいてありますので、あくまでも防衛大臣ではないかと思つております。

○水野賢一君 いや、つまり、調査研究名目で自衛隊を派遣するということになれば、幾らでも拡大解釈ができるし、実は国会の承認もなければ内閣総理大臣の承認もなく、どこでも行けるんじゃないかという、そういうような危惧、懸念を持つわけですけれども、これ、ルールとか論止めとか、そういうことはお考えになりませんか。

○國務大臣(中谷元君) これによりまして現在も情報収集、警戒監視活動、これは実施をいたしておりますが、この活動は所掌事務の遂行に必要な範囲において行われると、また、国民の権利及び義務に関わらない行為であつて、実力の行使を伴うようなものではないと思つています。

この情報収集、警戒監視を含めまして、自衛隊による全ての活動は国際法及び憲法を含む我が国の国内法令に從つて行われると。このため、他国による武力攻撃が発生しているような状況下で、我が国が自ら武力紛争に巻き込まれるような行為は許されないと、そこがござります。今後とも、国際法及び憲法を含む我が国の国内法令等に從い、節度ある情報収集、警戒監視等を行つてまいらうと思つています。

○水野賢一君 その節度ある情報収集というのはよく分らないですけれども、

集団的自衛権について伺いますけれども、法案を讀むと、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」となっていますが、先日、私は質問主意書で、この他国というのは国交

がない国も含むのかと聞いたら、答弁書では、「我が国が外交関係を有していない国も含まれ得る」という答弁書が返ってきたんですね。普通に考えれば、密接な関係なら外交関係はあるんだろうというふうにも思うんですけども、多分、それは外交関係はなくても経済関係が密接な場合もあるとかとおっしゃるのかもしれませんが、この答弁書で明確に答えていないことがあるんですね。

私はこの主旨書で台湾も含まれるのかと明確に聞いています。答弁書は、「意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えするところは困難である」という答えだったんですね。意味するところは明らかですね。

改めて聞きます。他国には台湾は含まれるんですね。

○國務大臣(岸田文雄君) 我が国と密接な関係にある他国につきましては、従来から米国はこれに該当する可能性が高いと考えておりますが、それ以外の国につきましては、該当する可能性、相当限定されると考えております。

そして、その上で申し上げるならば、これは一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を有する国を指す、このように考えております。

これは武力攻撃が発生した時点で個別具体的に判断するわけですが、あらかじめ、どの国が当たる、これは該当する、これは該当しない、こういうことは示しておくものではないですね。これは武力攻撃が発生した段階で個別具体的に考えることであり、事前に、これは該当する、これは該当しない、公の場で申し上げるのは適切ではないと考えております。

○水野賢一君 いや、総理は、先日の衆議院での答弁で、北朝鮮以外は該当し得るといふ趣旨のことをおっしゃっているんじゃないですか。北朝鮮以外というときに、北朝鮮はとんでもない国だからということなのかもしれないけれども、台湾が入るのかどうか。

これ、今の岸田大臣の答弁で、要するに、実際に台湾海峡で何か起きたときにこれが該当するののかどうかというのは、それはそのときのいろいろな個別具体的な事情があるから、当てはまるかどうか今のうちには言えないだろうけど、今聞いているのは法律上の話なんですよ。総理、今聞いているのは法律上の話なんです。法律で言っている他国には台湾は含まれているのかということ。総理に聞いています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) さきの委員会でお答えしたのは、私が北朝鮮以外は含まれると言ったのは、私が北朝鮮以外は含まれると答弁したわけでありまして、北朝鮮以外があるというふうには答えたいわけでありまして、質問に対してそうお答えをしたところでございますが、我が国と密接な関係にある他国について、米国以外の外国がこれに該当する可能性は相当限定されるといふこととでございます。これは一貫して申し上げているとおりでございます。それ以上においては、まさにその段階で総合的に判断をしなければならぬと、このように考えております。

○水野賢一君 じゃ、伺いますけれども、今審議している法案の中の重要影響事案法案では、後方支援、給油とかの後方支援については米軍以外にも実施することがあり得るわけですよね。合衆国軍隊等という言葉を使っています。米軍以外の外国の軍隊と言っています。この後方支援、米軍以外と言ったときは、じゃ、これは、このときの等には台湾は含まれるんですか。

○國務大臣(岸田文雄君) これは先ほど存立危機事態のときに申し上げましたが、存立危機事態のときに武力攻撃が発生した時点で個別具体的に判断するということになります。

御指摘の点についても同じだと考えます。

○水野賢一君 要は、今の議論の中でも全く煮詰まっていないということが明らかだと思えます。

ちょっと踏進めましょと、この法改正が成立すれば、集団的自衛権以外にもPKOとか邦人救出とかで自衛隊の海外での活動はより広がっていくと予想されますが、ですから、私は、今回、自衛隊法に国外犯の処罰規定を設けたというところは一定の評価をしています。自衛隊員が犯罪を犯す可能性はあるわけですし、海外で犯罪を起こす可能性は一定あるわけですから、この国外犯処罰規定には一定の理解はしますが、この自衛隊法改正案の中には一定のものには決定的に重要なものが抜けているんですね、決定的に重要なもの。自衛隊法百八条一項四号に武器の不当使用についての罰則があるんですね、武器の不当使用。だから、国内で自衛隊が武器を不当に使用すれば当然罰則がある。ところが、せっかく国外犯の処罰規定を設ける中で、海外で武器を不当に使用したときの罰則はすっぱり抜けているわけですよ。

罰ないんだから。何でこれ抜いたんですか。

○國務大臣(中谷元君) 不当の武器使用でございますが、本身の法定刑は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金であり、刑法上の国外犯処罰規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされていることとの均衡を考慮いたしまして、国外犯処罰規定を設けていないこととでございます。

○水野賢一君 それじゃ、PKOでもどこでも、邦人救出のときでも、武器の使い方を法律に書いてある使い方と全然違う使い方しても、国内でやったってそれは一年以下というその感覚が間違っているんだけれども、こんな感覚が、国外でやったときは法律上の罰則もないということではないんですか。

○國務大臣(中谷元君) 自衛官による武器使用に当たっては、いついかなる活動を行う場合であっても、法令に基づいた適正な武器使用が求められ、かつ極めて厳正な注意義務が求められております。また、派遣に際して、法令に基づいた適切な武器使用が行われるよう徹底した訓練、これを行っており、自衛官が海外で違法な武器使用を行うということは一般的に想定はされません。自衛官が派遣先で犯罪を犯した場合に、我が国と派遣先国のどちらが裁判権を持つかにつきましては、派遣先国との間の地位協定等の内容にかんじよることになります。

その上で、あくまでも一般論として申し上げれば、故意により人を死亡させた場合には殺人罪が成立することが考えられますが、殺人罪には刑法に国外犯処罰規定が設けられているため、刑法を適用して処罰をする場合がございます。

その使用につきましては、自衛隊法百八条第一項の四号で、武器の不正使用につきましては国外犯処罰規定がないために、国外で行われた行為については罰則の適用がございません。本号につきましては、法定刑は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金ということで、刑法上の国外犯処罰規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされている

ことと均衡を考慮いたしまして国外犯処罰規定を設けないといたしておきまして、これはこれで適切であると考えております。

○水野賢一君 これ、大臣、一番肝腎なことじゃありませんか。大臣、何か僕は勘違いしているんじゃないかと思えますけれども。国外犯処罰規定というものは、今度新設されたのを見ると、海外で自衛隊員がストライキをしたりとかサボタージュをしたりとかしたときに処罰する、それはまあ、それも必要でしょう。必要ならうけど、この問題の本質というのは、海外で自衛隊が勝手に部隊を動かしたり、若しくは勝手に武器を使用したら思わぬ戦争とかに発展しちゃうじゃないかという、濶州事変みたいな形のこと、中央が全然把握してないのに勝手に鉄道を爆破したりとかしたら大変なことなるでしょうと。そういうことのとときに、ここに武器使用を海外で、いや、ここは重要だから、危害射撃のときには正当防衛とか緊急避難とかいろいろと制約が掛かっているわけでしょう。

総理、勝手に武器を使用しても何の罪に問われないというのは、これ、いいんですか。どういふことなんです。中谷大臣はさつき、法令に従ってやっていますと。じゃ、法令に従わない人がいたときにどうするんだって聞いているんですから。総理、どうですか。

○國務大臣(中谷元君) 前回も委員から御指摘をいただきましたが改正をさせていただきますが、本日更に委員からも御指摘をいただきましたが、また自衛隊法の罰則の在り方等につきまして、今般の法制とは別途の検討を行って行くべきものと考えております。

○水野賢一君 いや、今の発言は、大臣もこの法律にはこのままじゃ不備があると、だから別途出し直さなきゃいかぬのだという、そういう答弁でしよう。それだったら、欠陥があるというんだつたら、これ以上審議できないですよ。これ以上の審議できないから、これは出し直しを私は要求します。

○國務大臣(中谷元君) 前回、委員から御指摘をいただきました点で我々は検討いたしました。法律に盛り込みをさせていただきます。今回におきましては、今回の改正におきましては、その点は盛り込みましたが、今後、この法案とは別途、非常にも断続的検討を行っていきたいと思っております。(発言する者あり)

○委員(長) 鴻池祥肇君) 速記止めて。
[速記中止]

○委員(長) 鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど中谷大臣から答弁をいただいたとおりでありまして、この罰金でございまして、刑法上の国外犯処罰規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされているということの均衡、先ほど申し上げたとおりでございまして、均衡を考慮しまして国外犯処罰規定を設けないわけにございまして、その均衡において今回の法制はこうした形にさせていただきますというところでございまして。

それとはまた別途、別途検討というのは、言わば国内犯においてこれほどのような規定を設けていくかということについてでございますが、そもそも現行の自衛隊法の罰則については、他の國家公務員との均衡などの観点から、最高刑は七年以下の懲役又は禁錮とされております。

自衛隊は、志願制度の下、個別の隊員の強い責任感に基づいて厳正な規律を維持することが基本であり、専ら罰則をもつてこれを維持するとの考え方には立っていないというところでございまして、いずれにいたしましても、自衛隊法の罰則の在り方については、今回の法制というのは海外における海外犯との均衡を考慮して出しているわけにございまして、金く問題のないところでございまして、それはまた別途、常に断続的検討を行って行くべきものであるということをお大臣は答弁したところでございまして。

○水野賢一君 私は総理の答弁に全く納得できないですね。
一般の公務員との均衡という話を言っていました。が、そもそもこれは自衛隊員の特長として、武器を持つという特別な特性を持っているわけですよ。だからこそ武器の不当使用に対しては厳しい罰則が必要なのです。だから、それを今まで一年以下の刑にしていたということ自体がはつきり言って甘過ぎるんです。はつきり言って甘過ぎるんだけれども、しかし、そこが甘いから、一年以下の刑だからこれ国外犯作らなくいいなんというのの本末転倒の議論であって、大体、一発の銃声から泥沼の戦争になっていくことだつてたくさんあるわけですよ。

例えば盧溝橋事件とか、これは日本が発砲したのか中国側か、若しくは国民党なのか中国共産党なのか、いろんな議論があります。ありますし、故意なのか偶発なのか、いろんな議論はありますが、いずれにせよ一発の銃声によって泥沼の戦争になっていくということはあるわけだから、だから武器の使用ということに対しては、特に海外での武器の使用に対しては厳しい視点というのが必要なのであって、それを、じゃ、中谷大臣、今、安倍総理も別途というふうに言いましたけれども、これで自衛隊員が海外で武器を勝手に使うことで武器の使用が増えることがあるわけですよ。非常に論争を呼ぶようなことがあるわけですよ。

そういうときに、これで別途、じゃ総理、どういふ方向で出しますか。どういふ方向で出しますか。今の法律は甘いということですね。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が申し上げていることは、今回、言わば海外においてどういふことは、量刑にしていくなかというところについて均衡を考えた中において、国内と国外の均衡を考えると、今回において今回はこの法律の中に付け加えなかったところでございますが、それはまた別途、

自衛隊法の中においてどうすべきかということについて議論をしていくという意味で申し上げているわけにございまして。国内法においては言わば断続的検討を行って行くということは、それはもう様々な制度においては当然そうであるという観点から申し上げているわけにございまして。

○水野賢一君 だから、不備があるわけでしょう。つまり、これ自衛隊法を別途直さなきゃいけないといつたつて、この法律で百何時間も衆議院で取つて、しかも十本もの法律を議論している。この場にそんな重要なことが出ていないで、それで、これ法律が通つたら自衛隊がどんどんどんどん海外に派遣されることが増えるわけだから、別途という間に、その間にいろんな問題が起きることだつてあり得るわけでしょう、自衛隊が勝手に武器を使用するような。

だから、別途検討するぐらい、総理自身も、大臣も総理もこれは問題だと言っている以上、出し直しを改めて要求して、私はこれ以上質問はできないということをお申し上げます。
○委員(長) 鴻池祥肇君) 答弁は要りませんか。安倍内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは、言わば、水野委員は私が問題があるというふうに発言したというふうにおっしゃっていますが、私は問題があるという発言をしたわけにはございませぬ。言わば、今回、国内法との関係におきまして、この本身の法定刑は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金であり、そして、刑法上の国外犯処罰規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされていることとの均衡を考慮して国外犯処罰規定を設けていないと、こういうことではございませぬ。

そこで、水野委員は、それではそもそもその国内犯の規定が甘過ぎるのではないかと御指摘があったわけにございまして、しかし、それにつきましては、それを要するということをお私に申し上げているわけではなく、そもそも様々な法律に

ついで、体制については、自衛隊法の罰則の在り方については今回の法制とは別途不審の検討を行っていくべきものと考えていると、このように申し上げているわけでありまして、この法制そのものが問題であるというよりは私は一言も申し上げていないということでございます。

○委員長(鴻池祥登君) 水野君。(発言する者あり) 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥登君) 速記を起していただきます。ちよつと最初の約束の質疑時間が来ております。たまたま、水野委員からは、これ以上質疑できないという状況になっておることは御承知のとおりでありますけれども、ここで委員長が内閣側にお申し上げたいわけでございますが、なお、この件につきましては一層議論が深まっておりますので、内閣の方、総理始め防衛大臣も、この答弁につきましてはもう一度検討していただきまして、水野議員につきましては、明日以降にいたしまして、再度、党の質問時間内で再び質問をしていただくと、こういうことにしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございませう。

それでは、質問者、替わってください。

水野君。

○水野賢一君 今の委員長の裁定というか裁きに従わせていただきますけれども、私としては、海外の自衛隊が勝手に発砲しようと、命令以外の武器を使用と、罰則も何もないというようなこの欠陥法案については、断固反対すると同時に、出し直しを要求するというところで、委員長の指示に従いたいというふうに思います。

○吉田忠智君 社会民主党の吉田忠智でございます。我が党は衆議院で一回も質問できないまま、強

行採決をされました。今日が今回の法案の初めて質問でございます。まず、基本的な考えを申し上げたいと思っております。

十一本の安全法制は、集団的自衛権の行使容認、武力行使と一体である後方支援、ロジスティックサポートの非戦闘現場への拡大、国連が統括しない活動への自衛隊派遣など、明確に憲法九条違反であります。

社民党は、専守防衛に徹し、自衛のための必要最小限の実力組織である自衛隊は憲法の認めるものであるとする自衛隊合憲論に立っております。

一方、アフガニスタン、イラクなどへの海外派遣は、個別的自衛権の担い手たる自衛隊の権限を超える違憲状態であり、戦争への道を開くものとして厳しく批判してまいりました。こうした我が党の懸念が現実化したものが今般の戦争法案。十一法案だと考えています。

我が党は、昨年亡くなった土井たか子名誉議員がまとめた二十一世紀の平和構想、いわゆる土井ドクトリンにおいて、平和憲法の理念を基本に、戦後七十年、一人の命も奪ったことのない非戦のブランドを生かし、戦争やテロの原因である貧困や社会的不正などの解消に貢献する人間の安全保障こそ実践すべき安全保障政策だと考えます。

まず、中谷大臣に質問いたします。

この戦争法案の理念は、米国の世界的な軍事戦略に、より積極的に奉仕、貢献していく見返りに、今まで以上に米国に抑止力を行使してもらおうと期待するものではありませんか。

○國務大臣(中谷元君) これは、あくまでも我が国の防衛、安全保障、これをしっかりしたものにするために、あらゆる事態に切れ目のない対応ができませんように、私も防衛大臣をいたしておりますが、法律の整備がなければ自衛隊は活動できないわけでございます。現在、安全環境に鑑みまして、不備なところ、また隙のあるところ、こういうことを補完するということで、安全保障の法制、これを見直すために実施をするもので

ございます。

○吉田忠智君 ショー・ザ・フラッグ、ブーツ・オン・ザ・グラウンド、次々と要求を突き付けられ、テロ特措法、イラク特措法と、米国の対テロ戦争にお付き合いをしてきたわけでありますけれども、今日も議論がありましたけれども、結果として憎悪と報復の連鎖を招いただけであります。米国の抑止力偏重の安全保障政策の結果が、中東の泥沼であり、ISILの台頭ではありませんか。

次に、法制局長官に伺います。

従来、他国に対する武力攻撃の阻止を内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないとされるべきものを、なぜ集団的自衛権の行使容認に踏み切られたのでしょうか。

歴代の内閣法制局長官経験者に衆議院の特別委員会の質疑の場で、例えば宮崎さんは、黒を白と言いくるめる主張だ、また阪田さんは、従来憲法解釈の枠内から外れると批判されております。

歴代長官経験者が国会で議論されている法案について憲法違反と公式の場で述べるといふのは、私は前例のない異常な状況ではないか、そのように思っておりますが、横島長官は、その根拠も含めてどう考えておられますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 新三要件の下で限定された集団的自衛権の行使は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございます。すなわち、国際法上は集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使を認めるものではないということでございます。

その意味で、国際法上の集団的自衛権の行使一般を認めることは憲法に抵触するという考えは変わっておりません。

このように、新三要件の下での限定された集団的自衛権の行使が憲法に適合すると言える理由に

つきましては、昭和四十七年の政府見解を引用して、これに基づいて説明させていただいております。この昭和四十七年の政府見解は、その文言からすると国際関係において一切の実力の行使を禁じているかのように見える憲法九条の下でも、例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるということ、それがどのような理由によるのか、また具体的にどのような状況がそれに当たるのかということ整理して述べているものでございます。

すなわち、第一に、憲法の前文、第十三条に照らし、憲法九条が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないと述べており、これは昭和三十四年の砂川判決の最高裁大法廷判決の、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことであると云わなければならぬという判示と軌を一にする考え方でございます。

第二に、しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右に言う自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて許容されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとらるべき必要最小限の範囲にとどまるべきものであるとして、このような極限の場合に限って例外的に自衛のための武力の行使が許されるという考え方を述べております。

この第一及び第二の部分が、憲法九条の下でなぜ例外的に武力の行使が許されるのかという理由、根拠を述べた部分であり、その意味で基本的な論理と述べております。

新三要件は、この昭和四十七年の政府見解の基

本論の論理を維持し、この考え方を前提として、安全保障環境の変化の状況を踏まえて慎重に検討し、これに当てはまる極限的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものであります。その結果として、昭和四十七年の政府見解の第三の結論の部分が一部変更されるということでありま。

もとより、他国防衛の権利として観念されるいわゆる集団的自衛権一般の行使を認めるわけではないので、もとより結論が裏逆になったということでもございせん。要するに、これまで憲法第九条の下でも、外国の武力攻撃という軍事力を用いた急迫不正な侵害行為によって国民が犠牲になるという極限的な場合には自衛のための武力の行使ができる、ゆえに、そのための自衛隊も合憲であるというその理由と同じ理由で、新三要件の下での限定された集団的自衛権の行使も合憲であると言えるところでございせん。

○吉田忠智君 これからは簡潔に答弁してください。一応、正式に法制局長官の見解を聞きました。いずれにしても、曖昧な根拠で憲法解釈の変更を行うということは、別の政権が何らかの理由で憲法解釈の変更を行うことを許すわけでありまして、立憲主義を否定して法的安定性を損なうことになる、そのように考えます。

長官、歴代長官が守ってきた憲法解釈の一貫性、整合性を破壊したことの責任をどう考えておられますか。これは簡潔に答えてください。

○委員長(鴻池祥肇君) 内閣法制局長官、簡潔明瞭にお願いをいたします。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 安全保障環境の変化ということを前提として検討したということ

でございます。

○吉田忠智君 安全保障環境の変化と言え、政権が替わって、いかようにも憲法解釈を変えられらることになるんじゃないか。

そして、日本の裁判所は、具体的な事件が起こるまで違憲審査を行わないという付随的違憲審査制を取っています。自衛隊員や国民に犠牲者が出て初めて戦争法制の合憲性が判断されます。それでは取り返しが付かないから、内閣法制局が法の番人、憲法の番人として監視してきたんじゃないんですかね、法制局長官。

今長官は、大変失礼な言い方になるかも知れませんが、安倍政権の番人じゃありませんか。それを進んで受け入れて、と言わざるを得ません。あなたが本来の職責を果たさなかつたために生じる戦争犠牲者などのような責任を取るのか、その覚悟はありますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 今回の法案、これが成立することによって戦争をするということではないと考えております。あくまでも我が国と国民、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、やむなく自衛のための武力の行使をすることが許されると、そういう規定でございせんので、これはこのような武力の行使を憲法第九条が禁じているとは解されないということでございます。

○吉田忠智君 またそれは今後、法制局長官と議論をしっかりとさせていただきます。

次に、中谷大臣に質問します。大臣は、第二次安倍政権以前、例えば二〇一三年八月の対談で、これは衆議院でも議論になりましたけれども、政治家として解釈のテクニクで済ましたくない、自分が閣僚として集団的自衛権は行使できないと百つた以上は、本当はできるとは言えせん、そこは条文を変えないと、と発言するなど、憲法を改正して集団的自衛権を行使できるようにすべきと断言してこられました。その目

標そのものは賛同しかねますが、政治手法としては極めて真つ当な主張であったと思います。

それが今回、集団的自衛権の行使容認は憲法改正を経ないでも憲法解釈の変更で足りるというのは、余りにも便宜的で、法的安定性をないがしろにするものではありませんか。政治家としての矜持をやつぱり私は失っているんじゃないか、そのように思いますけれども、いかがですか。

○國務大臣(中谷元君) 私の見解につきましては、十年前、御指摘のような考えを示していたというのとは事実でございせんが、これはフルセットというかフルスペックの集団的自衛権について考えていたこととございせん。

しかし、この十年、我が国を取り巻く安全保障環境、非常に変化をいたしております。そして、この状況で与党として、政府としていかにするか、一年前とございせんが、政府・与党の中でこの慎重に検討をした結果、あくまでも、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福の追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に限って限定的な集団的自衛権の行使を容認できるといふ結論に至りました。

これ、私自身も真剣に、今の憲法、国の存立のために必要最小限の自衛権、これはいかなるところで容認されるのか、これを考えた結果でございまして、我が国を取り巻く環境、そして憲法の解釈と論理的整合性、法的安定性、これを私なりに真剣に考察をして納得しているわけでございます。そして、四十七年の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理、これはしっかりと維持された考察の結果でございまして、この従来の憲法解釈の基本的な論理を引き継いで、この国の安全保障、防衛をしっかりとするために、閣議決定に従って法案を作り、そしてお願いをしているというところでございせん。

○吉田忠智君 この質問をするに際してちよつと資料を開けておりましたら、中谷大臣が平成十六

年、二〇〇四年の二月五日、憲法調査会を出した資料で、その冒頭に、憲法九条の意義ということ

でこのようにレジュメで書かれているんですよ。

第九条は、二十世紀後半の五十年間、戦後の復興から高度成長の時期に日本のためによく機能し、歴史的役割を果たした優れたもの。憲法九条の果たしてきた機能、一番、敗戦後、日本がアジアの国々に国際的に受け入れられる現実的条件であった、二番、軍事力の増強、防衛予算の増額を求め、米國を抑え、軽武装、経済成長政策の柱であった、三番、国家利益の追求の手段として、経済利益追求はしても武力に訴えないこと、武器を輸出して死の商人にならないことなどを遵守し、平和を希求する道義的國家であり得た。

私はすばらしいなと思つて感動いたしました。これを見て、そういう中谷大臣が、今、この憲法違反と言われる法案の中心になって防衛大臣として仕事をしておられる、まあ心中はどうか分かりませんが、仮にサイバー攻撃を受けた米國から要請があれば、集団的自衛権の行使として存立危機事態を認定して自衛隊を出すことがあり得るのか、お聞きします。

次に、存立危機事態について法制局長官に二点確認したいと思ひます。

まず、経済的な影響のみで存立危機事態を認定できるのか。二点目は、現在米國がサイバー攻撃に対して有形力による対応、すなわち米軍がサイバー攻撃の拠点をたたくことを戦略としておりませんが、仮にサイバー攻撃を受けた米國から要請があれば、集団的自衛権の行使として存立危機事態を認定して自衛隊を出すことがあり得るのか、お聞きします。

○政府特別補佐人(横島裕介君) まず、経済的影響のみというお尋ねの点、若干特定されていませんで、一般論としてお答えさせていただきます。存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある

事態であり、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかなる状況であるということとをいっているものと解しております。まさに外圍の武力攻撃という、武力、軍事力を用いた急速不正な侵害行為によって国民が犠牲になるという極限的な場合を表現しているものでございます。

この要件に該当するかについては、実際に生じた具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなるわけでございますが、いわゆるホルムズ海峡において武力攻撃に当たる機雷の敷設によってこれが封鎖された場合を考えると、それは単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶が起き、これにより国民生活に死活的な影響、すなわち国民の生死に関わるような深刻、重大な事態が生じる可能性もあるわけでございます。この点を総合的に評価して、状況によっては存立危機事態に該当する場合もあると考へられます。単なる経済的影響のみで存立危機事態を認定することではないと考へております。

もう一つ、米國へのサイバー攻撃のお尋ねがございました。

一般論として申し上げれば、いわゆるサイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われるということとは考へられるわけでございますが、それが他國に對して行われる場合において、そのサイバー攻撃と存立危機事態との関係についてはなかなか一概には申し上げられない、個別の状況に応じて判断すべきものであるというふうに考へております。

○吉田忠智君 いずれにしても、曖昧で、そのときの政権が恣意的に判断をできるという点が、衆

議院でも議論されておりましたけれども、極めて明らかであります。

次に、中谷大臣に、重要影響事態法案と国際平和支援法案で、非戦闘地域から非戦闘現場、より現場へ、戦場へ近い地域へと自衛隊の活動領域が拡大されるわけでありませうけれども、自衛隊の戦死リスクが高まるとの批判に対して、政府は、自衛隊が現実活動を行う期間について戦闘行為が発生しない見込まれる場所を実施区域に指定する、これは何層も答弁をされておられますが、中谷大臣。

なぜこれを、先ほども議論がありましたけれども、法文に明記しないのか、この点は修正して入れるべきじゃありませんか。

○國務大臣(中谷元君) 先ほど法案の条文を朗読をいたしました。七条の三に、後方支援活動を行うに際して、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定しております。

これは、法律上、防衛大臣に安全に活動できる場所を指定することを義務付けているものでありまして、部隊等が円滑かつ安全に活動できるといふ要件は非常に重いものでございます。今現在戦闘行為が行われていないというだけではなく、部隊等が現実活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、円滑かつ安全に活動する上で当然のことでございます。これは私、防衛大臣として責任ある発言をいたしましたし、政府としても公式にこれはお答えをしたわけでございます。

したがって、この趣旨を法律上重ねて規定する必要はないと考へておりまして、実施に際しましては、まさに円滑かつ安全に実施する区域において活動させるということでございます。

○吉田忠智君 それについても、法理上とそれから実際の運用、厳格に行うということでありませうけれども、政権が替わればまた法律が独り歩きするわけありますから、その点は極めて問題だと

いうことだけ今日は指摘をしておきたいと思ひます。

こうした後方支援は兵たん活動に当たり、憲法九条一項が禁ずる他國の武力行使との一体化でありますけれども、非戦闘現場での活動によって戦争に巻き込まれるのではないかと。自衛隊の活動場所が戦闘現場となった場合に、捜索救助活動は継続されるし、休止、中断ができない場合もあるわけでありませう。総理も、二〇二三年の百田尚樹氏との対談本で、休止、中断は国際社会では通用しないと認めておられるわけでありませう。

中谷大臣、撤退しない、できない場合、個別自衛隊の行使として応戦すれば戦争に巻き込まれます。応戦しないで全員拘束されても、政府は、自衛隊は武力紛争の当事者ではないのでジュネーブ条約上の捕虜としての保護を受けないと言ひますけれども、無権利状態に置かれるのではありませうか。

○國務大臣(中谷元君) 自衛隊は、我が國の安全のために日頃から訓練を重ね、いわゆる危機管理、このプロといたしまして、あらゆるリスク等におきましては自ら管理をし、そして運営をし、そして安全に任務を遂行する、こういうことを日々訓練を重ねております。

ここで言う後方支援というのは、そもそも戦闘を行うところではなくて、その性質上、危険を回避して、活動を安全を確保した上で実施をするところでありまして、軍事技術が発達した今日においても、いかなる國の部隊であつても補給を受けている間は攻撃に對して極めて脆弱な状態になると。このため、現に戦闘行為が行われている現場では有効な支援を受けることは困難というところで、後方支援の実施は安全な場所であるということが大前提でございます。

このような大前提の下に、この重要影響事態法、そして国際平和支援法で、防衛大臣が区域を先ほど言つた安全、円滑な地域に指定をするということでございます。

もイラクで実施をいたしましたけれども、この仕組みの下で実施区域が指定されるなどして、安全が確保された従来と安全面では私は変わりなく実施をさせる、そして、し得るのではないかと考へております。

また、活動を実施する地域に当たっては、常に活動地域の情勢に対する情報収集、これを行う。また、万が一、部隊等が活動を実施している場所その他の近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合は、付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合も、部隊等の長は活動の実施を一時休止をして危険を回避する旨規定をいたしております。部隊が武器を使用し、反撃しながら活動を継続するというようなこともございませぬし、戦闘に巻き込まれる、すなわち自衛隊が戦闘行為を行う、あるいは自衛隊の活動が戦闘行為になるということはないということでございます。

○吉田忠智君 撤退できない場合、戦争にならなるとすれば自衛隊員は見殺しです。そもそも、こんな希望的観測を重ねた非現実的な想定で殺し殺される現場に自衛隊を出すことは問題であります。

今日、石破大臣においてをいただきました。防衛政策に深い見識をお持ちの石破大臣に質問します。

徴兵制について、石破大臣は結論的には政府見解に従うとおっしゃられておられるのは承知をいたします。一方で持論をお持ちだと思ひます。兵役、自衛隊の服務は奴隷的な苦役に当たると考へておられますか。

○國務大臣(石破茂君) お答えを申し上げます。

これは、政府が昭和五十六年三月十日に森清議員に對して答弁書というものを作成をし、閣議決定をしておるところでございます。委員御案内のことかと思ひますが、そこにおきまして、政府答弁書はこのように述べておるところでございます。

すなわち、政府は、徴兵制度によって一定の役務に強制的に従事させることが憲法第十八条に規定する奴隷的拘束に当たるとは毛頭考えていない、このように政府として申し述べておるところでございます。まして、現在の自衛隊員がその職務に従事することがこれに当たらないことは言うまでもない、政府が徴兵制度を違憲とする論議の一つとして憲法第十八条を引用しているのは、徴兵制度によって一定の役務に従事することが本人の意思に反して強制されるものであることに着目して、さきに述べたような意味でその意に反する苦役に当たると考えているからである。これが政府の立場でございます。

この考え方には全く異を唱えるものではないと思います。このとおりでございます。

その前の昭和五十五年八月十五日、稲葉誠一議員の質問に対しまして政府答弁書におきましては、憲法の趣旨、すなわち幸福追求権を定められた憲法第十三条、そして憲法第十八条、この趣旨から徴兵制は違憲であるというふうに申し上げているものでございます。

ですから、委員の質問にストレートにお答えをするとなれば、奴隷的苦役ということをご政府は言っておりません。意に反してというところに意義があると、そういうことでございます。

○吉田忠智君 徴兵制を取るか否か、政策判断であるが過去にお答えになったというふうに私は承知をしておりますけれども、一二年四月に発表された自民党憲法改正草案では、前文に国民の国防義務が明記されております。

また、現在、自衛隊の新入隊員は、陸自で約六か月、空自でも半年から一年半ぐらいの教育訓練で第一線部隊に配属されると。十年も専門的な訓練をやらないうと使えない物にならないというのはデマ宣伝ではありませんか。少子化もありまして、新入隊員の採用も困難になっております。特に、海自などで募集業務に苦勞していらつと聞いております。必要性がないとは言い切れません。

そこで、最近問題になつてくるのが経済的徴兵制と言われることであります。文部科学省の学生への経済的支援の在り方に関する検討会では、昨年五月、奨学金返還滞滞者に自衛隊でインターンさせたらどうかとの発言がなされ、経済的徴兵制として報道されました。今後、徴兵制を導入する以前に、自衛隊に入隊すれば例えば奨学金返還免除などの経済的インセンティブを与える、そういう制度を導入する可能性はないのでしょうか。中谷大臣。

○國務大臣(中谷元君) 防衛省におきまして、自衛隊に入隊することを条件に学生支援機構の奨学金の返還、また国の教育ローンの債務を免除するという制度は存在をいたしません。

ただし、自衛隊奨学生制度というのがあります。これは有能な技術系の幹部自衛官となる人材を確保するための制度でありまして、平成二十七年度の貸費学生、これ十六名おられます。

この制度は、学校教育法による大学又は大学院で理学、工学、これを専攻している学生で、卒業後、その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対して、本人からの応募に基づく選考の後、採用した者に毎月定額の学資金を貸与することによつてその修学を助成し、卒業後に陸海空自衛隊の幹部候補生として任用する制度でございますが、貸与された学資金は、自衛官として一定年度以上勤務をいたしますと規定に従つて返還が免除されるということですが、これはあくまでも志願に基づいて選考採用する制度でございます。

まして、先ほど申し上げましたとおり、奨学金の返還、また教育ローンの返済を免除するという制度は取つていないというところでございます。

○吉田忠智君 アメリカは入隊する際に奨学金免除という制度もありますから、この経済的徴兵制という問題も決してこれは無視できない課題だと思つております。

そして、憲法第十八条の解釈で、総理も法制局長官も、それは苦役に当たると、徴兵は、これは絶対、徴兵制など十八条の解釈からしてあり得ないんだということでありまして、憲法九条の解釈をあんなんに簡単に変えたら、やっぱり国民の皆さんは不安に思ひますよ。防衛省の官僚経験者の方からもやっぱり徴兵制導入の懸念の声が上がつておりますから、素人だけの議論じゃありません。これは、その点だけ申し上げたいと思ひます。

総理に質問いたします。

相当、今回の法案、国民の反対の声が上がつております。六〇年安保のときとよく最近比較されるんですけど、そのときと違つていふんな国民の各層の声が、SEALDsと言われる大学生や若い人たち、子供を持つお母さん、学者、文化人、芸能人、中年の皆さん、本当に幅広く反対の声が上がつております。昨日、今日と私は議論を聞いています。この憲法解釈の変更、私も、将棋でいうと、詰んでいふんじやないかと思つて、詰んでいふ。もう論理的な整合性というのがやっぱりない。

そして、合憲と言つていふ憲法学者、公式に言つていふのは三人しかいないんですよ。今までの安保法案とは違つ、ほとんどの憲法学者が違憲だ。そして、先ほど申し上げた内閣法制局長官経験者も、現に審議している法案について、その委員会場で参考人として出てきて、これは憲法違反だ、違憲だ、問題だ、そんなことは今までありませんよ。そういうことをやっぱりしっかり受け止めて、私は、撤回して出直すべきた、国民の皆さんの声をしっかり聞くべきだ。

先ほど、総理のもう一人のおじいさん、総理は岸信介元総理のことによく出されますが、安倍寛さんの話は何れもありませんけれども、すばらしい方で私も敬服してあります。安倍寛さんのことも少し思ひを致して、新国立競技場で政治判断ができなから、政治判断したらどうですか。いかがですか。戦争法案、撤回してください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この平和安全法制

は、国民の命と平和な暮らしを守るために必要な自衛の措置とは何かということをお聞きしたい。提出をさせていただいていふところでございます。もとより憲法の範囲内であることは間違いないと我々は確信しております。

○吉田忠智君 これから、せつかく今日が皮切りで社民党も議論に参画をいたし、あしたは福島副党首が質問に立つようになっております。社民党は院内外で違憲の戦争法案の廃案に向けて徹底して闘うことを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○山本太郎君 生活の党と山本太郎となままたち共同代表の山本太郎です。党名は長いんですけども質問時間はなかなか長くないということなので、是非簡潔にお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。その前に、本日この審議を傍聴しに来てくださったつていふお客様の中に、六名の沖繩からのお客様がいらつていふ。辺野古から来ていただいたというので。

過去四度、直近の選挙では沖繩の民意ははっきりとしました。辺野古に基地は造らせない、それが沖繩の選んだ民意、そしてそれが決めたこと。にもかかわらず、どうやら安倍政権はどうしても造る気満々のようです。一体、安倍さんが何を考へておられるのかということもこれからいろいろ聞いていきたいと思つていふけれども、民主主義とは何なのか、立憲主義とは何なのかということも、今日お越しになつていただいている辺野古の皆さんにも是非お伝え願へたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、総論としてのお話を始めたいと思ひます。私たち生活の党と山本太郎となままたちは、今回の政府・与党の言う平和安全法制、私たちが見れば紛れもない戦争参加法制だと思つていふけれども、これらの法案は明らかに憲法違反であり、そればかりでなく、安全を保障するところか自衛

隊員と日本国民全体の危機を高めるもので、断固反対、全力で反対いたします。

今回、この特別委員会が発言の場を得ましたので、私たちは次の四つの視点を基本に質疑を行ってまいりたいと思います。

第一、やはり何よりも今回の政府提出法案は日本国憲法九条に違反する違憲立法だということである。憲法九条には、自衛権を認めるとはどこにも書いてありません。明確に武力の行使、これ禁止されており、外部から日本に対して攻撃、急迫不正の侵害があり、ほかに手段がない場合は必要最小限度の実力行使が許されるという解釈で正当防衛のための自衛隊を保有しているんですよ。日本が攻撃されていないにもかかわらず、武装した自衛隊が海外で武力行使をするということとは到底許されることではありません。

第二、後方支援は武力行使そのものだという点です。

日本政府は後方支援と言っており、日本も、国際法上、ロジスティクスは補給、兵たんであり、後方支援する自衛隊は、日本が支援するアメリカ等の敵対国あるいは敵対組織の軍事目標、攻撃目標に当然なります。アメリカの敵がそのまま日本の敵になる、有志連合国の敵がそのまま日本の敵になってしまうという話ですよ。

第三、国際法上の正当性についてです。

中東、アフガニスタンでのアメリカ等の爆撃や地上作戦に巻き込まれた市民、女性、子供たちの殺傷、これ明らかに戦争犯罪です。国際法上の正当性、あるわけがありません。このようなアメリカ軍等の行為に日本の自衛隊が参加、協力すること、あつてはならないです。自衛隊員の皆さんの危険が高まること、このことも重大な問題ですけれども、日本の自衛隊が非戦闘員の市民、女性、子供たちに対し過って発砲し、加害者側、戦争犯罪者側になることは絶対にあってはなりません。現場の情勢、刻一刻と変化します。戦場ジャー

ナリストの方々にお聞きすると、皆さん口をそろえてこうおっしゃる、身を守るために動くものは全て撃つ、そんな状況に陥るのが戦場だ。安全だと思われた場所もその先は分からないという話なんです。

我が国は海外ではあくまで集団安全保障、国連中心主義で行動すべきで、自衛隊の海外派兵は行わず、国連の人道支援活動を中心に参加、協力すべきです。

憲法違反の法案に対して、対策を出せ、これよく聞きますよね、声高に、与党側から。これはただの詭弁です。論点ずらし以外の何物でもない。憲法違反の法案に対する対策は廃案である、先日、参議院本会議で民主党北澤健頭理事がおっしゃいました。そのとおり。

続いて、第四として、私たちの安全保障に関する政策を主張していきたいと思えます。

まず、日本の領域に対する急迫不正の侵害に対処しては、従来どおり個別的自衛権と日米安保条約等については、海上保安庁の能力を一段と高め、自衛隊はそれをサポートすべきです。南シナ海に對しては軍事力ではなく外交力で対処すべき。ASEAN諸国と連携し、APERCの枠組みで海上輸送路の安全を確保すべき。中国に国際法に違反するような行為があったとするならば、APERCやG7なども協力して経済制裁をすることとし、そのことを抑止力とすべきではないでしょうか。中東につきましても、自衛隊は派遣せず、国連の人道支援活動への参加、協力を徹すべきだと思います。イスラムは日本の敵ではありません。これが私たちの政策、いわゆる対案です。

以上、四つの視点から質疑を行いたいと思えますけれども、今日は第一回目ですから、現在の我が国に差し迫った日本破壊のリスクに関する重大な脅威について質問していきたいと思えます。

衆議院で百時間以上を超える審議が行われたという話なんですけれども、でも、ほぼ誰も理解で

きていないんじゃないですか。総理でさえも余り理解されていないんじゃないかなというふうには、先日のテレビでの分かりやすい説明とか見ていて、そういうふうな思っちゃうんですけれども。安保法案に対して、それでも、テレビにも出演されて、いろいろかみ砕いてみんなに伝えようというお気持ちというのはいさぐく伝わってくるんですけれども、残念ながらますます混乱を深めているだけ。

理解を深めるコンテンツとして、今ちょっと話題がかなり盛り上がりつつあります、皆さん御存じだと思います、「教えてーヒゲの隊長」、御存じですよ。本家本元のひげの隊長の方も盛り上がりつつありますけれども、その一方で、そのパロディー版が本家を超越するヒット数ということ、これ併せて見ていただくとかなり面白いと思うんですけれども。

まず最初の質問は、このひげの隊長さんの動画、その一こまをお借りして質問したいと思えます。(資料提示)少数派はセルフサービスです。それでは参りたいと思えます。

この動画の中、ひげの隊長さんはあかりちゃんに對して、「実際に日本にミサイルを向けている国があるの知ってる?」、このように聞いています。

安倍総理、実際に日本にミサイルを向けている国というのは存在するんですか、教えてください。○内閣総理大臣(安倍晋三) 中国、北朝鮮、ロシア、これは我が国に到達し得る多数の弾道ミサイル、これを保有しておられます。しかし、そののみを

もって我が国の安全に対する脅威と評価しているわけではございません。弾道ミサイルの能力のみならず、その時々々の国際情勢、また当該国の言動、行動など総合的な分析、評価が必要となります。

その上で、政府として、北朝鮮による弾道ミサイル能力の増強等は我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威と認識をいたしておりますが、これは、まず北朝鮮が国際社会の自衛要求にもか

かわらず、核・弾道ミサイル開発を継続している姿勢を崩していない、そして過去三回の核実験を通じて、核兵器の小型化、弾頭化の実現に至っている可能性を排除できない、そして日本を、大半を射程に入れる数百発もの弾道ミサイルを配備している、そして昨今、弾道ミサイルの発射訓練を繰り返している、そして我が国の具体的な都市名を挙げて弾道ミサイルの打撃圏内にあることを強調するなど、挑発的な言動を繰り返していることなどを総合的に分析を評価した結果でございます。北朝鮮の軍事動向、これは我が国はもとより、地域、国際社会の安全保障にとっても重大な不安定要因となっております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

質問レクというのが質問をする前にございまして、そこでどんな質問をするかというのを、少しお互いにコミュニケーションできないといけないのでやり合おうですけれども、そのときに、ここはさくつといきたいですと、世間話をしていようというふうなお話があったんですけれども、丁寧に御説明をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、ひげの隊長、もし現実にミサイル撃ってきたらどうするの、どうするのは言っていないんです、どうする、あかりちゃんに聞いてください。もし現実にミサイル撃ってきたらどうするんですかね。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 我が国に對して弾道ミサイルが発射された場合には、自衛隊が米軍と協力をしつつ、弾道防衛ミサイルシステムによつてこれを迎撃をいたします。具体的には、イージス艦とPAC3により二段階で対応することを考えております。

その際、我が国に弾道ミサイルが飛来すると認められるもの、これが我が国に對する武力攻撃とは認められない場合には、自衛隊法第八十二条の三に基づき弾道ミサイル等破壊措置により対処

することに成るわけでありませぬ。

他方、我が国に対する外部からの武力攻撃に該當すると判断をし、我が国を防衛する必要があると認められる場合には、自衛隊が自衛隊法第七十六条の防衛出動により対処することとなりませぬ。

また、武力攻撃事態などに該当すれば、事態の状況に応じて国民保護法等の関係法令や国民保護計画等に基づいて警報の発令や住民の避難等の措置を迅速かつ的確にとることに成ります。

○山本太郎君 ありがとうございます。丁寧に御説明いただきました。

次は一言で答えていただけると助かります。時間の問題もありますので。

安倍総理、「教えてー」トゲの隊長」だけでなく、国会答弁でもよく出てくると思うんですよ、この弾道ミサイルの問題、武力攻撃の問題、よく出てきますよね。我が国にとって重大かつ差し迫った脅威であるという認識でよろしいですか。イエスカノーかお願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、当然、数百発のミサイルを保有して、核を開発している、搭載能力を向上させているということについて脅威と考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

同じ答えを、以前出しました質問主意書、その中でお答えをいただきました。まさに脅威である、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となつていて認識しているというお答えを以前にいただいたらいいんです。

これ、テレビ御覧になつていらっしゃる方々、御存じなかつたらいけないので軽く説明させていただきます。質問主意書というシステムがございます。何か疑問に思つたことがあれば、質問を書いて、それを政府に渡すと、それが答え、閣議決定として返つてくるというシステムなんです。非常にいいシステムですよ。

去年十二月、私は、政府に対しましてこの質問

主意書を使つて出しました。どんな内容だったか。九州電力株式会社川内原子力発電所への弾道ミサイルによる武力攻撃に対する国民保護計画に関する質問主意書を提出しました。皆さんのお手元にあるのは配付資料の二です。余りにも長くて、漢字だらけで、よく分からなかつたでしょう。もしも川内原発に弾道ミサイルその他が飛んできたらどうするんですかということをお聞きしたいとお話です。

その中で私は、弾道ミサイル攻撃等を含む武力攻撃による原子力災害への対処について、鹿児島県と薩摩川内市はそれぞれの国民保護計画の中に記載があると以前政府は答弁しましたが、政府自身は、九州電力株式会社川内原子力発電所に対する他国等からの弾道ミサイルによる武力攻撃を想定していませんかと質問いたしました。安倍総理の名前で返つてきた答弁書、質問主意書に対する答えは安倍総理のお名前でも返つてくるんです。

他国等からの弾道ミサイル攻撃に関する想定については、政府として特定の施設についてお答えすることは差し控えるが、弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題は、我が国や国際社会にとつての大きな脅威となつており、特に北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃示唆等の挑発的言動と相まって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となつていて認識している。政府としては、国民の生命・財産を守るため、平素より、弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種のシミュレーションや訓練を行っているところであると書いてありました。

総理、政府としましては、平素より、弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種シミュレーションや訓練を行っているということでお聞きくださいませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府においては、国民の生命、財産を守るため、平素から、様々な

事態を想定して、地方公共団体、関係機関を通じて対処能力の向上が図られるよう各種のシミュレーション、そして政府機関が連携した対処訓練や地方公共団体と共同した国民保護訓練を実施しているところでありませぬ。このうち、国民保護共同訓練については、各種テロや武装グループによる攻撃など緊急対処事態を主として、警察、消防、自衛隊など関係機関が参加した総合的な訓練を行つておりまして、原発に対するテロ攻撃を想定した訓練も行つております。

○山本太郎君 ありがとうございます。やはり、有事に備えてしつかりとシミュレーションするんだ、訓練もするんだという総理のお仕事をちょっとかいま見れたような気がいたします。では、お聞きします。総理、様々な事態を想定し各種シミュレーションを行つていらっしゃるようですが、川内原発の稼働中の原子炉が弾道ミサイル等攻撃の直撃を受けた場合、最大でどの程度放射性物質の放出を想定していらっしゃるのか、総理。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 御質問ですが、航空機衝突を含めて、原発が大規模に損壊した場合の対処施設は規制要求として求めておりますが、弾道ミサイルが直撃した場合の対策は求めておりませぬ。弾道ミサイルが直撃するような事態は、そもそも原子力施設の設置者に対する規制により対処すべき性質のものではないと考えています。

放射能が放出されるという事態は、したがって弾道ミサイルによつて放出されるという事態は想定しておりませんが、川内一、二号炉の適合性審査では、原子炉格納容器破損の防止、あるいは放射線物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止するための対策を求めると同時に、厳しい事故を想定し、対策の有効性を確認しています。それによりますと、放射性セシウム137の放出量は、川内一、二号機の場合には約五、六テラベクレルと評価しております。ちなみに、この値は

福島第一原発事故で放出された量の約千分の一以下ということになっております。

○山本太郎君 ということなんですが、今の答弁は余りにも長過ぎて、テレビを御覧の方は何を言つているか全く分からなかつた方、大勢いらっしゃると思ひます。要は、シミュレーションしてないんだと、シミュレーションしないんだということをおっしゃつたんですよ、委員長。弾道ミサイルが飛んできた場合、原子炉、その近くに着弾した場合、もしもそれが破損した場合に一体どのような状況になるか、その漏れ出すというのに対しては、それは計算されていないということですよ。

今言われたものに関して、言われましたよね、福島千分の一、もちろん基準はあるんですよ。もしものことが起こつた場合、千分の一だつたり百分の一とかというふうなうすうすとした何かの基準は存在しているんです。だけれども、皆さんどう思ひますか。弾道ミサイルが着弾したとする、そのほかにいろんなミサイルが着弾したとして、原子力施設を破壊されて、福島東電原発の千分の一の放出量で済むと思ひますかという話なんです。思ひませぬよね。どうしてそれをしつかりと計算しないのかという話になるんですけれども、余りにもひどくないですか、これです。

これ、質問主意書で質問したんですよ。仮定の質問であり、お答えすることを差し控えたという話なんです。仮定の話という、やっぱりこれ、答えるの難しいものなんですかね、総理。これはお伝えしていいんですか、やっぱりそういう何かが飛んできると分らないという状況の中で仮定の話というのには、なかなかそれは答えづらいものなんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 武力攻撃事態は、その手段、規模の大小、攻撃パターンが異なることから、これにより実際に発生する被害も様々な

あり、一概にお答えすることは難しいということでございます。

○山本太郎君 一概に答えるのは難しい、仮定では答えられない。そして、この安倍総理の名前でいただいた質問主意書でも、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたというふうなお答えをいただきました。

でも、考えてみてください。今回の法案、中身仮定や想定を基にされていないですか。A国がB国に攻撃を仕掛けた、友好国のB国から要請があり、新三要件を満たせば武力行使ができるのでないの、これ仮定ですよ。仮定でしょう。仮定でよく分からないとかってごにょごにょ言う割には、仮定でほとんど物事をつくっていくこととしてあるんですよ。仮定、想定で、そこからシミュレーションしていつて物事をつくり上げていくというのは当然のことだと思っんです。都合のいいときだけ想定や仮定を連絡しておいて、国防上ターゲットになり得る核施設に関しての想定、仮定でかかれますって、これ、どれだけ御都合主義ですかという話だと思っんです。

我が国を取り巻く安全保障環境、著しく変化しているんですよ。飛んでくるかもしれないんですよ、ミサイル。中国が、北朝鮮が、いろんな話をされているじゃないですか。十分に到達します、飛んできたときは何もできていません。困りますよね、それ。本気で守る気あるんですか。この国に生きる人々の生命、財産、幸福追求権を守るんだしたら、一番脆弱な施設、しかも核施設をどのように防御するかということを考えなきゃいけないのに、その逃がす方法も、千分の一、百分の一、その程度の放出量でしかないなんて、これ何なんですか、意味が分からない。

この先ほどお示した質問主意書、避難計画、防災計画作成の必要性は最大で何キロメートル圏の自治体に及ぶと想定していますかと質問しました。でも、これ答えなかったんですよ。おかし

ないですか。何かあったときにどの範囲で避難するか、どのような方法で避難するかということを決められていなきゃいけない。国民の生命、財産、幸福追求権を守るんですよ。どうして書かれていないんですよ。

総理、もしも弾道ミサイルが飛んできて破壊された場合、何キロ圏までの計画を作成するべきなのか教えてください。

○政府参考人(大庭誠司君) 武力攻撃事態は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより様々な想定があり得ることから、国民保護措置の実施に関する基本的な方針を閣議決定した国民保護基本指針においては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の四つの類型を想定しておりますが、特定の定量的な被害は記していないところでございます。

そして、弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子力災害が発生した場合については、あらかじめ地域を定めて避難等の措置を講ずるものとするものではなく、事態の推移等を正確に把握して、それに応じて避難等の対象範囲を決定することとしております。

○山本太郎君 先ほどの内閣官房の方にお聞きしたいんですけども、後半部分よく聞き取れたんですけども、いろんなパターンがあるからどういう状況になるかが分かりづらい。だから、実際にそうなってみて、いろんな被害の状況を見たりとか実測値を測っていきながらその避難の範囲であつたりということを決めていきたいという理解でよろしいでしょうか。イエスかノーかでお答えください。

○政府参考人(大庭誠司君) 事態の推移等を正確に把握してその対象範囲を決定するというところでございまして、例えば放射性物質等の放出の状況とか武力攻撃事態の推移等、これらにつきましてなるべく正確に把握して避難等対象範囲を決定していきたいということを考えております。

○山本太郎君 皆さん、分かりましたか、今の、テレビ御覧の皆さん。要は、前もつてのちゃんとした避難計画であつたりとかというのは、うっすらしか存在していないということなんですよ。今言いました事態の推移、この意味分かりますか。原発にもした事故があつたとしても、福島第一の、東電福島原発のような事故があつたとしても、そしてそのほかに、今一番危険とされている、安倍総理、そして安倍内閣が声高に叫び続ける中国、北朝鮮からのミサイルがという着弾が原子力施設にあつたとして、被害があつたとしても、これ、事態の推移、要は、一度被曝していただくという話ですよ。実測値で測っていくしかないんだという話ですよ。

こんなないかげんな話あるかよって、誰の税金で食べて、誰のお金でこの国会が成り立っていて、そして僕が何も、そして水田町もやっていけているんだって、誰の命を守るんだってという話でしょう。どうして真剣にやらないんでしょうね。こんな、一日三億円近く掛かる国会の審議と言いますよね、予算割つていいたら、それを九十五日間も延長しておいて、実際の飛んでくるだ何だと言われているミサイル、もしもそれが着弾した後の最悪のパターンというものを考えていないんですか。あきれ物も言えない。国民の生命、財産、幸福追求権、これを守れるとは到底思えない。何もやっていないに等しいと思えます。

先に行きたいと思えます。

配付資料の三。去年五月二十八日に発表されました。田中規制委員長が主導して、関係自治体の地域防災計画や防災準備に資する基礎的データを提供するために原子力規制委員会が作成したんです。要は、基準がなかったよということなんです。基準がなかったから、それじゃちょっと避難計画とかいんなものを立ててごらんでしょ、いんなものにお役立てくださいということと規制委員会が作つてくださった。田中委員長、専門家の方ですよ、作つていただいたということですよ。

よね。これがどれぐらいの数値だったかといいますが、先ほど一度出てきました東電福島原発の排出の百分の一、先ほど千分の一という単位も出てきましたけれども、これは百分の一で間違いがないですよ。

その下に注意書きが書いてあるんですよ。「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」という紙なんですけれども、これは、これ、下に注意書きが書いてある。どんな内容か。「なお、本試算はこれ以上の規模の事故が起らないことを意味しているものではない。」

百分の一で計算していたらどうも目に見えないんですよ。我が国で起こった事故で一番最大の数は何なんだという話ですよ。どうして百分の一にするんだって。それは、新規制基準というものを作りましたから。新規制基準を通過したものは、幾ら事故があつたとしても恐らく百分の一ぐらいいかならないんじゃないかなという希望的観測じゃないですか、これ。これ、もしも事故があつたとして誰か責任取りますか。想定外で終わりますよ。

現在も進行中の事故、福島、メルトダウンスリーとも言う、スリーメルトダウンとも言われているレベル7の事故三つ。収束の仕方も分からない、そんな事故があるにもかかわらず、誰も逮捕されない、強制捜査も入らない。分かりますよね、言っている意味。責任どうやって取るのかということ、覚悟を知りたいですよ。無理にやるんだらうって。安全保障の問題だ、エネルギー問題だ、いろいろなことを言っているけれども、実際はどうなんだって。もしものことが起こつた場合、また泣き寝入りか、福島の事故のように。余りにもおかしじやないですか。百分の一なんていう数字、これじゃ試算できないはずですよ。人々の命は守れない。

総理、答えてくださいよ、これ、百分の一で十分だと思われませんか。これ、伝えないで分けても、総理に答えていただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 武力攻撃による原子力災害への対処については、国民保護基本方針に基づいて、原発からおおむね五キロ圏内は直ちに避難、原発からおおむね三十キロ圏内はまずは屋内退避といった対応を取ることがこれは基本であります。

他方、武力攻撃によって五キロ圏、三十キロ圏といった範囲を超える大規模な放射性物質の放出が起きた場合には、そうした状況に応じて臨機応変に対処を行うことは当然でございます。指針も、事態の推移に応じて必要があると認めるときは、三十キロ圏よりも外も三十キロ圏内と同じ避難等の措置を行うとしています。

その上で、国は、汚染のレベル、武力攻撃の状況等に応じて避難地域、避難先を明らかにして、避難に関する措置を地方自治体に指示いたします。さらに、国は、自衛官、海上保安官による誘導避難を通じて、地方自治体とともに全力で住民の救援に当たってまいります。

○山本太郎君 安倍総理、原子力規制委員会、原発に対する弾道ミサイル攻撃については関知していないんです。

これ、以前に自分の所属している内閣委員会でもお聞きしたことがあるんですよ。こうおっしゃっています。結論から申し上げますと、評価はしていませんし、評価というのはそういう事故があった場合の評価はどうなのかということですよ、今後やるつもりはありません。ミサイルはいろんな種類がありますので、どういったものが飛んでくるかも分かりませんし、どういった状況になるかということも想定できませんので、やるつもりはありません。

これ、困るんじゃないですか。今、この法案十本もの一本に束ねて無理やりやるようにしているこの法案、ゆう活といいながらみんなの夏休みを奪っているこの法案、この法案、どうします。これ、やっぱり試算しなきゃ駄目なんですよ。原子力災害対策本部長って誰でした、原子力災害

対策本部。総理ですよ。そうですね。ということは、委員長、自分で勝手にできない。ひよっとしたらやりたいかもしれない。まあやりたいくないでしょうけれども。だったら、総理が判断するしかないんですよ。

これはシミュレーションしてもらってください。いかがでしょう、総理。総理に聞きたい。○内閣総理大臣(安倍晋三君) このシミュレーションにつきましては、先ほど申し上げましたように、各種テロや武装グループによる攻撃など緊急対処事態を主として、警察、消防、自衛隊など関係機関が参加した総合的な訓練を行っております。

原発に対するテロ攻撃を想定した訓練も行っておりますが、この原発への弾道ミサイル攻撃についてでございますが、この武力攻撃事態は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどによって様々な想定があり得ることから、国民保護措置の実施に関する基本的な方針を閣議決定した国民保護基本方針においては、着上陸侵襲、ゲリラや特殊部隊による攻撃、そして弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の四つの類型を想定しておりますが、特定の量的被害は記していないわけであります。

そして、弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子力災害が発生した場合には、あらかじめ先ほど申し上げましたような形で避難等の対象範囲を決定することとしております。

○山本太郎君 ありがとうございます。それと、とにかく、答えは出せないんだと。それはどうですか、これは、危機管理の基本って何だと。プリアー・フォー・ザ・ウエストですよ。最悪の事態に備える、これ当たり前です。でも、最悪の事態には備えていない。どちらかというと、見たくないものは見ない、耳は塞ぐ、でもやりたいことだけやっていく。それがたとえ国民のリスクにつながったとしてもやる。原発を見りゃ分かる。安全保障問題は誰のため。よく分からない。

本当に国民の生命、財産を守るためだったら、このミサイルが飛んできたらどうするかということに対して、核施設が直撃されたらどうするかということに対して、対策はもう既にできているはず。でも、それができていない。屋内退避ですって、その間に実測値測るって。なるほど、よく分かりました。

じゃ、お聞きします、田中委員長に。これ、誰も教えてくれないんですよ。川内原発の場合、一号機原子炉内の核燃料百五十七体の放射性物質全て放出された場合、また貯蔵庫の燃料六十四体、使用済燃料プール千百二十八体の放射性物質全て環境中に放出された場合、全てです。セシウム137基準でそれぞれ何ヘクトレルになるんですかと言って原子力規制庁と資源エネルギー庁に質問したんですけれども、誰一人答えられないんですよ。

専門家である田中規制委員長、お願いします、短めに。

川内原発PWRの燃料一体から最大で何ベクレルのセシウム137の放出があり得るんですかね。知っているか知らないか。知っていたらその後続けていたで結構です。知らなかったらそこでおやめください。お願いします。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 燃料集合体の中の放射性物質というのは、燃焼度とか冷却期間とか、様々な条件によって変わります。当然、全体の量というものは把握しておりますけれども、全部が放出されるといようなことは想定しておりません。先ほど申し上げたとおりです。

○山本太郎君 ありがとうございます。計算のしようがないって。でも、分かりそうなものですけど、計算したら。で、お聞きしたいんですよ。これ、再稼働なんてできるはずないんですよ、川内原発。政府が川内原発に対する弾道ミサイルに対して危機感を持っている。もしも着弾した場合、弾道ミサイルが飛んできた場合の対処の方法はほほいいんですよ。

よ。再稼働させるんですよ、ただでさえ避難計画むちゃくちゃで適当なのに。それだけじゃない。地震、断層ももっと広がってきているということが分かっている。火山も火山学会がおかしいと言っている。再稼働できるはずないでしょう。ミサイルどうやって防ぐんですか。再稼働するんですか、それでも。できるはずないですよ。

お答えください、総理、お願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、従来から政府の立場は御説明をしておりますが、原子力規制委員会において安全基準、これは非常に世界でも厳しい基準であります。この基準を満たしたものにについては再稼働していく方針でございます。

○山本太郎君 安倍総理の規制委員会への責任転嫁で、この質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○荒井広幸君 新党改革の荒井広幸です。私の意見を述べて、国民の高見を賜りたいというふうに思います。

総理に、この参議院の審議に入り、基本的な姿勢をお尋ねしたいと思っております。各党から修正案あるいは対案、こうしたものが出された場合には、先刻も議論がございましたが、柔軟に、合意できるものは合意してそれを認めていくという柔軟な姿勢であることは変わりがありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府としては、私どもベストな案を提出をしたと、このように考えておりますが、この参議院の委員会の御議論に對しましては、謙虚に、真摯に受け止めていきたいと、このように思っております。また、さきの衆議院の委員会におきましても、自民党、公明党、与党と維新の会が提出した法案等についての真摯な協議が行われたものと承知をしております。この参議院に場を移しましてからもこうした姿勢で臨んでいきたいと、このように考えております。

す。

○菅井広幸君 対案、修正案などには柔軟に応じた方がいいと、こういうことですね、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この委員会の議論において、更に議論が深まる中において、より広い我々も賛同を得ていくべく努力をしていきたいと、このように思いますので、いい提案があれば、当然、政党内の協議が進んでいくものと思います。○菅井広幸君 総理、そこなんです、私が聞き取ったのは、恐らく国民の皆さんも、全て押し付けてくるんじゃないかという懸念、不安があるんだと思います。

やはりいいものは取り入れていく、また、ある意味では政府が一步進んでいるかもしれないが、国民が、まだまだ十分な議論が、あるいは理解がない場合、この参議院の議論を通じて、そこにある一種の妥協点を認めていただいて国民の合意形成を図っていただく、その姿勢をいただいて、恐らく国民の皆さんも、納得、多少していただいている方も多いんだらうと思います。

経済産業大臣にお越しいただきました。山本さんからもお話がありました。私は、政府と原発対策については真つ向から反対をいたしております。原発事故はなぜ起きたんでしょうか、経産大臣。

○国務大臣(菅原洋一君) 福島第一原発の事故につきましましては、一言で申し上げれば、政府及び原子力事業者がいわゆる安全神話に陥っていて、結果として想定外の事故につながったということだと思っております。

国会の事故調、また政府の事故調においてもいろいろ指摘がされておりますが、国会の事故調では、福島第一原発は四十年前の地震学の知識に基づいて建設された、その後の研究の進歩によって建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことやその場合すくなく炉心損傷に至る脆弱性を持つことが繰り返して指摘されていた、しかし東電はこの危険性を軽視していたというようにな

と、また、政府の事故調では、東京電力や原子力安全・保安院等の津波対策、シビアアクシデント対策が不十分であったと、また、同じく政府事故調では、東京電力を含む電力事業者も、我が国の原子力発電所では炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていたがゆえに、危機を身近で起こり得る現実のものとして捉えられなくなっていたことに根源的な問題があると指摘されているところであります。

○菅井広幸君 参議院に議論が移りましたら、安倍内閣がすくく私は変わったような、ちよびつと変わったような気がするんですけど、それは今まで初めてです。私は三月十一日以降すくく議論して、普通は、原発事故の原因は何かといえ、津波、地震をまず第一に言っていました。今テレビの前の皆さんもお聞きになって、安倍内閣、代表して経産大臣は、まさに安全神話に陥っていたということをおっしゃいました。そこなんです、私が言いたいことは。

国会の事故調査委員会、戦後初めてです。戦争の責任についてもやむやみにしてしまいました。様々な問題でうやむやにしましたが、戦後初めて、衆参で全ての政党会派が委員を選び、この原発の事故原因たるは何ぞやとこの事故調を立ち上げて、その結果を引用していただきました。

私は、こうしたことが非常に重要だと思っておりますが、その国会の事故調の結論の、結びの中で、今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、歴代の規制当局というのはこれは政府を含んでいることですが、それぞれ着目の先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま三月十一日を迎えたことで発生したものであったと、このように結論付けています。

私は、安全保障法制も、保守リベラルの立場として極めて臆病で慎重論を持っていた人間でありましたけれども、この原発の事故に私は遭遇をし、そしていまだに大勢の皆さんが苦しんでおられます。国会事故調査委員会報告では、マインドセットという言葉も使っています。思い込みです。私も思い込みがあったのだと思います。原発を進めてきました。大丈夫大丈夫だ、何重にも安全をつけているから大丈夫だと言ってやってきたんです。しかし、こうした本当に責任を感じる、責任のある、申し訳ない事故が起きてしまいました。大変なことです。

私は、その意味において、総理、内閣には何とでも避難している人、自主避難も含め、そして放射線量の、先ほど規制委員長言いましたが、五ミリシーベルトと言っていますが、低線量長期被曝の原因は分からない。ウクライナの政府報告書、こういったものも一回、二十七年、三十年の歴史を踏まえて考えてもらいながら万全を期していただきたい、そのように思います。当然原発再稼働は反対であります。

想定外を置いて安全神話、思い込んでいた。私はその意味において、平和という安全神話に陥っていたかもしれないと思っております。あらゆる想定をして、この場合にはこんな対策、こういうことも起きるのではないかと、あらゆることを想定して国民を守っていくという責務が政府に私はあると思うんです、総理。

あらゆることを想定する。しかし、その中で、憲法の制約がありますから、限定したことしかできない。あらゆることを想定する、という意味では、まだまだ私は不十分だと思えます。次世代さんとまだ皆さんが言うように、もっとこういうケースもあるんじゃないかと考えた方がいいと思う。しかし、今回の法律は、憲法の範囲の中でどこまでできるかというきりきりのことを、大丈夫だと言わないで、万が一に備えるということをやっているわけなんです。その意味において、私は、国民の皆さんに安倍政権は問いかけをしていると、こ

うも言えるんだらうと思っております。その問いかけをしている立場として、丁寧で、そして時間を掛けて理解を得るまでというのは当然の姿勢でありましょう。そのあらゆることの想定の中で、憲法の範囲の中でできるものは何かといったときに、それが限定的集団的自衛権の行使というところに行き着いていったのであろうと思えます。今回は、私の憲法の考え方を述べながら、これについて見解を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、国民の皆さんは、参議院の選挙制度、変わったなと思っております。衆議院は、選挙制度、議長の下で第三者委員会、民間の委員の方に今検討を委ねております。参議院は、自ら身を切る覚悟で、いろいろ御議論はあったと思いますが、二つの案に集約されてまいりました。そして、今度、四県二合区を含む十増十減案ということ、この法案が成りました。

参議院の議論が、衆議院が国民の皆さんの信頼に堪え得るかどうかは、参議院が自ら、最高裁の要請を受けて、政差問題は何とかしらといったことに応える道しかなかった。その意味において、我々は自ら一年前の七月二十四日に採決をし、衆議院で昨日通ったわけなんです。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕その選挙を見ますと、憲法第七條とこの是非国民の皆さんも眺んでいたと思います。天皇の御事行為です。天皇は象徴です。その御事行為として、七条四号には、「国会議員の総選挙の施行を公示する」というのが天皇の仕事であると書いてあるんですね。もう一度読みます。「国会議員の総選挙の施行を公示すること。」となっているんです。

これはどうでしょう。衆議院は総選挙です。参議院は、これは通常選挙なんです。憲法には通常選挙と書いてありません。総務大臣、どうしてこのように総選挙だけが憲法に書いてあるんですか。

これはどうでしょう。衆議院は総選挙です。参議院は、これは通常選挙なんです。憲法には通常選挙と書いてありません。総務大臣、どうしてこのように総選挙だけが憲法に書いてあるんですか。

○國務大臣(高市早苗) 日本國憲法第七條第四号に規定する総選挙とは、全国全ての選挙区において同時になされる選挙を指し、公職選挙法で言うところの衆議院の総選挙のみならず、参議院の通常選挙もこれに含まれると解しております。

戦後、憲法改正法案の国会審議が始まりましたのは昭和二十一年六月二十五日でございます。この審議に向けて法制局が作った想定問答がございました。この中で、国会議員の総選挙は衆議院の総選挙のみを予想するのかもしれないという問いに対して、参議院議員の半数改選をも予想した概念でありますということになっておりましたので、よって、そもそも現行憲法では両院の選挙を総選挙と位置付けている、このようになっております。

○荒井広幸君 マッカーサー、そして民政局のホイットニー准将、そしてケーティスという大佐、この方が二十一年の二月十三日に吉田外務大臣と憲法を担当する松本恭治大臣と話をします。そのとき渡されたのがマッカーサー・メモです。

一院制でした。衆議院と呼ぶがどうかは別として、一院制だったんです。しかし、我々先人は、私から言えば、戦争の反省を含め、政府と衆議院の暴走を防ぐためにもう一院、国民から選ばれる参議院をつくらうとして二院制を主張しました。この二院制の主張は認められるんです。よって、あの憲法を作る、ある種の混乱の中で、戦後の混乱もありました、そういった混乱の中で、公職選挙法は、この公職選挙法というのは選挙を決めるものです、同時に議論されていくんです、憲法と公職選挙法。そのときに総選挙という言葉だけが残ってしまうんですね。

公職選挙法では三十一條が衆議院、三十二條が参議院通常選挙となっているんです。まあうっかり忘れていたえばそういうことなんです。後で気付いてそのような答弁になっているものなんです。ですから、憲法制定過程というものは、ある程度私たちが十分に勉強し直さなくてはならないというところがここにあると思っております。

私は、これが間違いだと言っているのではないですよ、憲法が。しかし、そういう過程を経て、今見たらば不自然な総選挙しかやらないんだから、私たちが参議院は永久議員のままでいられるんですから、こんないいことはない。しかし、それはなっていないんです。

法務大臣、この七条四号にあります、「国会議員の総選挙の施行を公示する」ということで、参議院は通常選挙であります、これは憲法を解釈しているというふうに読んだらいいんですか、どうなんです。

○國務大臣(上川陽子) お尋ねの総選挙に関する事柄でございますけれども、一般的に法務省の所管するものではございません、法務大臣としては、答弁につきまして差し控えていただきたいと存じます。

○荒井広幸君 これは肩透かし食っちゃったような話なんですけどね。

非常に、課題として、まあ答えられないというのにも当然分かっているんですけれども、これ皆さん非常に、衆議院と参議院というのは、二つあって、公職選挙法は同じときに憲法と同じく議論されていくんです。第九十回帝国国会、この日本國憲法というのは明治欽定憲法の改正なんです。第九十回帝国国会で、帝國憲法改正案で審議されていくんですが、並行して、同時にこの選挙制度というの議論されていくんです。

こういう中で、一院制を主張している日本がで、違う名前、参議院は通常選挙で解散するなんということがあるまじきことですよ。こうした課題をしょっているということをお話したいんです。私から言えば、これもある種解釈として許容されているんだと思っております。こういうことを私は申し上げてまいりたいんですが、このパネルを、皆さんのお手元にもお配りしましたが、御覧いただきたいんです。(資料提示)

【理事佐藤正久君退席 委員長着席】
憲法は、我々は尊重しなければなりません。当然のことです。憲法は、当時の、戦争終結後ですから様々な世界の力学が動きまわりました、そして、それに先立つ半年前、國運もできています。國運も理想主義を掲げます。世界ももう戦争はしたくない、日本も二度としない、これが国民の意見でありました。そういう中で憲法が形作られてまいります。

そのときに、押し付け憲法というののも一つ見方としてあるでしょう。しかし、先ほど言いましたように、少なくとも二院制において、これは憲法第四十二條です、国会は衆議院、参議院の両院をもつて構成する。これが政府の行き過ぎにストップを掛ける再考の府であり、衆議院の議論の結果に更に熟議を重ね、国民に説明し、場合によっては再考を促す、これが熟議の府、参議院の成り立ちです。こうした成り立ちが存在意義そのものであります。この存在意義を、のこったときに、何ゆえに憲法七条四号に総選挙としか書いていないか、重大な私はここに空白があった。それは同じなんです。

憲法は尊重されなければならぬけれども、その時々極めて厳しい現実があります。今言っている安全保障の環境というものです。自然環境なら分かりますが、安全保障の環境とは何ぞやというの、またほとんど議論が行くと思いますが、日本が非常に武力的に危ない状況に包まれている、そういう環境だ。

憲法は第九條で平和主義を言っている。一、二という文脈で言っています。しかし、厳しい状況の中で命や自由や幸福を追求する権利をどう守りたいか、常にこのハウスで先人方が悩み、国民とともに、どのようにするかを議論し、時には激しくぶつかり合ってきたわけなんです。

憲法には、十三條、皆さんの命を守り、自由と幸福を認めるんだと。では、万が一武力に襲われたときに、我々は皆さんの命や自由という権利をどう守れるでしょうか。

そこで生まれたのが英知である解釈ということであつたのだらうと思えます。憲法の尊重すべき理念、哲学の許される範囲の中で、しかし現実のものの中で、どのように国民の命、自由、幸福の追求する権利を守っていくかということ、ぶつかり合いながら考えた結果がこの解釈ということ、ある意味で憲法の中で許される一つの英知、やり方だったらうと思えます。私は、そこにおいて、今回の限定的集団的自衛権の行使はぎりぎり憲法が許容できるものだ、憲法が許しているものだという立場に立つものであります。

では、この法律が仮に通った場合、どこがこの法律が違憲か違憲でないかを議論するからであります。これは最高裁判所になるわけなんです。最高裁判所は、学校の教科書にも、習いましたが、すぐ私も忘れてしまいましたが、憲法八十一條、憲法の番人は最高裁判所であると言われています。違憲立法審査をすることができるところです。唯一、合憲か違憲か最高裁判所の判決を待たなければならぬんです。

そして同時に、内閣法制局の考えがどうかであつたか、一度してあつたものかどうであつたかというのが逐次議論になります。明日以降これらの議論もしてまいります。内閣法制局が憲法の番人のような誤解がありますが、子供たちの教科書にはそれは最高裁判所です。書いてあるとすれば、内閣の法律顧問が内閣法制局であると書いてあるんです。内閣の法律顧問が内閣法制局であると書いてあるんです。法制的な面から内閣を補佐する組織です。衆議院にも参議院にも法制局があります。私どもも、そうした法律を作るときには、その専門的知識、憲法とぶつかっていないか反しないか始め、法律を作ったかどうかということをやっています。

こうしたことから、最後には最高裁判決を下さなければならぬのでありますけれども、それによっているような国会では国民の信頼は取れません。この議論を含めてどうであるのかということ

第三十二部 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 平成二十七年七月二十九日【参議院】 四五

とをしつかり議論をしていくべきだと考えております。

そして、私はこう申し上げます。国民を守らないう憲法というのは存在するのであろうか。国民を守らない憲法というのは存在するのであろうか。憲法九条、平和主義、そして、命、自由、幸福追求権十三条、この幅広い課題に直面する現在、我々は、侵略戦争、植民地支配を反省し、どのよう国民とともに世界の平和と繁栄に貢献しているかということを考える重大な岐路に今我々参議院は立たされています。国民とともに十分な議論をしてこれを進めていかなければならないと思っております。

理念、理想はある、しかし現実がある。そこに私は、憲法の範囲の中で解釈は許される、限定的集団的自衛権の今回の行使は、三条件という下の中で縛りを掛けていることによつて、私はこれは合憲であると考えている次第です。総理の御意見を改めて聞かせていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) たいま委員が御指摘になられたように、憲法の七条も引かれたわけでございますが、九条においてもまさに自衛権について言及がないわけでございます。そこで、果たして自衛権を持つことができるかどうか、これは九条の二項との関係もあるわけでございます。自衛隊が合憲かどうかということも大きな議論になったのでございますが、砂川判決におきまして、必要な自衛の措置をとり得ることは国家固有の権能の行使として当然のことと旨わなければならないと、自衛権はあるということも明確に憲法の番人である最高裁が判示した、示したわけでございます。

その上において、四十七年に政府解釈として、この砂川判決と軌を一にするものでございまして、必要な自衛の措置についての考え方を示したところでございまして、我々は、国民の命と幸せな暮らしを守る責任があるわけでございます。当然、憲法は、砂川判決にもあるように、平和的な生存権、そして国民の命、自由、幸福追求の権利、憲法の前文そして十三条を引いた上において、非武装で国民を守らないうことはできないという考え方を示したわけでございます。

そして、その中に入るものは、必要な自衛の措置は何かということをお考えの中において、今回まさに我が国の存立を脅かす、国民の生命や自由や幸福追求の権利が根底から覆されると、そういう状況、まさに三要件を付け加えた上において、三要件を満たしたものである場合には、集団的自衛権の中におきましてもその三要件が当てはまるものは行使できると、この判断をしたところでござい

ます。それはあくまでも、まさに委員がおっしゃったように、憲法が、国民が平和的に生存していく、本来の自然権である権利をしつかりと守り、追求していくことができないうことではないという考え方に立つてのものでございまして。

○荒井広幸君 総理を信頼するものであります。私は、戦争の反省から二院制で参議院が生まれた、国民の目を入れて国民の立場で政府の暴走を抑えるためには、自衛隊を派遣する前に国会の同意を全てにおいて事前においてこれをかけていくということが不可欠であるということをお願いしたいと思っております。それは後日に譲ります。

朝日新聞の憲法学者の皆さんへのアンケートで、六三%に上る碩学の学者の皆さんが、自衛隊を憲法判決、憲法違反の可能性があると答えておられます。それに対して、国民は違和感を持っていて、自衛隊の災害派遣活動やPKOは国民からも世界からも高く評価されている、自衛隊が違憲、違憲の可能性との前提に立った議論は正しい国民の皆さんの理解に結び付かないのではないかと新聞紙上で公明党山口代表がお話をされています。私も同感なんです。憲法学者の皆さんの声には、我々しつかり心に刻まなくてはなりませんけれど

も、もつともだなどというふうに思います。ここにも書きましたが、九条と十三条、そのほさまをどう埋めていくのかということに我々は本当に心血を注いでいるわけです。

その意味におきまして、前の公明党代表でもあります、そして自民、公明連立のシンボリック的存在でもあります太田大臣のこのアンケートに対する分析をお聞かせください。

○國務大臣(太田昭宏君) 私は、現在、公明党を代表する立場にはありませんし、自衛隊の所管大臣でもありません。また、個別の世論調査の一々について、それにコメントをするということとは、公的に私は適切ではないと、このように思っています。

その上で、御指摘でございますので、その上であえて申し上げますと、政府は従来より、憲法第九条は我が国が主権国家として持つ固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限の實力組織である自衛隊は憲法上認められるものであるとしておりまして、私もそのように思っているところであります。

○荒井広幸君 この調査は大変参考になるんです。ですから、誤解をしないで聞いていただきたいんですが、この朝日新聞の憲法学者の皆さんに対するアンケートでは、七月十一日の新聞の紙面では、存立危機事態における限定的集団的自衛権を可能にする安全保障関連法案は憲法違反に当たるとお考えですかというところ、違反ですよ、百四名、違反の可能性がおりますよ、十五名、百三十二名のうち百十九名の方が、この先憲法学者の皆さんが答えていらつしやいます。これは十分に胸に刺んで、中身を精査して、我々も学ぶべきところがあります。

ようです。しかし、一週間、十日遅れて発表になった、自衛隊の存在は違憲かどうか、同じ方に聞いているんです。自衛隊の存在は憲法違反に当たると考える方が五十名、可能性があると考える方を含めると七十七名で、六割を超えているんです。自衛隊が違憲であるという方々が、限定的な集団的自衛権をこれもまた違憲であると先輩学者の皆様方はおっしゃっているということでございます。

同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりであります。政治学者、社会学者、全ての学者の皆さんの意見も幅広く聞いていかなければならないことであろうと思っております。

こうした観点において、私どもは常に理想としての憲法を、これを我々は遵守していく、絶対に逸脱しない。しかし、憲法制定時代からいろいろな国際状況が変わってまいりました。その変わった問題の中で、憲法改正という道もあります。しかし、この憲法改正の国民投票が決まったのはついこの間です。そして同時に、解釈という英知を集めたやり方があった。憲法の理念とそれをうまく生かし切る、そして国民も生かしていく、命や生命や財産を、そして自由、何よりも尊い自由や幸福追求権を守っていくために、それに危害を加える内外のものを排除するといふその手段を持つ、備えを持つということ、私は、憲法において、今度の政府の言っている限定的集団的自衛権の行使はぎりぎり解釈として容認できるものであるということをお申し上げたいと思っております。

以上申し上げまして、私の本日の質疑を、提案を終わります。

○委員長(鴻池祥肇君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。これにて散会いたします。午後五時十五分散会

【参照】

安全保障における「原理」「原則」「視点」

憲法適合性

憲法9条、憲法13条(原理)

「武力による威嚇又は武力の行使」をしてはならない
→ 例外的に許容される自衛の措置(新三要件)

法制度

自衛隊の海外派遣3原則 → 「平和安全法制」における各活動の要件、手続等

政策判断

3つの視点

- ① 「わが国の主体的判断」
- ② 「自衛隊にふさわしい役割」
- ③ 「平和外交努力」

3

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁 出典:西田実仁事務所作成

国際法上の正当性の確保

活動	要 件	根拠
国際平和共同対処事 態における協力支援 活動等	次のいずれかの 国際連合 の総会 または 安全保障理事会 の決議が存在する場合 ① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、または認める決議 ② ①に掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議	国際平和支援法 (3条1項1号)
国際連携平和安全活動	次のいずれかが存在する場合 ① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議 ② 次の国際機関が行う要請 ・ 国際連合 ・ 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、 国際連合難民高等弁務官事務所 その他政令で定めるもの ・ 当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第52条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、 欧州連合 その他政令で定めるもの ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請 (国際連合憲章第7条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)	国際平和協力法 (3条2号、別表1)

5

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁 出典:「平和安全法制」の概要を基に西田実仁事務所作成

自衛隊の行動にかかる国会承認

活 動	国会承認
重要影響事態における後方支援活動等 (重要影響事態安全確保法 5条)	原則 事前の国会承認 例外 緊急の必要がある場合の事後承認
国際平和共同対処事態における協力支援活動等 (国際平和支援法 6条)	例外なき事前承認
国際連携平和安全活動 (国際平和協力法) (6条7項～12項)	停戦監視活動及び いわゆる安全確保活動のみ事前承認の対象
存立危機事態への対処のための防衛出動 (自衛隊法 76条) (事態対処法 9条)	原則 事前の国会承認 例外 特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るとまがない場合の事後承認
船舶検査活動 (船舶検査活動法) (重要影響事態安全確保法 5条) (国際平和支援法 6条)	重要影響事態安全確保法、 国際平和支援法に定めるところによる

6

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁
出典:「平和安全法制」の概要を基に西田実仁事務所作成

自衛隊員の安全の確保

活 動	関連規定の要旨
国際平和共同対処事態における協力支援活動等 (国際平和支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全配慮規定 (9条) ✓ 実施区域の設定 (7条3項、8条2項) ✓ 活動の中断 (7条4項) ✓ 一時休止 (7条5項)
国際連携平和安全活動 (国際平和協力法)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全配慮規定 (10条) ✓ 業務の中断及び危険を回避するための一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置を定めた実施要領の策定 (8条)
在外邦人等の保護措置 (自衛隊法)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 予想される危険に対応して保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること (84条の31項3号)

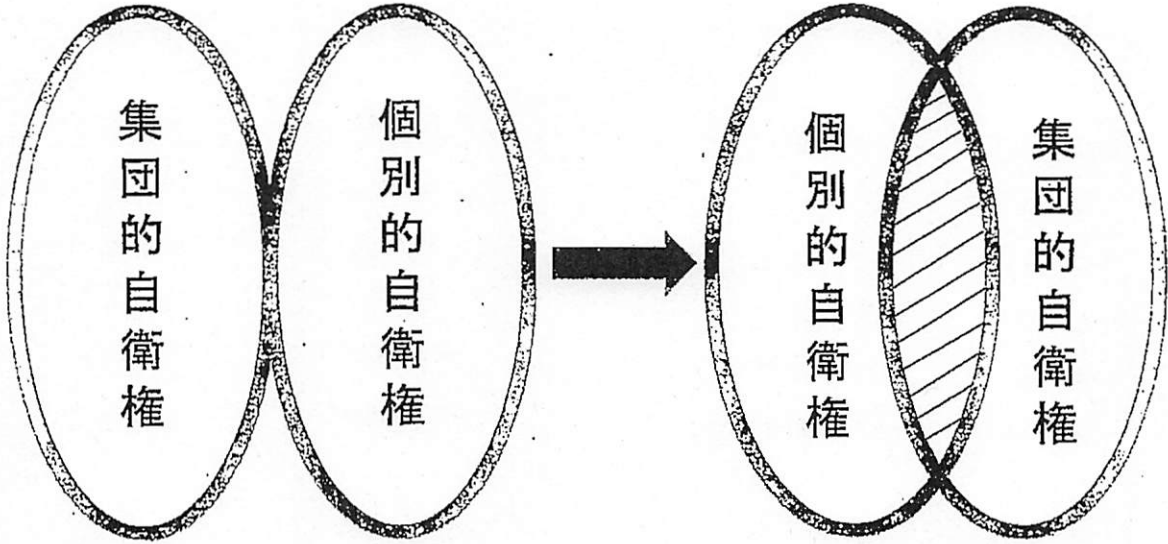
7

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁
出典:「平和安全法制」の概要を基に西田実仁事務所作成

(片山虎之助委員資料)

【資料①】

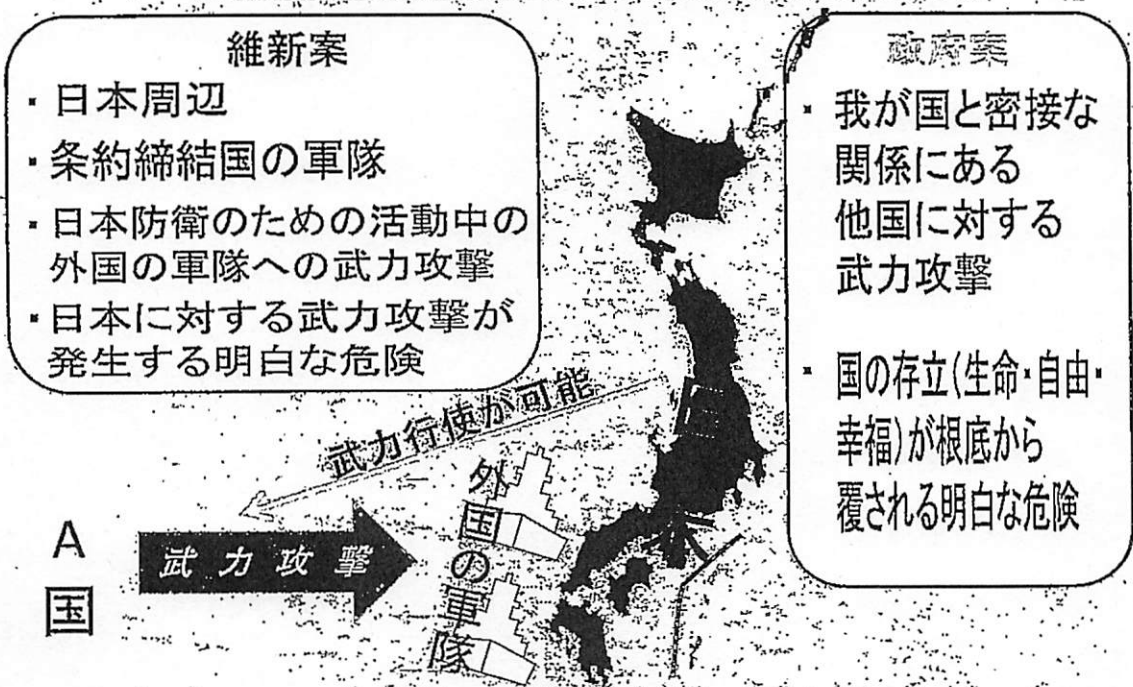
維新案の自衛権の考え方



平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 維新の党 片山虎之助 片山事務所作成資料

【資料②】

維新案における明白な外形基準



平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 維新の党 片山虎之助 片山事務所作成資料

【資料③】

維新案と政府案の対比

	維新案	政府案
憲法適合性	○	×
自衛権行使の要件	武力攻撃危機事態 (自国が武力攻撃を受ける明白な危険)	存立危機事態 (国の存立(生命・自由・幸福)が根底から覆される明白な危険)
海外派兵	できない	ホルムズ海峡の機雷掃海(例外として)
グレーゾーン事態	領域警備法を創設	法整備せず(運用で対応)
周辺事態・後方支援	米軍に限定 極東及び極東周辺	米軍以外の外国軍も 地理的制約なし
他国領内における 国際貢献の正当性	国連安保理7章決議	国連決議等
武力行使一体化	非戦闘地域に限定 戦闘準備の航空機への給油整備 × 武器弾薬の提供 ×	現に戦闘が行われている現場を除く地域 戦闘準備の航空機への給油整備 ○ 武器弾薬の提供 ○
防衛出動の承認	専門委員会で実質審議し承認を厳格化	通常の国会承認手続

平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 維新の党 片山虎之助 片山事務所作成資料

【資料④】

ホルムズ海峡機雷掃海の法的検討

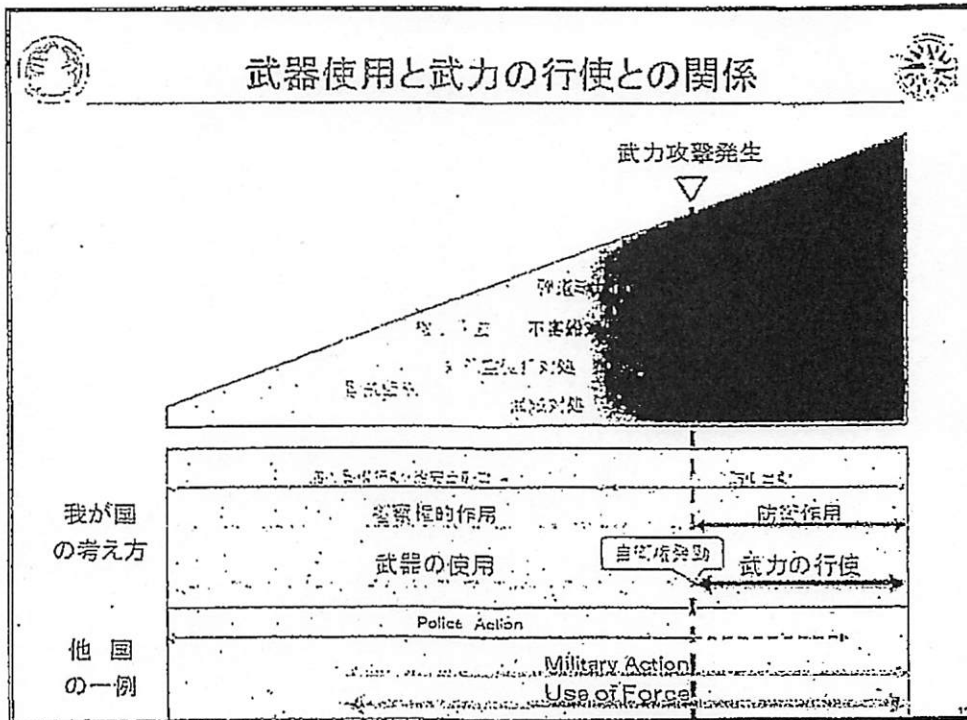
ホルムズ海峡には公海部分がない 紛争継続下に、我が国自衛隊がホルムズ海峡で機雷掃海することは、海外派兵(=武力行使の目的を持って他国領域内に自衛隊を派遣すること)に該当するので **憲法違反**となる。

紛争下の機雷掃海は国際法上、武力行使に当たる (但し、新三要件に該当すれば機雷掃海が可能となる)

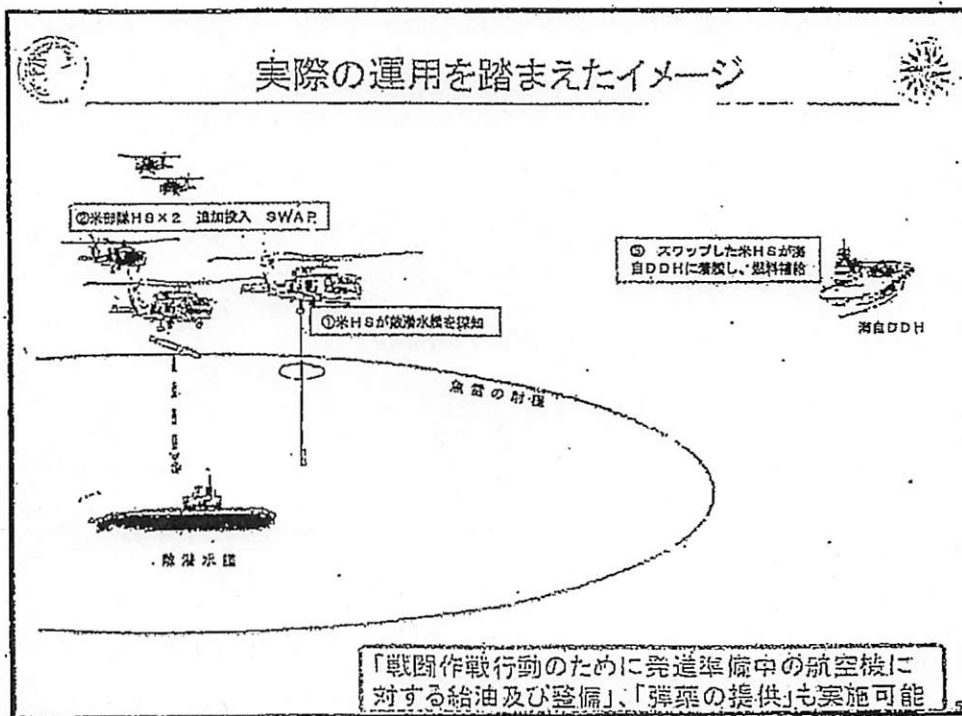
憲法上、より正当性があるのは機雷掃海の後方支援

後方支援	米国等による機雷掃海 △ 国際法上の正当性に欠ける場合がある	
	国連安保理7章決議による機雷掃海 ○ 国際法上の正当性に疑問の余地がない	

平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 維新の党 片山虎之助 片山事務所作成資料



2015年7月28日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党・小池晃/海上自衛隊資料より小池晃事務所作成



2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党・小池晃/海上自衛隊資料より小池晃事務所作成

アフガニスタンでの米陸軍の 補給任務中の死傷者数(07年度)

	輸送回数	死傷者数	比率
燃料	897回	38人	1人/24回
水	438回	15人	1人/29回

2016年7月29日 参議院及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本代表 小池/Carroll氏(2008年9月)より小池氏宛ての報告

アフガニスタン戦争での犠牲者

	カナダ		ドイツ		イタリア		デンマーク	
死亡者数	158		54		48		43	
IED	92	} 80%	7	} 61%	23	} 75%	22	} 68%
自爆	13		14		1		0	
地雷	0		1		0		3	
発砲	26		14		8		12	
事故など	27		18		16		6	

2016年7月29日 参議院及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本代表 小池/Carroll氏(2008年9月)より小池氏宛ての報告

何もしなくて良いのでしょうか？

中国・北朝鮮・テロの脅威

放置

必要な法整備

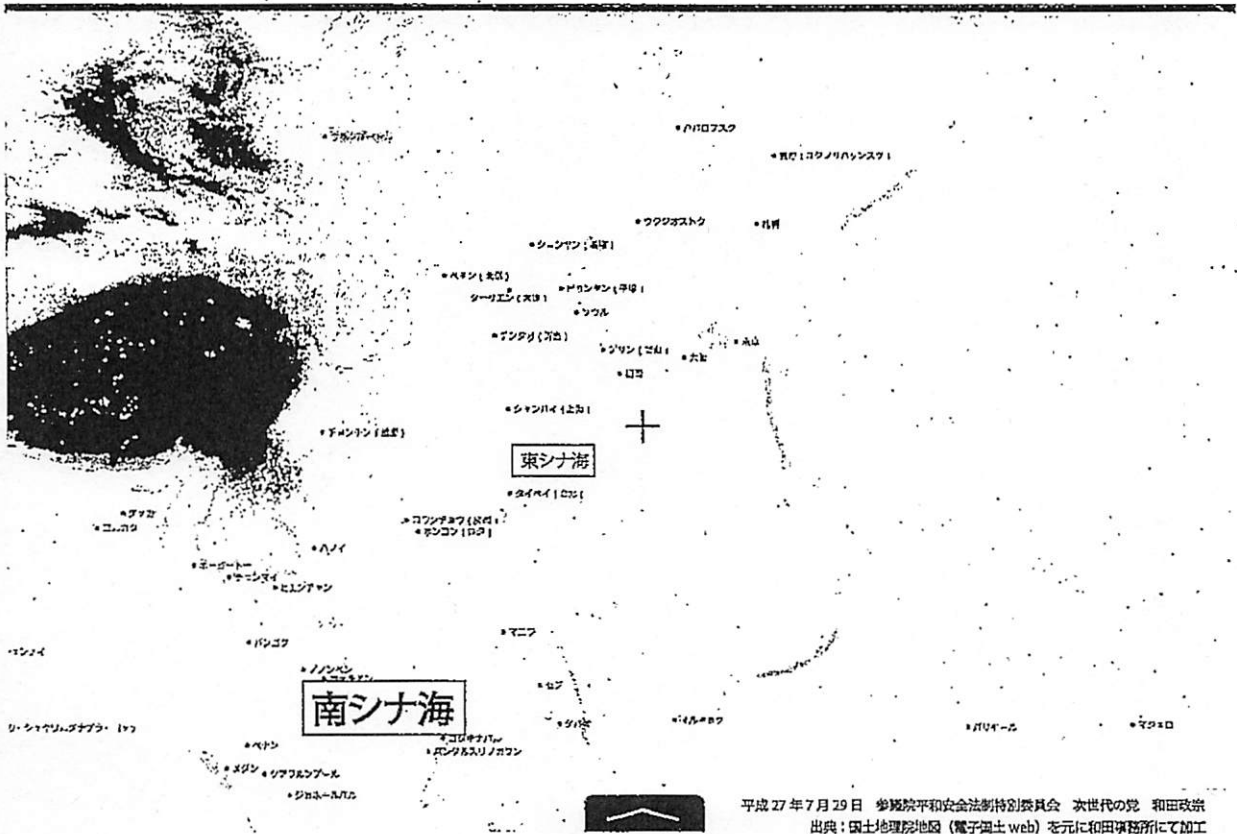
戦争に巻き込まれる → 巻き込まれにくくなる

テロのリスクが高まる → リスクは低下

国民、特に子供たちを守るために抑止力の向上が必要

何もせず反対だけでは、いざというとき守れません

平成27年7月29日 参議院平和安全法制特別委員会 次世代の党 和田政宗 出典：和田事務所作成資料



平成27年7月29日 参議院平和安全法制特別委員会 次世代の党 和田政宗 出典：国土地理院地図（電子国土web）を元に和田事務所にて加工

資料2

緊急時の扱ばく線量及び防護措置の効果の試算について(案)

平成26年5月28日
原子力規制委員会

1. 趣旨・目的
原子力災害対策指針では、放射性物質の放出前に予防的防護措置を実施するための枠組や、事故の進展に応じて段階的避難等の追加的防護措置を実施するための枠組等、原子力防災体制の基本的考え方を示している。

原子力災害対策指針の考え方に基つき、関係自治体において、各地域の実情を踏まえて、地域防災計画の策定等が進められているが、原子力災害の発想は、事故の規模や進展の状況等によって多様であり、実際の原子力災害時には、状況等に依りて、柔軟かつ適切な対応が求められる。

このため、関係自治体において、リスクに応じた合理的な防護や対応を行うための参考としていたばくことを目的として、仮想的な事故における放出源からの距離に応じた扱ばく線量と予防的防護措置による低減効果について、全体的な傾向を提示していただくための試算を行った。

本試算では、セシウム137が1000テラベクレル、その他核種がセシウム137と同じ割合で試算された量、さらに希ガス類が全量、蒸気中に放出されるような仮想的な事故を想定した。この想定は、東電福島第一原発事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性を確保する上で「想定する格納容器破損モード」に対して、Cs-137の放出量が100TBqを下回っていることを確認する(注)とされていることを踏まえて設定したものである。

なお、本試算はこれ以上の規模の事故が仮に起こらないことを意味しているものではない。

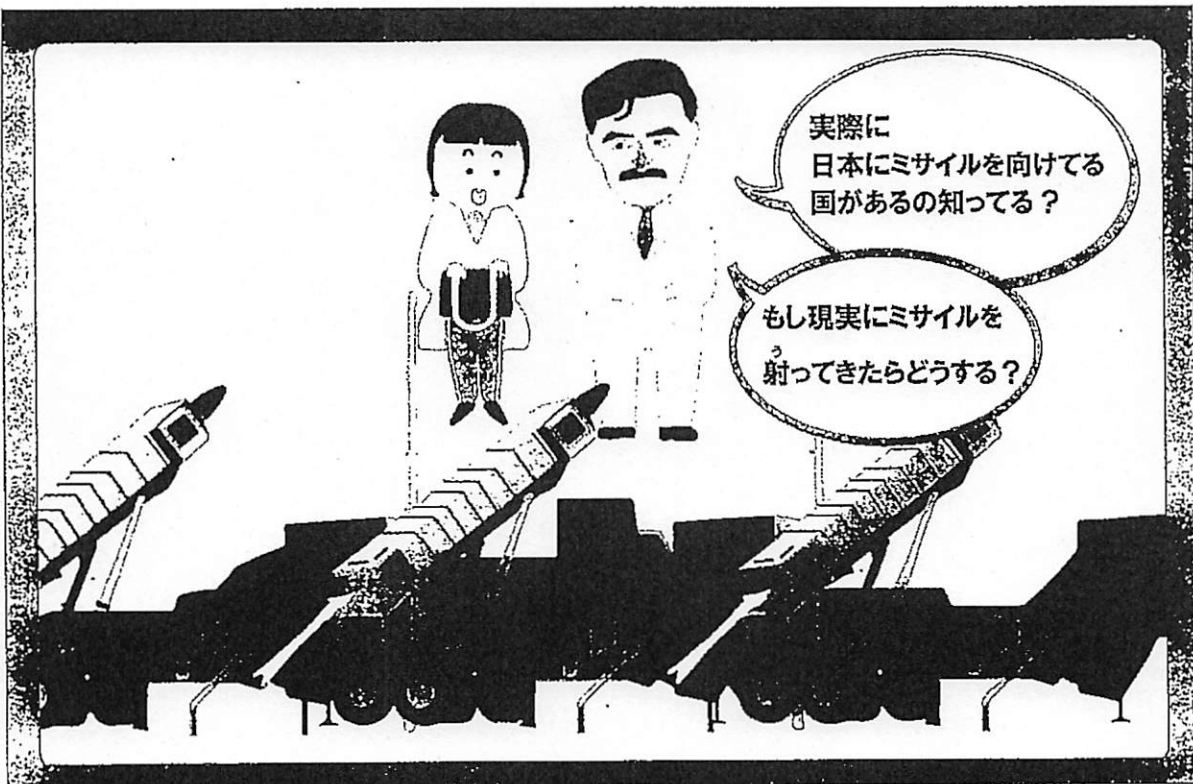
(注)「実用炉用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価」に関する調査が「F1」より抜粋

2. 計算条件及び評価方法

- 想定する事故：放射性物質が環境に放出されるが、具体的な事故のシナリオは設定せず、以下の条件で計算。
 ○ 炉心内線量：80万kWh(参加圧水型軽水炉(PWR))をモデル。
 (事故直前まで定格熱出力(2,652MWt)比102%の熱出力で40,000時間運転を継続したものととして算出。)
- 格納容器への放出割合：米国のNRCのNUREG-1465から引用。
 ○ 環境への放出割合：セシウム137の環境への放出量が100テラベクレルとなるように求めた係数を、NUREG-1465から得られた各核種シナリオ(ヨウ素類等)の格納容器への放出割合に乗算して算出。
 ただし、希ガス類については、全量が放出されると想定。

資料⑨
2016年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
平成26年5月28日 原子力規制委員会
山本太郎事務所作成

資料⑩
2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
平成26年5月28日 原子力規制委員会
山本太郎事務所作成



2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
資料⑩
＜自民党公式YouTubeチャンネル「教えて」ヒゲの隊長」より、山本太郎事務所作成＞

- 炉停止から放出開始までの時間：12時間
- 環境中への放出継続時間：5時間（一定の割合で放出されると仮定。）
- 放出高さ：50m
- 大気中拡散・ばばく線量評価に使用した計算コード：OSGAAR
（独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）安全研究センターの協力を得て実施。）
- 気象条件：年間における1時間毎の気象データ（8,760通り）から248通りをサンプリング（茨城県東海地区）。
- 被ばく経路：外部被ばく（放射性ブルーム、地表沈着によるもの）及び内部被ばく（吸入によるもの）
- 評価方法：環境中に放出された放射性物質の挙動は、放出後の気象条件によって影響を受けるため一定ではない。このため、本試算では、年間の気象データからサンプリングされた気象条件に対して得られた結果（放射性物質の濃度）を昇順に並べたものの中間値及び95パーセント値（百分位値）を代表値として評価。換言すれば、95％値は、特殊な気象条件を除いた最大値といえる。

3. 試算結果から得られる示唆

今回の試算結果から得られる示唆は以下のとおり。（試算結果については別紙参照。）

(1) PAZにおける防護措置

- ・ PAZでは、放射性物質の放出前に、予防的に避難を行うことが基本。
- ・ ただし、予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような支援措置については、無理な避難を行わず、屋内退避を行うとともに、適切に安定ヨウ素剤を服用することが合理的。
- ・ なお、コンクリート構造物は、木造家屋よりも被ばく線量を低減させる効果があることが知られている。また、病院等のコンクリート建物に対して放射線防護機能を付加することで、より一層の低減効果を期待できる。

(2) UPZにおける防護措置

- ・ UPZでは、放射性物質の放出前に、予防的に屋内退避を中心に行うことが合理的。

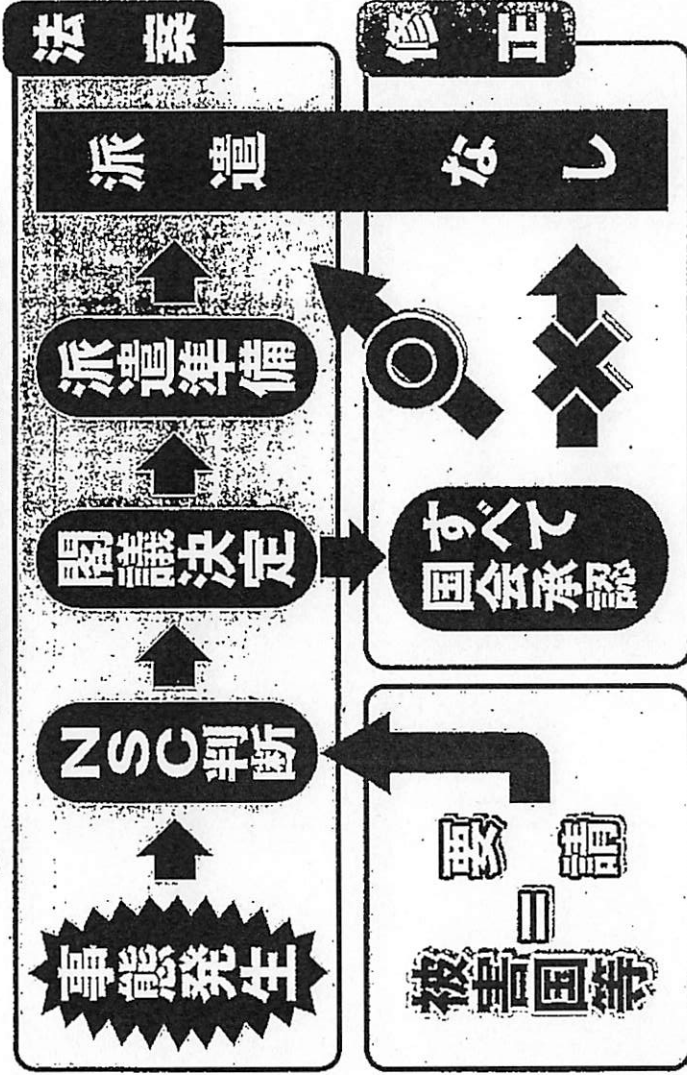
(3) 放射性ブルーム通過時の防護措置

- ・ 放射性ブルームが通過する時に屋外で行動するとかえって被ばくが増すおそれがあるので、屋内に退避することにより、放射性ブルームの通過時に受ける線量を相当程度低減することができる。

資料③

2016年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
平成28年5月28日 原子力規制委員会提出資料「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について(表)」より
山本太郎事務所作成

すべて国会の事前承認を



(荒井広幸委員資料)

平成27年7月29日(水) 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 緊急法案 審判部 行方：法務省事務局

国民を守る

憲法(9条)

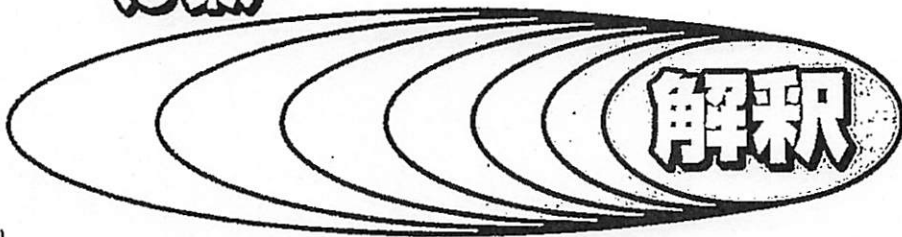
命、自由、幸福(13条)

理想・理念 > 解釈 < 現実

平成27年7月29日(水) 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 経路改革部会 作成: 京井英孝事務局

理想・理念

憲法 = 尊重
(9条)



命
自由・幸福権
(13条)



現実
厳しい環境

平成27年7月29日(水) 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 経路改革部会 作成: 京井英孝事務局